

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第 六 号

昭和五十六年二月二十四日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

相沢 英之君

今枝 敬雄君

熊川 次男君

白川 勝彦君

平泉 涉君

藤井 勝志君

森田 一君

山中 貞則君

与謝野 馨君

塚田 庄平君

平林 剛君

村山 喜一郎君

渡部 一郎君

正森 成二君

柿澤 弘治君

出席国務大臣

大蔵 大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 保岡 興治君

大蔵大臣官房審議官 水野 繁君

大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君

大蔵大臣官房審議官 垂水 公正君

大蔵大臣官房審議官 吉田 正輝君

大蔵省主計局次長 吉野 良彦君

大蔵省主計局次長 矢崎 新二君

大蔵省主税局長 高橋 元君

国税庁次長 川崎 昭典君

国税庁直税部長 小幡 俊介君

国税庁間税部長 小泉 忠之君

農林水産政務次官 志賀 節君

委員外の出席者

行政管理庁行政監察局長 塩路 耕次君

行政管理庁行政監察局長 重富吉之助君

大蔵省銀行局 松山 光治君

大蔵省銀行局 下 壯而君

大蔵省銀行局 井上 正君

大蔵省銀行局 横堀 恵一君

大蔵省銀行局 佐藤 仁一君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

大蔵省銀行局 葉林 勇樹君

川口 大助君 村山 喜二君

二月二十四日

増税中止及び不公平税制は正に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一一六五号)

同(市川雄一君紹介)(第二二六〇号)

都立高校建設のため大和基地跡地の払い下げに関する請願(若佐恵美君紹介)(第一一七三三号)

医療税制の確立に関する請願(藤田高敏君紹介)(第二二六一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○柿澤委員 酒税法の質問に入る前に、ちょっと主税局長にお伺いをいたしたいと思います。

現在予算委員会が予算審議が進んでいるわけですから、それと並行して野党各党の中で予算修正案についての話し合いを進められております。その中で一つ大きなポイントになっておりますのは、御承知のとおりサラリーマンを中心とする所得税が増税なき増税という形で税負担の増加が進んでいる、その点を何とか調整をしないといけないのではないかと考えています。

そのうち、私どもは民社党と話し合いをいたすけれども、一つの考え方として基礎控除、配偶者控除、扶養控除、三控除の二万円の引き上げ、さらに給与所得控除の控除率の一律五%アップという案を民社党と新自由クラブとの間でよく合意をいたしました。しかし、その減税額の計算で両党必ずしも数字が合っておりませんので、その点について大蔵省のお考えを聞いておきたいと思うのですが、私どもは、大蔵省から出されている五十六年度推計の中で平均給与所得三百五十万という数字がございまして、それに給与所得控除百十五万、その五%アップということで百二十万にいたし、それにさらに三控除の二万円ずつの引き上げを計算して四大家族で計算をしたところ、一人当たり減税額が一万六千五百円という数字が出ました。その一万六千五百円に課税対象人員三千四百万人というのを掛けまして五千六百十億という一応の減税額の推計を出しているわけですが、これも、これも若干、平均給与所得ということとっておりますので若干な点があるかと思うのですけれども、税務当局として同じこの三控除の二万円引き上げ、さらに給与所得の五%アップというもので計算をした減税額というものを示したいだけは大変幸いだと思います。

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

○高橋(元)政府委員 所得税減税につきまして

の考え方は、かねがね大臣から申し上げておりますとおりでございますから、この際私から繰り返して申し上げることは避けまして、いまお尋ねの減税額の試算でございますが、すでに国会に御提出しております物価が五・五％上がった場合の減収額の見込み、それから本年度の税収の見積もりの説明、その二つを使ひまして計算をいたしまして、とおおむね五千九百億円程度というふうに概算されます。

○柿澤委員 実はそのうは、公明党、民社党の話し合いが午前中にありまして、四千五百という数字が新聞等にも出てしまつてゐるわけですから、私も、私ども午後になって民社党と話をして、同じ制度で推計額が違ふ、五千九百億といふと千四百億も違ふわけですから、最初から私も入れてもらつていればこんなことなかつたのですけれども、小さいが数字に強い新自由クラブというところで、公明党、民社党さん、どうも外されましたので……。これからこの数字をもとにまたいろいろ議論をしていきたいと思つておりますので、その点がありがとうございました。

酒税の問題に入りますけれども、酒税制度についてはもうすでにさまざまな議論が出てゐるわけですが、最近までどうも議論がすべて生産者中心といひますか、そういう感じになつてゐるよう思ふわけですが、たとえば税率の引き上げ幅にしても、消費者の負担というよりも生産者の事情を考慮して決められる、それによつて税種間の負担がかなりアンバランスになつてゐるという問題もあるように思ひます。従価制度を取り入れてはどうかという意見も強くなつてゐるわけですが、製造業者が反対しているというふうなこともあつていつまでも見送られてゐる。これからの酒税行政というものを考えますと、やはり消費者の立場も考へて酒税制度を根本的に見直す必要があるかと思ふわけですが、その点についての大蔵省のお考えを伺ひたいと思ひます。

特に先日この大蔵委員会で伊藤委員の質問で、

大蔵当局は酒税問題に関する懇談会を設けて見直しを行うというふうにお答えになつておりますけれども、いつごろからどのような形でやるのか、またその内容等、御説明をいただければ幸いです。○高橋(元)政府委員 いまもお話にありましたように、酒税法が全文改正いたしましたからもう十九年たつております。その間に、酒税はもろろの間接税でございますから、担税者でありますところの消費者、それから納税義務者でありますところの酒造業者、それぞれの事情を反映して、経済社会情勢の変化に対応して常時見直しを行つてきたつもりでございますけれども、お話しのように若干全体として不整合な場面が生じておるといふことは否定できないと思ひます。

たとえば級別制度のあり方でございますが、過日もここで参考人から御意見の御開陳がありまして、現在の官能基準によりますところの特、一級という区分をもつと客観的な基準にすることはどうか、それから級別がかつては一、二、三、四級といふこともございましたし、特級、一級、準一級、二級という時代もございました。そういうことで等級の数がいまの特、一、二級の三等級でいいのかというふうな級別制度のあり方の問題。それから従量税、従価税を中心とした課税の方法でございますけれども、現在全体納まつてまいります酒税額の中は七％から八％くらいが、清酒の場合、従価税だと思ひます。そういうことで、従量、従価をいまでも併用いたしておりますのですか、その併用のぐあい、またはいずれか、従量税だけまたは価格群別の従量税、それから従価税だけまたは価格群別の従価税といういろいろな考え方があつてゐると思ひます。

それから税率構造にいたしましても、昭和三十七年に酒の種類間のバランスを見て税率を設定いたしましたわけでございますが、その後原料なり消費需要の変化に応じて現在まで相当な変遷を経ております。そういうことで酒の各種種類の税率のバランス、これは酒が従量税を基本としてかつ分類

差等課税と申しますか、いわば消費の態様に応じて、より高い商品により高い負担を求めるといふ一種の複雑な種類別、級別の分類差等課税になつておりますので、現在の税率構造がそういう消費の態様を反映したものに正しくなつてゐるかどうか、そういう意味で酒の種類間、級別間のバランス、それから比較的伸びの低い酒類、原材料が国産であるか外国のものであるかといふことによりますところのそれぞれの酒の種類間の個別事情、こゝういふものを考へて税率構造をどう持つていくのか。酒はどこの国でもさうでございますが、財政物資でございますし、また非常に特殊な致酔飲料でございますから、この製造販売といふことにつきまして野放しであるといふことが必ずしも好ましいことではない。そこで免許制度といふものをいれておるわけでございますが、現在の製造、販売についての免許、それから各種の製造行為、販売行為についての許可、そういうものが複雑にわたらないか、そういうことを総合的に考えまして、現行制度についていろいろな問題を深く掘り下げて検討してまいりたい。そのような問題は、酒類という産業の変化でもございまして、食品ないし飲酒の構造といふような消費の構造の変化でもございまして、家計の変化でもございまして、お互ひに関連を持つて掘り下げた検討をしてまいりたい。

そういう場をつくるということを通じこの委員会の場で申し上げたわけでございますが、その際にも申し上げたように、早急にそういうものを設けたいと思つておりますが、行政のレベルで、どういふ形で、どういふ範囲の方々の御意見を求めるか、実はまだはっきりと決めておりません。できるだけこの国会でもこの委員会でも出てまいりましていろいろな御審議、御議論というものを踏まえて、抜本的な見直しを、そういう場を設けまして中期的に、かつ、しかしながら急いでやつていきたいといふふうにご考へておるわけでございます。

○柿澤委員 時期はまだ決めてないというお話で

すが、この酒税法の審議がある程度一段落をした春からといふふうにご考へてよろしくございませうか。

○高橋(元)政府委員 なるべく早くといふふうにご考へておりますが、この検討自体にはかなり時間がかかろうかと思ひます。そういう意味では、早急にそういう論議に入りながら、じっくりとその現実を踏まえてやつてまいりたいという考えでございます。

○柿澤委員 それでは内容ですけれども、私も従価税を取り入れる時期に来てゐるんじゃないかといふふうには思ひますが、もう一つ関係する問題として、政府の方が予定をしてゐるといふこと、いろいろと検討をしてゐる一般消費税といふものが、大型の消費課税といふものが、一昨年もことしも税調で取り上げられてゐるわけですから、もしも一般消費税なり大型の消費課税が導入される場合、この酒についても同様に課税をされるのか、課税される場合、酒税との調整というのがあるのか、その辺についてお伺ひしたい。○高橋(元)政府委員 いかなる形態の間接新税といふものを、果たしてつくるのか、つくる場合はどういふ形態になるのか、これはすべて仮定の問題でございますから、そういう形での御質問でございますとなかなかお答えしにくいわけでございますが、ごくごくの比較法制論と申しますか、そういうことで申し上げますと、ヨーロッパの場合には酒類にはやはり酒税がかつております。たとえば蒸留酒税とかビール税とかワイン税とかいふのがかつてありますが、それに付加価値税が併課されておるといふ場合が多いようでございます。

しかし、酒の税金の上に付加価値税を併課しなければならぬという制度的な必然性があるわけではないので、そこは、酒の税率の高さなり、それから付加価値税でございますから、前段階で控除といふのをいたしますが、それを確実にやつていくテクニックなりそういうものであらうと私どもは理解しておりますが、これから検討を進め

てまいりますところの間接新税につきまして、どういう構造にするかは、まだ全く見当がついておりませんというか、検討を進めておりません。

○柿澤委員 税調の答申には、その辺は何ら明示はされてないわけですか。

○高橋(元)政府委員 五十三年末の「一般消費税大綱」の際には、既存の間接税との調整については、具体的に政府で検討すべしということになっておりまして、その際の審議経過等で明らかになっておりますことは、おおむね酒のような特殊の嗜好品課税については、体系を別にするということでございます。

○柿澤委員 体系を別にするというのは、課税対象外にすることもあり得るということですか。

○高橋(元)政府委員 酒については酒税だけという考え方であったようであります。

○柿澤委員 もう一つは各種の免許のあり方ですけれども、これまでいろいろと製造段階についての議論があつたと思うのですが、私は、その販売段階の問題を少し議論してみたいと思うわけです。

今回の酒税の増税によりまして税額部分が上がりますけれども、便乗値上げは厳に慎むようにという指導をされる、こういうふう聞いていますけれども、便乗値上げそのものが望ましいとは思いませんが、しかし、酒税だけが上がって卸店、小売店のマージンが固定される場合には、商品全体の中でのマージン率が低下していくことになるわけ、小売店側からは、従来からこの問題について大変不満が強いように思うわけです。酒税が上がると同時にマージン率が低下していく、お酒だけではもう営業をやっていけない、いろいろと食品等に手を出すけれども、これもスーパー等にだんだんとられて、酒の小売屋としての営業というものが先細りになっていく、大蔵省としては一体酒の小売屋さんのことをどう思っているんだ、こういう非難の声をだしてきているわけですが、しかもさらに、大型スーパーの進出等で新規の免許が次々におろされていく、既存の業者にとつて

はさみ打ちの苦しみに遭うというふうに言われておりますけれども、これからの販売店対策といえますか、小売店対策というものをどう持っていくとしていられるのか、その点について、大蔵省なり国税庁なりの御方針をお伺いしたいと思います。

○川崎政府委員 先生御指摘のとおり、マージン率が少し低下するわけでございますが、マージンそのものが下がるという事情ではございません。おっしゃいますように、小売店の経営の問題というのはございまして、新規小売店の免許をおろします際には、十分そういった点も考慮してやっておるわけでございますが、何よりもやはり、消費者の利便といえますが、国民大衆が最も便利な形で消費できるようにというふうに配慮しておりますので、今回の増税に当たりまして、一番問題にされますのが便乗値上げの抑制ということでございます。小売店の事情にも十分配慮をしております。マージン率は若干低下をした、そういう事情にございます。

○柿澤委員 お酒はつくるだけでは酒税の確保にならないわけで、それが円滑に販売される販売網があつてこそ、最終的に消費者に税負担というものが転嫁をされるということになるわけで、その中間過程というものについて、もう少し国税庁なり国税当局なりで、生きられる道といえますが、そういうものを考えていただく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

それに関係してひとつお聞きしたいと思うのですけれども、この免許制度のあり方、これがこれからの酒税懇談会といえますが、そこで取り上げられるというふうには先ほど主税局長もおっしゃいましたが、この問題についてはすでに行政管理庁の方も関心を持って、行政事務の簡素化という観点から取り上げておられるというふうに聞きました。その点、現在の作業の進行状況といえますか、御説明をいただきたいと思ひます。

○塩路説明員 行政管理庁の関係では、第一次の

臨時行政調査会におきまして、酒類販売業については、酒税の確保に最小必要な規制のほかはなるべくこれを自由化するという方向で免許制度を根本的に再検討すべきであるという御指摘をいただいております。

これに關しまして、昭和四十年の八月でございしますが、国税庁の方で、酒類販売業免許等取扱要領の一部改正を行ひまして、一つは、申請者の人的要件のうち経歴関係事項の緩和、二つ目は、申請販売場の場所的要素の緩和、それから三つ目が、酒類の需給調整上の要素の緩和、こういう措置をとられております。

その後でございしますが、昭和四十六年の七月に同じ要領の一部改正を行ひまして、希望する者には卸売人に小売をいたさせる、あるいは小売人に卸売を認める、このような措置をとられておるといふふうに私も承知いたしております。

○柿澤委員 この問題は、第二臨調の中ではどういう扱いになるのでしょうか。

○重富説明員 お答え申し上げます。

酒類販売業の免許につきまして、これを緩和すべきという意見とこの規制を強化すべきという意見、まあ規制を強化といいますが、現状のままではやるべきだといふ両方の意見があるというふうに承知しております。

しかし、臨時行政調査会が審議対象として酒類販売業の免許を取り上げるかどうかは、近く発足する予定の調査会において委員の方々がお決めになることであるというふうに私も考えております。

○柿澤委員 委員の方がお決めになるということですから、一応検討の対象としては予定される可能性が高いというふうに考えてよろしいですか。

○重富説明員 お答え申し上げます。

規制行政につきましては、一般的にできるだけこれを緩和をすべきであるということが世界的な世論でございします。私もこれは規制行政というのを臨調で恐らく取り上げられるであろうと考えており

ますが、どのような許可事項を取り上げられるかということについては、私も一切調査会でお決めになることであるというふうに考えております。

○柿澤委員 もし第二臨調なりで取り上げられるということになりました場合には、主税当局なり国税当局としてはこれにどういう対応をすべきか、現在の段階でのお考えをぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○小泉政府委員 御指摘のように、免許制度につきましては酒税の非常に重要な財政物資でございます。私もそれといたしましては、臨時行政調査会あるいは行政管理庁の処置は別にしては、

従来の運用といたしましては、消費者サイドのニーズに合わせるように、あるいは逆に販売業免許の運用につきまして弾力的に従来からも運用をいたしておりますが、今後も免許制度の趣旨に沿ひまして弾力的に運用してまいりたい。同時にまた、しかしこれが流通業界では、最近の情勢でま

いりますと中小企業が非常に多いという状況もございします。その状況も踏まえまして免許制度の確な運用を期していきたいというふうに考えております。

○柿澤委員 端的に言ひまして、免許制度の廃止という答申がもし出たらといひますが、そういう方向になった場合には、大蔵省としては賛成されるおつもりはあるのですか。

○高橋(元)政府委員 制度の問題でございしますから私からお答えをいたしますと、たびたび申し上げておりますように、酒がいわば財政物資として、税収の確保、保全ということは非常に重要なことだと私も思っております。現状十七万の酒類販売業者がございまして、その中には経営基盤の薄弱な方というのはいくつかございしますが、さらに新規参入が非常に多くなると、さらに資力の薄弱な方がおられたり、それから流通が混乱をいたす、乱売等の過当競争が行われると

いうようなことも想像されます。またもう一つ、致酔飲料である酒を無制限に食料品店で一般に売っていいかどうか。これは国民の保健衛生という問題もございいます。青少年教育という問題もございいます。交通安全という問題もございいます。そういうことからいいますと、私どもは、これから御検討が進めばまたそれに応じて私どもも御相談をしていくわけでございいますけれども、現状の考え方としては、現行の酒類販売業免許制度はそれなりの意義を持っておりものであるし、それはそれとして機能させていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○柿澤委員 銀行局おいでいただいていますか。大蔵委員会としても今後の審議にいろいろと関係のある問題でございいますので、この機会に銀行法改正案のその後のいろいろな関係業界とのやりとりといひますか、そういう点をお伺いして、法案提出の見通し等についてもできればお伺いしたいと思うわけですが。

紙上伝えられるところ、銀行法改正については、国債のデューリングの問題をめぐって証券業界、そして銀行業界そのものとの間でさまざまな意見の食い違いが出ている。大蔵省としても調整に苦慮しているというふうに言われておりますが、その辺については各界の了解を得るといひますか、納得を得るような方向で進んでいるのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○吉田(正)政府委員 御指摘の業界との調整につきましては、今年の初めから、銀行法でございしますので、全国銀行協会を中心といたしまして、大蔵省との間で延べ十一回にわたりまして公式の会合を重ねまして、内容につきまして詳細に説明しながら調整に努めているところでございいます。法案の提出見通しということもございいます。私どもといたしましてはできるだけ誠意を尽くしまして業界と調整を尽くしまして、予定どおり提出させていただきたい、かように考えております。○柿澤委員 例の大蔵省が提示した三原則というものは、そのまま守られるというふうに考えてよろしゅうございいますか。

○吉田(正)政府委員 いわゆる三原則、証券業務についての三原則のことについて御言及になつておられると思いますが、私どもの基本的な立場には変更はございません。ただ、その問題につきましては、実際に運用する場合にどのようなふうになっていくかという点について具体的な姿を銀行業界に示しまして、納得を得るようになりたいということでは努力中でございいます。

○柿澤委員 それとの関連でグリーンカード制度の見直しという話があちこち出てきておりますし、与党の政調会長もそういう意向を漏らしておられるというふう聞いておりますが、大蔵省としてはその辺銀行法と関連をしてもう一度見直す気があるかどうか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 このたびの国会にも、租税特別措置法の中で割引債券のグリーンカードの適用及び総合課税の方法についての新しい規定を盛り込みまして御審議をお願いいたしておるわけでございいます。五十五年の改正で五十九年の一月から利子配当について総合課税をやるということを決めていただいておりますので、その既定方針に従って進めておりますので、過日の本会議で総理からお答えもございましたように、この方針に変更をすることを考えておりません。

○柿澤委員 大臣はまだお見えになりませんか。——それではもう少し金融の問題を続けてお伺いいたしますが、きょうの新聞を見ますと、きのう郵政大臣と大蔵大臣の間で個人年金の限度額についての話し合いが持たれ、両者の意見が合わずに、官房長官なり与党内閣に最後の決断を一任したというふうに出ておりますけれども、そのとおりと了解してよろしいわけですか。

○松尾説明員 郵便個人年金の法案につきましては鋭意郵政省との間で検討を進めてまいりましたが、いわゆる年金の限度額について調整がなかなかついていない状況でございまして、昨日両大臣間で再度の折衝が行われましたけれども、双方の見解は大きく隔たつたままということで、交渉妥結には至っておりません。法案の提出をできるだけ早くという政府内部の考え方もございしますので、できるだけ早く決着をつけたい。両省間で意見が隔たつておりますので、両省といたしましては官房長官の方に交渉がまとまらなかったという事実を昨日通報いたしまして、今後内閣と申しますか、官房長官の御意見も踏まえながら引き続き調整に努めたい、こういう考えでございします。

○柿澤委員 そうしますと、内閣、与党に調整を一任したということではないわけですね。

○松尾説明員 大蔵省は大蔵省としての意見をいろいろ申し上げておる段階でございします。○柿澤委員 私どもは、郵政省の個人年金については、これからの簡素な政府、官業の見直しという立場からも、新規分野への参入については賛成できないという立場です。主として賛成していることは大蔵省の意図で、実現の方に進んでいること、きょうの新聞を見ますと、さらに限度額を大きな額にする場合には、官業、民業の間の競合という問題がかなり深刻になってくる。ある意味では、官業が民業を完全に食いかねない状態になっている。その意味で、限度額にも大変関心を持っている。いかなければならないと思ひます。その点で、この問題については両省の話し合いがつくことが閣議への法案提出の前提である、あくまでも第三者に結論を一任するという問題ではないと思ひます。第三者に結論を一任するということの方針をうけてすけれども、大蔵省としてそういう方針を考えてよろしいのかどうか。ちょうど大臣がおいでになりましたので、よろしいですか、大臣。

郵政省の個人年金の問題でございしますが、昨日も郵政大臣と大蔵大臣の間で限度額等について話し合いを持ったところ、話し合いがつかずに、政調会長と官房長官に一任をしたというふうに新聞に伝えられております。しかし私どもは、この個人年金問題については、簡素な政府、むしろ官業の民業への移管という歴史の流れの中で創設そのものにも賛成できないという立場で主張してきたわけですが、その意味では、限度額が非常に大きな場合には民業を完全に食いかねないということでも大きな懸念を持っているわけですが。その点について、官房長官として政調会長に一任をしたという報道がもし事実であれば、大蔵省としてはその問題についての責任を放棄したことになりはしないか、あくまでも大蔵省として最後まで自説を主張するという立場が大事だと思ひますし、両省の話し合いがつかない限り法案として提出はすべきでないと思ひますけれども、その点についての大蔵大臣のお考えをこの際お伺いをしておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 基本的な考え方は私も同じなわけでありまして。ところが御承知のとおり、郵政省は現在も年金は扱っておるわけでございまして、ただその年金が二十四万円で過増制でないというところから魅力がない、したがって伸び悩んだ、そういうふうなときに、年金の普及率が全体で一％ぐらいしかない、民間でもかなりやっておりますが、もう少し奨励する必要があるんじゃないか、だから郵政省のやっている年金を少し手直しをさせてくれ、簡単に言えばそういうような御要求であります。

私どもとしては、民間があるんだからいいじゃないかという理屈ももちろんあるわけですが、政治の世界になりますと、なかなか理屈だけでも話が前に進まぬということであつて、かねて郵政当局とはともかく余り弊害のない程度でということと話しをしておるわけですが、全然話が進まない。問題は限度額であります。そこで、結局同じ内閣の中で両方の大臣がどっちも譲らぬということでは困るわけですから、両方の意見を聞いて大臣官房で調整するということになったわけでありまして。○柿澤委員 調整することになったわけですが、それに対する方針というものをもう少し明確にお聞かせたい。これは、私は私の主張があるし

向こうは向こうの主張があつて、政治の世界ですから、どつちも少しも譲らぬでは全然話は進まぬわけですよ。そこで内閣としては、閣内不統一では困るし、だから両方の意見を聞いた上で総理大臣の方でそれを調整するという事です。それから、私は、やはり内閣のことを考えれば、自分の意見だけが絶対唯一無二のものだといつてがなばつていゝというわけにもいかぬので、そこは常識的に解決されるものと考へております。

○柿澤委員 大臣なり大蔵省の常識というものに期待をしたいと思ひます。

もう時間が参りましたので、先ほど主税当局には、小売、酒税の値上げに關して、酒税部分が値上げをされしかも便乗値上げ抑制という形になりますと小売屋さんとか流通に携わる方々はマージン率が低下する、それから酒の消費も伸び悩みをしておりますのでその点で酒だけでは食つていけない、食料品等も兼營をしなければいけない、しかもこれもスパーその他の進出でなかなか容易でないといふことで、流通段階について大蔵省は冷たいじゃないかといふような声もあつて、私も、酒税の確保のためには、製造も大事ですけれども、消費者へ届けるまでの流通過程についても十分配慮をしていく必要があるといふことをお訴へをして、免許制度の運用の問題その他慎重にといふことをお願いしたわけです。その点について大蔵大臣にもぜひよろしくお願いをしたいと思ひますが、その点だけ一言お伺ひをしておきたいと思ひます。

○渡辺國務大臣 われわれは便乗的な値上げは認めないといふ方針でやつておるわけでありまして。しかし将来、免許制度でやつておる小売屋がそれでは生活できない、やつていけないといふような事態になれば、それはそのときの話でございまして。やはり免許制度で維持されている以上、小売屋が倒産して金が入らないといふことになれば今度は醸造元に金が入らない、それが滞れば酒税が滞るという話になりますから、そういう状態が起きるおそれがあるときには考へますが、目下

考へてはおりません。

○柿澤委員 終わります。

○綿貫委員長 平林剛君。

○平林委員 きょうは酒税法の改正について質問をいたしたいと思ひます。

酒とビール、ウイスキーなどの販売価格は、昨年の冬から春にかけて値上げをされました。ことは酒税法の一部を改正する法律案によりまして酒類の税率が引き上げられます。酒の販売価格は、この税率の引き上げ分それだけ引き上げられましてまた消費者の負担がふえるといふことになるわけでありまして。そこで、昨年に引き続いて一年たないうちにまた酒の値段が上がるといふことは一体どういふわけか、この点は一般の国民は余りはつきりしないんじゃないかと思ひます。去年も上がつてことしもある、これは一般の国民は余りつきりしない。政府の法律案の提案理由によりまして、それは最近における厳しい財政事情がある、それから物価水準の上昇に伴つてその負担水準が低下している等であるからこゝういふ提案をしたんだ、こゝういふことになっていきます。しかし、一般の国民はこゝういふ理屈では納得しない。この委員会でもなぜ酒に対する増税が必要かといふ質問が何人かの委員からも集中していることでも明らかですね。それは結局政府の説明では納得し得ないものがあるからです。私もその一人なんです。酒税の引き上げを、昨年の酒価の値上げに引き続いてこゝういふわけならぬ理由、もつと国民が納得するような説明をすべきじゃないでしょうか。

○渡辺國務大臣 平林委員の言うのも人情論として私も同じ感じですよ。私だつてともかく去年上げたものをまた上げるといふことを喜んでやつてゐるわけでも何でもない。これは本當に困り抜いてしまつて仕方がないので、ともかくわれわれとしては公債の発行をどんどんふやしていくといふことは、そのことの方が国民経済にでかい重大な影響を及ぼすようなことになつてきた。したがつて、どうしても公債からの脱却をしなければならぬ。

借金、借金を少なくしろ、これは国民の反対といふ声は余り聞かないのです。これは大いにやりなさいといふ声なんです。そこでその声をまず取り上げる、それによつて二兆円の公債の減額をいたします。いたしますと、それは自然増収の中で吸収できます。自然増収の中で、そのほかに地方交付税とそれから国債費、これも大体は吸収できる。そこで要するに当然増と言われる経費がどれぐらにあるか。大体一兆九千億円ある。一兆九千億円をいまのままでさらにそれを全部認めるといふことになると二兆数千億円の増税をしなければならぬ。こゝういふことはとてもできないといふことで、結局、極力経費の切り詰めといふものをつてきまして、抑えたり切つたり八千数百億円の程度のものを詰めてきた。詰めてきてもどうしてもさらに一般歳出で一兆三千億程度のものが足りないといふところから、約一兆四千億近い増税をお願いしなければならぬ。何でもかといふことでもございしますが、この際はおもかく広く薄くいろいろなものについてお願いをしたいといふような観点から、酒税についてもその一つとして、ひとつここに書いてあるような負担水準の低下等のようなこともありますが、去年お上げをしたばかりでございしますが、引き続いて今回もよろしくお願ひ申し上げますといふことを言つておるわけでありまして。

○平林委員 余り説得力ないですね。結局酒税引き上げの提案理由に書いてあることをしゃべつただけだ。そこへ時間かけてよけいな説明しただけでありまして。結論から言えば財政が厳しい、それから酒税率が下がつたといふこともあるから、こゝういふことでしょうか。だけれども、それがやはりみんなの胸に落ちないのだらうと私は思ふのです。

たとえば物価水準の上昇に伴つて、その負担水準が低下している、そこで負担の引き上げを求め、こゝういふなら、大体従量税なんだから、去年ビールだとか酒を上げればお酒の方の税率が下がるのはそのときわかつていたんです。ビールが二

百十五円から二百四十円に上れば、従量税だから税率の方が下がるに決まつてゐるんです。お酒だつてそんなんです。そのときはわかつていたんです。そのときは国税庁でも大蔵省でも黙つていて、いま物価水準の上昇に伴つて負担水準が低下しているから上げる、おかしいじゃないですか。去年それを言うなら話はわかるのです。こゝういふやつてそれを言う。去年は黙つてこゝういふは黙らないといふのは理屈に合わないです。

それからもう一つ。財政事情が厳しい、こゝういふ。税率を引き上げる理由に、こゝういふに言つてゐる。いまも大臣お話しになつてゐる。ところが、大蔵省は昨年の十一月まで酒税を三〇%、大幅に引き上げる方針だつたのです。新聞なんかみんな三〇%で上げるように書いてある。財政再建のためには酒税を三〇%引き上げるとある。これはもうこゝういふ報道もこゝういふ発表も、大蔵省は非公式であつてもおいてゐるのです。これでもし行へば、増税は四千億圓くらいあつた。ところが、今回はウイスキー、ビールは二五%、酒は平均一五%といふふうな当初の考へ方が後退をして、税率引き上げによる税収の幅は三千億圓とつてしまふ。財政再建で一銭でも財源が欲しいといふ大蔵大臣が、これを後退させたんです。財政事情厳しい折から、最初の方針から一千億圓後退したんです。こゝういふわけですか。つまりいろいろな点でわからないところがあるから。

○渡辺國務大臣 それは財源の問題は全体的な、こゝういふふなところで取るかといふバランスの問題があるわけなんです。したがらまいて、それは酒税だけで取るというわけにはいけません。そこで分散をして。御承知のとおり、必要財源については酒税とか印紙税とか法人税とか有価証券取引税とかその他分散をして、それで大体これは歳出の問題といふも終んだ話でございまして、歳出面についても極力切り詰めてこゝういふことをやつてきたわけなんです。したがつて、それで大体三〇%ちようだいしくとも、この程度で歳入歳出のバランスが合うといふことですから、去年も上げて

またことしもということもございいますから、それらも考慮いたしまして、結局現行の御提案のようなどころにしたわけであります。

それからなお去年のうちから、従量税なんだから上げれば価格に対して負担のあれが低くなるじゃないか、わかっているじゃないかというお話もございました。それも私一つの御意見だと思ひます。しかしながら理由はそのことだけでなくて、私か先に長々と申したようなそういうこともちろん大きな理由になっておるわけでございいますから、全体としてこういうわけでございいますというのを申し上げたわけであります。

○平林委員 なかなか苦しい説明だが、一応筋は通っている。歳出の方で一生懸命努力したとか、あるいはまた酒税だけでなく分散したとか、分散したというのはちょっと怪しいね。その当時から法人税は幾らなんとかいのは同時に大体報道されておりますから、ちょっとつけ足しのようなだけね。歳出の方を削りましたというのを言われると、なるほど一十億そっちで削ったからバランスとれた、こういうこと、ちょっと筋は通っているけれども、本音は言っていないんだね。私やはいまの答弁の中で予想したのは、いや、三〇%も上げると酒をつくっておる企業の中にも弱いものがあるから、そういうことのめんども多少見なければいけないという話が出てくると思つたけれども、それは一言も出てこなかった。そういうのはないわけですね。

○渡辺国務大臣 これは理由は大体私がつたとおりにんですよ。しかし二年続けて上げるわけですから、そこには当然ある程度配慮をしなければならぬということも事実であります。

○平林委員 もう一つ消費者の方のことはちつとも言わないね。酒を飲んで楽しんでる人たちの方のことはちつとも考えていなかったようにいまの説明では聞かれますね。これはどうなんですか。これは考えていなかったのですか。

○渡辺国務大臣 消費者もそれはやはり国民のうちに入るわけですね。消費者もやはりいろいろな

政府のサービスを受けているわけですよ。それはお酒を飲んで年金をもらっているおじいさんもおるわけですからね。年金がふえても酒が上がつてツレーになってしまったなんという人もあるいはあるかも知れない。しかしそういうような全体のことも考えまして、そして今回はお願いしたので、消費者のことは一つも見なかったと言われますと、見方が足りなかったということの方がむしろ正確かも知れませんが、いずれにしても財源確保という観点からお願いしたということは事実でございいます。

○平林委員 だんだん私が知恵ついているような感じになるので、質問されるとそれはある、それはあると言つてみんな含める。初めからそう言つてくれるといいのだが、後の方でつけ足したいに言われると、何か政府、大蔵省の方は酒ばかりねらっているような感じがいたしますね。そういう全般のことを考えてくれなければ困るわけであります。

そこで、私聞きますけれども、わが国の財政事情は大変厳しい、それから昭和五十九年までに赤字国債をゼロにする財政再建というのは非常に目下の急務である、国民の皆さんも理解してくれらるを得ない理由の柱になっている。そこで、酒の税金も国民の各層がまんしてくださいよというんだけれども、去年も酒の値段が上がりました、ことしも政府の手で税負担がふえる。いま税率の点についてもいろいろ議論がございましたけれども、これからどういふ状況になるかいろいろなことを考えますと、昭和五十九年まで、つまり財政再建のめどがつけられる、それまでの間に赤字国債というものもゼロにできるようになつてようやくくめどができる、そういうことだからまんしてくれというわけだと思つたのです。そうすると、ここ二、三年を想定して酒の税金はまだ値上げをするんですか、しないんですか。もう大体これで、酒税の率を上げたり酒の値段を上げたりするようなことは現状が続く限りありませんよ、こういうふう

言つていただけるのか、まだがまんしてもらわなければ困りますよと言うのか、この辺はどうですか。

○高橋(元)政府委員 財政事情が今後どう推移していくかでございいますか、いまも大臣からお答えがございましたように、歳出について極力節減合理化を図る、行政機構についても簡素化を図るということとで対処してまいつた場合に、現行税制から出てまいる自然増収だけで、財政再建と申しますか五十九年度からの特例公債償却は直ちに可能であると私も思いません。思いませんが、しかしそれではどういふ税負担の増加をお願いすることになるかと申しますと、現在のところどの種類、どの税目でどのくらいというめどは立つておらないわけでございいます。たとえばヨーロッパで申しますと、たしかフランスでございしたか、六年間に五回酒税を値上げしておるというような国もございいますけれども、そういうことにならないようにできるだけ財政の運営の適実を図つてまいりたいというのか現在の考えでございいます。

○平林委員 これは大臣の方から聞かないとね。大体の情勢は主税局長お述べになつた。しかし、こういう問題は政治判断の問題ですよ。それでまだ上げるかもしれぬぞという含みがあるのか、いやもうこれで——いまヨーロッパの例を言つたけれども、ヨーロッパだって、去年は上げましたけれども、その前は三年、四年上げてないですよ。そういうことを考えたらこれは政治判断の問題だ。全国の酒愛好家に今回はがまんしてくれと言つてもしばらく上げなくても済みますよと言つてくらのことは、これは政治判断の問題です。大臣のお答えをいただきたい。

○渡辺国務大臣 これはことし値上げさしてもらえば、そう続けて上げたくないというのはもう率直な私の感じなんです。しかし、一にかかつて財政全体との問題でありますから、ここで絶対上げませんということを私が言つちゃうと、引つ込みがつかなくなつても困る。しかし、極力上げない

ように努力をしなければならぬ、そう思つております。

○平林委員 去年も上げ、ことしも上がりということの事情を国民が理解をしてみようというのなら、少なくとも二、三年は上げませんよと言ふくらい政治的配慮がありませんと、国民はなかなか胸に落ちないですよ。私はその政治判断の問題だと思ひます。いまのお話では十分満足じゃありませんけれども、極力努力をしてみようということをお願いしたいと思います。

そこで、多少細かくするのですけれども、この委員会でも、酒税の税率の引き上げによりまして半端になる数字が出てくるわけでございいます、税額が。そうなる、端数調整によるところの便乗値上げかないかという点が非常に関心になっております。

たとえば、清酒の特級は二千二百円か税負担率の引き上げによりまして、増税額は百七十八円五十六銭でありますから、現在の小売価格に増税額を上乗せした場合には二千三百七十八円五十六銭になるわけでありまして、法律が成立した場合には、実際の販売小売価格は二千三百七十九円になるのか、それとも二千三百八十円になるのか、あるいはもつと二千四百円になるのか、このところがわからない。まあ特級酒はどうでもいいというわけじゃありませんけれども、重大な関心は一級酒や二級酒の端数がどうなるか、それが問題なんです。

たとえばビールは二百四十円で、二四・二%の税負担率の引き上げでそのまま現行小売価格に上乗せすると二百六十四円六十九銭。これが二百六十五円ということになって三十一銭だけ端数整理をされただけで、ビールは年間約七十億本消費されておるわけでありまして、税額にしますとたつた三十一銭が約二十一億七千万円違つてくるわけですね。たつた三十一銭の端数整理しただけで二十一億七千万円。これは結局、小売屋さんはそのまま値段に乘せてしまふばいいわけですから、消費者が負担することになるわけですね。そこで、

酒、ビール、ウイスキーの酒類の端数整理を最も近い数字に調整したとしても、あるとき細かい計算をした人か、これ全部端数を直近の円単位に持っていただけで約三十億円以上は消費者の負担になってくるという計算をしておる人がいるのです。

そこで、この端数整理は最終的に消費者の負担増にならないような措置を講ずる必要がある。非常に細かいけれども、全部に重ねると大きいのですから、どうなるのですか。細かい数字についての御指導と、大臣の方からは、最終的に消費者の負担増にならないように極力行政措置をとるといふ言明をしていただきたいということでありま。

○小泉政府委員 酒類の価格の問題でございまして、御案内の方から御答弁させていただきますが、御案内のように酒類は原則は自由価格になっております。したがいまして、今回の税制改正案、増税率が確定いたしましたものとそれを前提に各企業が、これは生産者のみならず流通段階もそうでありま。

りまが、各企業が市場の情勢を前提にいたしまして価格を決めていくということが原則でございまして、今回の場合にはこの増税に伴いまして、やはり増税額が価格に上乗せされるというふうに現在の時点では私も予想しているわけでござい

ます。したがって、増税後の価格につきましては当然いまのところは未定でございまして、私どもとしては各企業かどうかという値組をするというふうな報告も受けておりませんが、相談も受けていないということとでございまして、増税率が確定いたしましたの時点にはそういった動きが御指摘のように出るわけでございまして、その場合には私どもといたしましては便乗値上げにならないような指導を必要があればやっていきたいということと

ございまして、各品目につきましては御指摘のように増税率と市場慣行による価格、これが大体五円、十円刻みの価格になっておりますので、その間の調整というものは当然起こるわけでござい

ます。その場合に、最近の情勢を私も見ておりますと市場の状況が非常に厳しい、酒類の需要も伸び悩んでおるといことが従来と変わった情勢として出てまいっておりますので、その点はある程度の増税額が上乗せになりますとその部分は当然、流通界といたしましても、酒類はすぐに売れるものではございませんので、ある一定の期間、たとえば一月間とか二十日間というものはストップされて流通段階で寝るわけでございまして、その分の金利負担等は直接的な経費として流通界の負担になるわけでございまして、できますればそういうものも増税額とともに価格に転嫁されま

して、その最終的な取引慣行の価格に調整されるということが望ましいのではないかと。その場合に取引慣行によりまして、市場慣行によりまして価格を超えて便乗的な値上げにならないようにといううなことは留意してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺国務大臣 ただいま間税部長からお話がございましてたとおりですが、端数整理をやりま

程度は上乗せしようかという理屈が成り立つならば物価調整減税やたらいいじゃないですか。物価が上がって、そして物価が上がった分だけ実質的増税になっているんだからそれは直すのはやらないといけない。なぜならそちらの方にはいかなのですか。そちらの方はだめだ。こ

○渡辺国務大臣 ただいま間税部長からお話がございましてたとおりですが、端数整理をやりま

程度は上乗せしようかという理屈が成り立つならば物価調整減税やたらいいじゃないですか。物価が上がって、そして物価が上がった分だけ実質的増税になっているんだからそれは直すのはやらないといけない。なぜならそちらの方にはいかなのですか。そちらの方はだめだ。こ

○平林委員 大臣、自由価格であるからある程度業界の自主性というか、決めるだろう、こう言うんでありますが、私はもしそういうことであるならこれからの提案がありますよ。業界がある程度自主性でできるんだといううな考え方で、それからマージンとかか利息がかさむからあ

程度は上乗せしようかという理屈が成り立つならば物価調整減税やたらいいじゃないですか。物価が上がって、そして物価が上がった分だけ実質的増税になっているんだからそれは直すのはやらないといけない。なぜならそちらの方にはいかなのですか。そちらの方はだめだ。こ

○平林委員 大臣、自由価格であるからある程度業界の自主性というか、決めるだろう、こう言うんでありますが、私はもしそういうことであるならこれからの提案がありますよ。業界がある程度自主性でできるんだといううな考え方で、それからマージンとかか利息がかさむからあ

程度は上乗せしようかという理屈が成り立つならば物価調整減税やたらいいじゃないですか。物価が上がって、そして物価が上がった分だけ実質的増税になっているんだからそれは直すのはやらないといけない。なぜならそちらの方にはいかなのですか。そちらの方はだめだ。こ

約十八円上げるとか、同じ盛っ切り一杯でも一円五十銭と十八円では十倍くらい格差があるわけですから、それだけの格差はちゃんと考えてあなただの思想は織り込んで御提案を申し上げた次第でございます。

○平林委員 二級酒、しょうちゅうは税率も低い、こう言つて私の思想も考へてあると言ふけれども、この理論は二級酒やしょうちゅう等に余り通用しないのですよ。財政が厳しいとかあるいは財政の再建のためというなら評判の悪い租税特別措置法のような税の負担軽減はなぜそのままにしておくのか。一杯飲みながらでもきつとそういうことは話題になると思ひますよ。政府は、あれは政策減税で少しづつ整理しておる、努力はしているよと、こう言われるかもしれないが、交際費の課税特例なんかは、これは約三兆円近い飲み食ひあるいはその他の機密接待、贈答というような形で消費されているのでしよう。価格変動準備金とか貸し倒れ引当金とかの累積額をきょう出がけにちよつと調べてみたら、貸し倒れ引当金の残高だけで三兆三千二百二十一億円あるのです。退職給与引当金残高だけでも六兆八千四百三十二億円ある。賞与の引当金の残高だつて三兆三百七十八億円とあるのです。こういうものにはちつとも目をくれないで、しょうちゅうの三十億円、二級酒の百億円足らず——平林君、これはちゃんと君の思想を入れて低くしてあるからと言われたつて、そんなことは通用しないですよ。だから、もしそういうことでもうだめなんですと言ふならば、財政再建、せめて昭和五十九年までに赤字国債ゼロにするという一つのハードルを越えるまではお互いにかまんしょうよ、二級酒、しょうちゅう党の人もひとつがまんして飲んでくれや、お互いに歯を食いしばらなければいけないときだからがまんしょうよと言ふならば、せめてこの二年か三年、交際費の課税特例はこの間だけストップしよう、飲み食ひに年間三兆円も使うようなことはこの際歯を食いしばつてがまんしょうよ。ささやかな慰めのしょうちゅうや二級酒でも、百億円でも三十億

円でもとにかくそれはできないよと大蔵大臣は国会に對して言うのでしよう。それならばそこの方こそよけいがかまんしてくれよとなぜ言わないのですか。せめて交際費の課税特例とかいうようなものは、一年でも二年でもいい、ひとつがまんしてくれ。やろうじやないですか。私はそれを提案する。大蔵大臣どうですか。

○渡辺国務大臣 交際費の課税特例というのは、交際費は使つたものは経費に認めるというのが原則なんです。だけれども、それは経費に認めませんというところでやつてきておつて……(平林委員「知つていて、それは」と呼ぶ)ですから、もう交際費を使うなという……(平林委員「いや、使つたつていいよ。その間税金を取るの。特例は認めないの」と呼ぶ)だから、税金を取る方はかなり強化をして、今回も強化案を出しているわけですから、それで御了解願ひたい。

○平林委員 そういうことを言っているのじやないですよ。あなたは百億とか三十億に固執して、改正できないよ、変更できないよと言ふから私は言っているのですよ。その程度のことです、去年も上げたしこしも上げた、財政事情もあるからがまんしてくれよと言っているのだからがまんしましよう、そのかわりこつちの方もがまんしろと言つてくれなければ弱い者いじめじやござんせんかと、こう言っているのですよ。しょうちゅうを飲んだり二級酒を飲んだりビールを飲んだりする人たちは、きつと酒を飲む間に言つていますよ、こつちの方はがまんしてくれとなぜ言わぬのですかと。私が言うのは、交際費を使うなと言つてい

るのじやない。二兆円でも三兆円でも使つていいよ。そのかわり、それだけの余裕があるのですから、幾ら商売上必要だつて、余裕があるのだから少し負担してくれば、財政再建のためにあなた方もがまんしてください。しょうちゅう飲むのだつて、あすの働きのために飲んでい

うぞがまんしてくれと言ふのがあたりまえじやないですか。余り弱い者いじめするのじやないですよ。どうですか。

○渡辺国務大臣 交際費も、これはともかく去年よりも上回つたものは一〇〇％課税ですということ、それは強化しているわけですよ。しょうちゅうの方も、最初は皆、一〇％上げるといふものだから、売り上げの一〇％上げられるかと思つてびっくりした人もかなりいるらしい。しかしよく聞いてみると、盛っ切り一杯で一円だよあるいは七十銭とかということですよ、何だそんな話かというふなことでも了解してくれる人もいるのですよ。ですから、全体のバランスで、これは大体この程度ということ考慮をしてやつておるわけなので、私は御了解いただけるというふう

に考えているわけですよ。○平林委員 それでは、またこの続きはほかの例を用いてもう一回やりま

すから……。それでは、酒類の小売業の免許制度について、残つた時間ちよつとお聞きしたいと思ひます。酒類の免許はなかなか狭いものと聞いております。それで、今日までの免許申請件数と免許になつた件数、これについてちよつと現状をお話ししていただ

けませんか。○小泉政府委員 御指摘のように、小売の販売は免許制度をとつております。先ほど申し上げましたが、消費者のニーズにこたえると同時に、やはり大事な財政物資でござい

ますので、メーカーから流通段階さらに消費者と、この税額がスムーズに通つて代金がメーカーに回収をされて、酒税が保全される。この二つの基本を踏まえて弾力的かつ慎重に運用しておるといふ現状でござい

ますが、御指摘の免許の現状につきましては、現在全国で小売の免許業者は約十七万件でござい

ます。年々この状況はふえておりますが、平均いたしまして、大体年間二千五百前後の免許が下付されておるといふ状況でござい

ます。さらに細かく御説明申し上げますと、申請の状況は、それ

に對しまして大体年間四千八百から五千というものが毎年続いております。この五カ年間を通計して

みますと、その四千八百から五千の免許申請に對しまして、免許を下付しておるものは三千九百、たと

えば昭和五十四年度で申し上げますと、八〇・七％は小売の免許がおろされておるといふこと

でござい

対面販売ということでもかなり信用の置ける方に免許をおろすということは当然でございますが、そのほか人的要件としては、過去に酒類関係あるいは食品関係の経営をやった年数がどれだけあるかと、非常に細かくいろいろな点を勘案いたしまして可否を決定するというところでございます。もちろん、その地域の酒類の需給状況も大前提としてあるわけでございます。

したがって、申請に至るまでの間にいろいろな形で、たとえば電話で御相談があるとか、あるいは署へお出ましになってちよつと御相談をされるというような事実上のコンタクトというのは先生御指摘のようにいろいろございしますが、本格的に検討に入るとい場合にはやはりちゃんと申請をしていただいて、その書類を税務署長までお出しただくという仕組みになっておりますので、その件数を申し上げたわけでございます。

○平林委員 私、實際上の体験から考えますと、酒類の小売業の免許というのは、先ほど言いましたように十七万件ありますけれども、年々約四千件ぐらいつぶえていくわけですね。希望する人はもっと多いのですよ。ですから私、ある程度希望する人に対しては、こういう規定の条件がありますよというのを話してせめて書類だけは渡したかどうかと思うのです。来ても、あなたはちよつと無理ですよと指導するのはいいよ、教えるのはいいよ、こういう事情であなたよく考えてあれしなさいと言って申請用紙くらい渡してやった方がいいのじゃないのか。そうでないと、税務署へ行っても用紙もくれないということで税務署の評判が悪くなるわけだよ。いま書類を渡しても八〇%でしよう、わからないと言つて二〇%外しているわけでしょう。こういうことなんだから、むしろ用紙は申請に来た人には渡すようにしたらどうだろうか。小売免許については議論はいろいろありますけれども、せめて用紙くらい渡すようなかつこうに指導した方がいいのじゃないかなと思つてい

○小泉政府委員 各署ではそういうふう

てお話を伺つておると思いますが、先生御指摘のように何分非常に申請の希望も多いわけでございます。逆にまた、先ほど来申し上げておりますように酒類市場の状況は非常に微妙、複雑でございます。地域によつてかなりいいところ、悪いところといういろいろございします。あるいは発展地とかいろいろな変化がございしますので、それはやはりその地域地域の情勢に応じて、申請者の方も納得するような形で税務署側も指導するというような実態がございしますので、書類をお出しただく、お出しただかぬというようにどこにポイントがあるわけではなしに、やはりいかにして申請者の方が納得されて税務署側の、私どもの意見を聞いていただくかというところにポイントがあるのではなからうかというふうにして思つております。

○平林委員

せつかく基準があるんですし、これだけたくさん希望者があるわけですし、いきなり選別しちやつて書類を渡す者と渡さない者があつたということには、やはり税務署に対して誤解を生むということに相なると私は思ひます。ですから、そういう方向で御指導をいただくようにしてほしいという要望をしておきます。問題が起きないうちに、そういう注文があつたということをはつと頭に入れておいてもらいたいと思ひます。それで、免許条件について先ほど議論がありまして、臨時行政調査会の答申は、昭和三十九年で古い話ですけれども、現行の免許制度はややもすれば既存業者の保護に傾いて、百貨店とかスーパーの進出あるいは新市街地の発展などで流動的な需給条件のもとでは意味がないという指摘があるのです。そこで酒税の確保に最小限必要な規制のほかになるべく自由化しない、これがいわば今日までの行政調査会の答申として続いてきておるわけですね。

ですから、私は零細店の保護ということは大事なことであります。それから最低限の販売秩序を維持することも必要だということも認められます。しかし、こういう新しい経済事態になつてまいりますと、もう少し近代的あるいは競争力と

いうような点で現状に合ったような酒類免許の条件というものを考えていかなければならぬ時代が来たように私は思ひます。

そこで、スーパーで酒を扱っているのは非常に少ないですね。私の知っている限りでは三千八百くらいあるんだけれども、酒類免許を受けているのは三百二十くらいで、一〇%にも満たないという状況だと聞いております。農協とかあるいは生協とかそういうようなところにおいても酒類の販売、小売ができるようにというような声も強くなつてきております。ですから、私は、零細なお店を保護するというところ、これも必要だとは思ひますけれども、同時に近代的、競争的というようなことを入れて、つまり大蔵大臣が三十億でも百億でもとにかく酒税を取れるところから取つちやおうという考え方をしているのですから、そういうときは、消費者にとつても便利な場合、それによつて酒税収入があるというふうには予想される場合は、財政再建にも役立つじやないかというようなことを考えてもう少し幅のあるようなやり方をとるべきでないのかと私は思ひます。そういう点について専門家である国税庁、それからさつき私、しょうちゅうのことをちよつと質問したので、政務次官、あなたの方から私のいまの質問に対してお返しをいただきたい。

○小泉政府委員

まず、免許の方から、私どもの方からお答えさせていただきます。御指摘のように、地域によつて非常に消費者の状況が異なりますが、嗜好も微妙に変化してまいつております。現代にマッチしたような販売体制ということとは当然必要でございますが、その中で特に御指摘のような大型スーパーあるいは大型の百貨店とか、そういったところの酒類の問題というのが地域的にもいろいろな意味で大きな問題でございます。したがって、先ほど申し上げましたけれども、国税当局といたしましては税務署長単位の判断に任せずに、そういった問題につきましては国税局長が全般的な需給状況、経済の動向、消費者のニーズの方向といったものを勘

案いたしました決定するというような仕組みになつております。

そこで、物には両面ございまして、やはり大型スーパーの進出ということは周囲の御指摘のようになかなか零細な中小企業の販売業者にも大変な影響を与える場合が非常に多いわけでございまして、それにつきましましてはその地域の業界、消費者の意見も前提しながら慎重に免許の方向を決定するということのようなシステムをとつております関係上、御指摘のように大型のそういった百貨店等が酒類を取り扱うケースというのは非常に少ない。しかしながら、先ほど申し上げましたように、全国では十七万店の小売業がありまして、世帯数と引き比べてみますと三百世帯に一つという状況でございます。部分的には不足する面もあるかと思ひますが、全般的には不足する面もこれだけかなり消費者のニーズは充足されているのではないかと。したがって、従来の運用方針をそれほど急激に変更するという考えは私どもいまでも持つておりません。

○保岡政府委員

いま間税部長からお答えしたところで尽きていると思ひますので、ございましてけれども、やはり消費者にできるだけ便利に販売するということも必要でありましようし、また、消費者のそういうニーズに対応することが先生御指摘のように税収の確保ということにも資するということだろつと思ひます。先生も零細業者に対する十分な配慮に言及されておりますので、先生の意を体してできるだけ御趣旨に沿つて対処したいと思ひます。

○平林委員

どうもありがとうございます。これで終わります。○綿貫委員長 沢田広君。○沢田委員 きわめて遺憾だと思ひますし、ともかく大臣がいなくてこれは審議しない。質問をするということは、これは当局もひとつ聞いておいてもらいたいのですが、大臣がいないうちにわれわれが言う、そのときに責任を持つてそのことをわれわれは提言しているわけですから、ただ

言った、帰ったということだけで物事が済むわけではないのであります。われわれは政策的な物の言い方をするわけですから、ただそれを答えたらばやらないでいいんだということを受けとめられることはきわめて遺憾なものであります。だから大臣がいな審議というのは果たして何を意味するのかというふうに若干疑問を持つのですよ。結果的には、だれがその言ったことを実行してもらえるのかということになるわけでありまして、こういうことは委員長、苦言を呈しておきますが、二度と繰り返さないということをひとつ委員長からお約束をいただいて、私は質問に入りたいと思います。

○綿貫委員長 努力いたします。
○沢田委員 よろしいですね。
じや、いま大臣もいないから、免許のことが出ておりましたから、免許のことから事務当局に要請だけしておきます。要請というよりも質問を含めてなんですが、いま免許には三百軒ということとで本会議も大臣は答弁しているんですね、三百軒を大体エリアとしてやっていますと。このことの基準はそういうふう理解してよろしいですね。簡単に言ってください。

○小泉政府委員 簡単に申し上げます。
お答え申し上げましたが、基準でまいりますと、全国の地域を四つの地域に実は分類して免許の運用をいたしております。それで、たとえば東京の特別区等の大都市、人口三十万人以上の市制施行の市街地……

○沢田委員 しているかしていないかだけ答えてもらえばいいんです。
○小泉政府委員 そこで、標準世帯数というものをしながら新規参入者の需給に影響するインパクトというものを検討するわけでございますが、実は三百世帯と申しますのは大都市の基準世帯数というところでございまして、一般の市制市街地では二百世帯、あるいは地方に参りますと百世帯というような段階を基準として持っております。

○小泉政府委員 全国で三百世帯である

ということにいたしますと若干タイトな面はございますが、しかし平均としてこんなだけあれば、それほど需給に対して消費者のニーズに……

○沢田委員 そういう長いことはいいんだよ。
だから、大蔵大臣が本会議で三百軒を標準としていま認可をしておりますということは、そのとおり受けとめていいんですかということの答えなんでも、もし違うんだら資料であと出してください。どこの地域は何百軒を標準とするのかということとを表として出してください。それは大臣の答弁が違つたとて言いませんよ、基準ですから。違つたと言いますが、その基準の内部を私はいま言っているわけですから、あなたのおっしゃったことは表にして、どことどこで何百軒に一店だ、どことどこで何百軒に一店だ、後で表を出してください。出してくれませんか、それだけ。

○小泉政府委員 恐縮でございますが、ちょっと足りませんでしたか、大臣の御答弁は、私も理解いたしておりますのは、十七万店に対して、これを全国の世帯数で見ると三百世帯に一店になる、こういう御趣旨でございまして、私も申し上げましたのは、それを実際に運用しております免許運用の基準から当てはめまして、そういう基準は地域としては適合するところがある、こういう趣旨でございます。

○沢田委員 だから、あとの細かい資料は出してもらえぬのかもらえないのか、こう言っているわけですから、出してくれるのですか。
○小泉政府委員 基準の点につきましては、すでに御提出申し上げている……

○沢田委員 いや、それは出ていないよ。
○小泉政府委員 これからお出し申し上げます。
○沢田委員 それから、食品関係五年という条件はどういう理由に基づくのですか。
○小泉政府委員 人的要件の目安として、酒類業の経営者として三年とか、あるいは酒類業に従事したてておりました期間が五年、さらに敷衍いたしまして調味食品等の販売業に従事したてております期間が五年というような目安を一つの例示と

して持っております。これは何が何でもそれに固執するというようなことでは毛頭ございせん、その人その人の人的要件を拝見する際に一つの基準として、物差しとしてこれを持っておる、こういうことでございませう。

○沢田委員 条件ではない、こういうことですね。
○小泉政府委員 条件ではございません。人的な要件でございます。
○沢田委員 大臣が来たところでもとへ戻ります。大臣も行ったたり大変だと思ひます。心から御苦勞さんです。だけれども、大蔵委員会という一つの立場も考えて、せひひとつ御考慮いただきたいと思ひます。

それから、歳出の見直しの完了の時期を大臣はいつごろをめどにして——まあ増税をこれだけしようとしている、歳出の見直しはいまアイ・エヌ・ジーで過渡的である、これで終わったわけではない。とすると、歳出の見直しはいつごろまで完了する予定ですか。
○渡辺国務大臣 これは完全完了というのはありません。世の中も変わってきますし、思ひがけない変化がある。その時代になればもう必要ないという問題も起きてきますから、それはいつでも見直ししなければならぬ。ただ、現行の状態の中でことし歳出の見直しをかなりやってきましたけれども、いろいろむずかしい問題もございませう。したがって、仮に五十七年度予算というものを今度は想定をしなければならぬというところになれば、基本的などういふようなものを対象にして歳出カットというものを進めていくことができるか、やらなければならぬかということ、少なくとも秋ごろまでには決めなければ来年の五十七年の予算には間に合はぬじゃないか、私はそう思っております。

○沢田委員 ここに「補助金便覧」という五十五年度のあるのですが、これだけある。これは大臣は全部見る暇はなかつたんだらうと思うのです。私も一ページずつとめくってみました。とにかくその中で幾つかの問題を例示するので

すが、退職予定自衛官の就職援護業務補助、こういうのがなぜ必要なんだらう。公務員とかその他にはないですね。一億四千六百四十万ですか、こういう膨大な金が退職予定の自衛官の就職援護業務の補助に出している必要性はどこにあるんだらうかと感じます。そんなに自衛官というのは質が悪くて金でも出してやらなければ就職ができないう、こういう状況なんですか。大臣、どうです。
○渡辺国務大臣 細かい話になると私もわからぬのですが、要するに自衛官というのは特殊な職業であつて、現場で習ってきたことがすぐ民間に通用するというわけにはなかなかないのが多いと思ひます。しかし、そう長く勤められない、これは肉体的な労働ですから、参謀や何かはいいかもしらぬけれども、兵隊さんの方は五十を過ぎても機関銃を持って走って歩くなというところは、そういうようなことでもなかなかむずかしい。しかし、われわれとしてはやはりそれをあつせんということも非常に大事だと思うのです。そういうところからつけられておるものと考えます。

○沢田委員 とにかくほかにはこういうのはないのです。自衛官だつて結果的にまじめな人であればそれぞれの技術を生かす場所はなくさんあるわけですから。これは質問の時間かきわめて少ないのですから。

そのほか、ダンプカーの補助金がかつてはまた倍になりました、そういうようなものが出ています。それから特殊法人の北方領土問題対策協会という、北方領土の日まで決めて政府自身が当たっているにもかかわらず、そういう特殊法人にも出している。それ以外に薬剤師会にも、これは何で出しているのかわからぬですか出している。淀川の水源地域の対策基金のようなものも膨大な金が出ています。これにはそれなりの理由があるのだらうと思ひます。あるいは新技術開発事業団その他たくさん並んでいるのですが、そういうようなものは政府の一環としてやれば可能だと思ひます。ね。そういう意味において果たして本当にこの補

助金の中身を十分徹底的に見直したのかどうか。細かい返事は後でやってもらいますが、そういうようなことで本当に見直しをしたのかどうか、不公正はないのかどうか。

それから、この中に雇っている人間が物すごく多いですね。幾ら、国家公務員の私の方に出してくれた資料では、定員削減だ、総枠定員だ、こう言いながら、特殊法人やその他が雇っている人員なんというものは膨大なものですね。そういうものに對して全然手を入れないということは、果たして歳出の見直しをやったということと言えるのかどうか。何も首を切れとかなんとかという意味じゃありません。しかし補助金とか交付金とか委託費とか負担金とかというものの定義とその中身というものはやはりきちんと整理していかなくちゃならぬのではないかと。委託費というのは委託費で一つはわかります。負担金は義務負担ですからこれもわかります。しかし補助金と交付金というものの性格は法律上も正確に把握していく必要がある。少なくとも補助金というのは事業補助でなければならぬ。その事業の目的が、政策ですから、完遂すればその事業はなくなる、こういうものか補助金としての性格だと思ふのです。大臣、その点はいかがですか。

○渡辺国務大臣 私もそういうふうに考えております。

○沢田委員 ですから、その原則に立って補助金というものはあくまでも政策的なものであつて、その政策の目的が達成されたならばその時点において整理をしていく。言うならば二年なり三年で見直して、その事業の達成の経過にかんがみてその処置をしていく。それが何かいわれる人員の人員費になつてしまつたりなんかするといふ補助金は補助金ではないと思ひますので、その点はあえて要請しておきます。

そこで、今度の増税によつて、三千億ぐらいであります、地方財政に与える影響として遊興飲食税があります。これは三二%がまた当然交付されますから一千億ぐらいになります。

飲食店は昭和四十七年から五十四年で見ますと、五十一年に比較しますと十万店舗ぐらいいふてゐるのです。しかし金額では昭和四十七年の売り上げが三兆円であり、五十四年は六兆八千億の売り上げになつてゐる。そうすると遊興飲食税の分はいまの単価は引き上げられていゝんじやないだらうか。今度酒が値上がりしたのですからいま二千円の限度額といふものは、その前も据え置きです。あわせていまの一般の庶民大衆の限度としてはせめて三千円ぐらゐに免税点を引き上げるといふ措置は考えられてもいいんではないか、こういうふうな気がいたしますが、いかかでしょうか。

○高橋(元)政府委員 地方税の問題でございまして正確な答えがあるいはいたしかねるかと思ひますが、本年度は料理飲食等消費税の免税点も控除額も据え置きでございまして。これは現在のような厳しい財政環境のもとで、その課税対象になります料理飲食等の消費ということについて税の負担の軽減を図ることが適當でないといふことが一つございまして、都道府県税として料理飲食等消費税の持つておりますウエート、これが全体の五%ぐらゐでございまして、かなり大きなものであつて、これについてさらに軽減の措置を講ずることはできない。この二つの事情からいっておるといふに理解をいたしております。

○沢田委員 ですから大臣、細かい数字のことを言つてゐるのではなくて、売り上げは、昭和四十七年です、四十九年が四兆七千億、五十一年は五兆一千億、五十四年度はいま言つた六兆八千億、四十七年に比しますと大体倍の売り上げといふことになつてゐるわけですね。一人当たりを見ましても四十七年は三万円です。それが五十四年は五万九千円です。ですから、当然その点は考えられてゐるのではないかと。バー、キャバレー、これは一兆一千七百億、酒場とかビヤホール、これは四千七百九十五億、これは料亭でばかに少ないのです、二千六百六十七億。いわゆる遊興飲食税を納めないといふ、二千円以下で料亭で飲

めるところはめつたにないのではないかと。気がするのですが、こうやってみますと、税の捕捉においても相当狂いがあるのではないかと。いふやうな気がいたします。

そこで大蔵大臣、これは地方税のことだと言ひながら酒を上げるのですから、やはりそれに伴う庶民の遊興飲食税の免税点は、たとえば二千五百円であつても引き上げていく。いままでの酒の上がり分くらいは上げていくという配慮は今日一般化してゐる常識ではなからうか。いわゆる庶民からしほり取る、酒は上げます、飲食税でも取ります、これはしかし地方と国だから別なんだ、国民的にはこういうわけにはいかないんじやないか、こういうふうな思ひますから、ひとつ大臣、政治的な判断で答えをいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 税金のことでございますが、酒は一人で一升も飲んでしまふ人はいないわけでございますから、料飲店で二本とか、飲んでも三本ということになる、税金の部分だけか言へば何十円かという話であつて、料飲税に大きく響くかどうか、こゝろのところは計算をしてみないと私もよくわかりません。地方自治のことで、自治大臣がどういふお考えであるか、人の所管まで余りこゝでしゃべつてしまふことはいかかと思ひますので、差し控へさせていただきます。

○沢田委員 ただ考え方として、酒は上げます、だから上げた分は、一般的にいい悪いは別として百七十九万店の人がそれでやつてゐるわけですから、その人たちにその分がね返らないやうな、いわゆる温かみを若干考へていくことでは御考慮いただくように、御検討いただくようにお願いをしたいと思います、いかがですか。

○渡辺国務大臣 いま私が申し上げましたように、一人一人にいたしますと、そう一回の飲食がうんとふえるといふことではないので、料飲税にそれが大きく寄与するかどうかは非常に疑問のあるところではないかと思ひます。したがつてよく研究してみないと、なかなか私も責任を持つてお答えができないのが残念でございます。

○沢田委員 私は、酒の方が上げれば、それは必ず領収証の面では上がつてくる、必然的に上がつてくる、こういうふうな思ひます。

時間はなくなつてきたので忙しいのですが、ビールは一人当たり、五十一年の三十三リッターに對し五十二年が三十七リッター、ウイスキーは二十一リッターに對し、大体二十七リッター、酒は十四リッターに對し三十三リッター、これは一年間の消費なんです。この資料はおととしですか、そういうことで、酒はこの間の参考人と呼んでみても、この四年間十四、十四、十三、十三といふ一人当たりはすつと横ばいなんです。ビールは三十三から三十七と伸びてゐる。それから、同じようにウイスキーも伸びてゐる。酒はやはり伸び悩んでゐる。これはこの間の参考人の言われてゐる理由です。

そこで、いま平林委員からも言われたやうに、酒の二級酒はまず上げないでやつたらどうだ、一円四十銭だから勘弁してほしい、こう言うけれども、これは政策的な問題だと思ふ。金額の問題ではない。やはりそこに政治の温かさを感じさせるかどうかの問題なんです。一円四十銭だからこそ政治の温かさを感じさせるということがある。あるいはまた五月の実施を若干延期をする、こういうことも一つの手法だと思ふ。あるいは当分の間十四円を二分の一の七円にしておく、これも一つの手法だと思ふ。いわゆる金科玉条のやうに、これが最終の城なんだといふやうな物の考え方ではなくて、弾力性を持つて対処するといふことが大臣、必要なのではないでしようか。

○渡辺国務大臣 それはいすれも物の考え方と私は思ひます。思ひますが、私どもの考え方といひましては、今回御提案をいたしたやうなことで御了解をいただけるものと思ひて御提案をさせていただきます。

○沢田委員 自民党が多数であるからといふことで了解されるという――了解されない国民の多数がいるという声も考へてもらうことが必要なので

はないかと思ひますし、まあ、この法律がすべて完璧だとも思つてないだらうと思ひますから、その意味においては十分ひとつ御判断をいただくようまたお願いをして、次にまいります。

次に、酒米の販売の問題であります。

先般の参考人の意見でも、これは農林省の方から来ておられますけれども、なぜ酒が売れないのだ、なぜ伸び悩んでいるのだ、全部新米にしてもらえればいい酒ができるから売れるのだ、ところがそうはいってない。ということになると、大臣、米の問題は、これで行くと五十五年は五十四万トン、五十四年度は九十七万トン、五十三年度は四十九万トン、五十二年度は五十三万トン、五十一年度もや五十二万トンということで酒米の販売をしていくわけですね。しかし、参考人等の意見を聞くと、五十五年五十四万トンという見込みを立てたというところは、相当飲んでもらわないとこれにならないのではないかと気がたしますが、新米だけをやっていて古米の方の処理についてはどういうふうに行うに考えていくのか。五十四万トンですから、年間からとってきた分は別といたしまして、そのあとの古米の方は今度はどういうふうな処理をしていくのか、その点ひとつ御意見を伺わしていただきたいと思ひます。

○下説明員 酒米の問題でございますので、食糧庁の方からお答えさせていただきます。

酒米につきましては、酒造業界の方から品質的に新米をもつて充ててくれなければ困るという御要望がございまして、実は五十一年から五十二年の間に若干、われわれの言葉で低温米と言つております低温倉庫に入つております古米を試験的に使つていただいたこともあるわけでございますが、どうも品質的にうまくないということでございますので、五十三年以降につきましては、自主流通についてはもちろん全量新米でございます。政府が売却するものにつきましても全量新米をもつて充てるといふことでまい対応しておるわけでございます。

○沢田委員 結果的には新米ではやっている、し

かし酒の方の売れ行きは悪い、それでいい酒をなるべくつくれるように前は古米だったものを新米にしたのだ、それでも売れ行きは伸びていかないのだ、とするとどこに原因があるのか、その点大臣は感覚的にどういふふうにとらえておりますか。

○小泉政府委員 お酒の問題でございますので、国税庁の方から若干お答えさせていただきます。

清酒の伸び悩みの状況は御指摘のとおりでございますが、原料だけではなしに、やはり消費者のニーズといひますか、これが微妙にしかも急速に変化してきているのではないかと。生活様式が洋風化されるとか、あるいはまた酒類は代替性がございまして、やはり洋酒、ビールとともに清酒も酒類界の中でしかるべき位置を占めなければならぬ、こういうことでございまして、それを決めるのは消費者の支持というのが第一でございます。

第二は業界の自助努力といひますか、よりニーズに合った製品を出していくということにポイントがあるわけでございます、それに対しては、私ども行政当局といたしましてはできる限りの支援は行つておる、こういうことでございます。

○沢田委員 これはいままで割り当てでやってきて、大きいところは大きく、小さいところは小さく、こういうことで中央会の割り当て制度をやつておる。いわゆる経営の努力をしていこう。一生懸命やつておるところも放漫な経営をやつておるところも、従前の実績でずっとやられておる。とにかくこれを見直して、それぞれ経営診断でもやつていただきたいながら、その実態に合うような販売をやるように御指導をいただきたい、こう思ひますが、これはイエスかノーかの答えですから、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○小泉政府委員 御指摘のように、需給の問題は非常に大事でございますが、御存じのように昭和四十九年度以降は不況カルテルは廃止いたしております。したがしまして、実は生産も自由、こ

ういふことになっております。しかし、全体として需要にマッチした生産は企業経営の上で大事でございますので、個々の業者が判断してやつていくことでございまして、日本酒造組合中央会としては、全体のガイドラインといひますか、ガイドポストを一応つくつて各年の生産については努力をいたしておる、こういうことでございまして。

○沢田委員 私はそういうことを言つてない。ひとつ経営診断も含めながら実態に合うように、それぞれの割り当てについて弾力性を持つて中央会がやつておることであるから指導をしてほしい、こう言つておられるのだから、それはそうですかと言ふのか、しないと言ふのか、どちらなんですかというのを聞いておる。そういうことでは時間がない指導をしてほしいと言つておられるのだから、お答えをいたしております、今後も続けてまいります。

○沢田委員 大臣、もう時間が来たようですが、特級は優良である、一級は優良である、それに該当しないものが二級だというのは、どうお考えになりますか。

○高橋(元)政府委員 いま仰せのありますのが、まさに級別の官能審査によつておるということだと思ひます。つまり一つは官能審査、もう一つは申請主義、これは現在の級別制度を支えております。これは昭和十八年以降の級別でございますけれども、いろいろな問題が生じてきておる、そういうことを含めて中期的に検討をいたしたいというところを先ほどからお答えいたしておるところでございます。

○沢田委員 検討はされるということですが、とにかく優良、佳良、それに該当しないものが二級酒だ――表現もよくないし、きわめてあいまいもこな表現なので、大臣、もう一回政治的な立場で、こういうことはやめて適切な表現に変えるなり合併をするなり、とにかく検討するということを進めていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○小泉政府委員 時間をとりまして申しわけございませんが、執行部からお答えをさせていただきます。(沢田委員「執行部はいいよ、時間がない」と呼ぶ)

お酒は非常に官能審査が適するわけでございます、これは各国、たとえばフランスのワインでも四段階に分けておられます。その辺の事情も御勘案いただきまして御検討いただきたいと思ひます。

○沢田委員 大臣忙しいようですから、また夜の方で十分間私の時間がありますから、ひとつそれまでにお答えをいただくことにして、どうもこだわつてばかりいてしょうがない。

次に、たる・おけの取引は三千社のうちの二四％を占めておる。この実態をどういふふうにお考えになりますか。

○小泉政府委員 御指摘のように現在二千八百五十程度と確認いたしておりますが、そのうちで約二千の業者がおけ――おけと私ども申しておりますが、未納税で移出をしておるということでございます。これにつきましまして、やはりこれもちよつと長くなりますが、お酒はブレンドといひますか、マリーと申しておりますが、いい製品を合わせるとなおよくならないこととございまして、この特徴がさらに伸ばされて欠点が消されるという、酒は生き物と言われておりますが、そういった非常に伝統的な特徴があるわけでございます。したがしまして、現在の日本酒業界ではやはりブレンドをするということには欠かせない一つの要件になっております。それを反映いたしまして、全国的にも有無相通するといひますか、補充しながら全体の酒質をよくするための未納税移出制度あるいは未納税の移入制度といふものが現在あるわけでございます。

○沢田委員 そういうことを聞いておるのじゃないのですよ。いわゆるそれを製造する者には自分の誇りもあるでしょう。自分は自分のいい酒をつくるという――それぞれの酒造認可を求めるときには下請で申請してきておるわけじゃないのだ

よ。自分の渡辺なら渡辺という酒を売りたいぞ、沢田なら沢田という酒を売りたいぞ、そういう意欲を持って皆臨んできているのに、なぜこういう現象が起きているかということに対する認識なんだよ、問題は。それぞれ認可を申請してきたときに、あなた方はそれぞれチェックをして、これならば成り立つだろう、あるいは水もあるだろうし、こういうものもあるだろうということで許可をしてきたんです。それが成り立つ条件をつくるということがやはり政治なんじゃないのかということをお願いしたいわけですよ。この現状が、これはこういうことだから、ブレンドするんだからしょうがないのだというような安易なあなたの答えは返事にならないんだよ。それだったら、そんな許可しない方がいいんだよ。そういうことで、その辺に対する認識はきわめて現状肯定ではあるけれども、いわゆる発想の転換がないということなので、これはそうじゃなくて、それが自立できる条件をどう与えてやるか、それが政治なんだよね。その辺に対して全然認識がないから大手の方か何かにだけ味方をしていて、こういうふうになっちゃってちやうど前進がない。こういうことではなはだ遺憾だということだけを言って、私の時間も——さっきの柿澤さんも三分過ぎましたから、私の質問もちやうど三分過ぎましたので以上で終わりますけれども、大臣については留保いたしますが、最後に、二級酒の値上げ率の引き下げ分を考える、あるいは五月実施については若干考える、こういうようなことの配慮くらいは、多数を頼んでただこれだけ押し通すというのではなしに、十分配慮することを特に要請して終わりたいと思います。

○綿貫委員長 渡部一郎君。

○渡部(一)委員 私は、まず酒税のこの膨大な値上げ、引き上げというのに対して反対の立場から御質問を数点させていただきますと思います。

まず、前回御質問いたしましたことの残りをちゃんと聞かしていただきたいのですが、税法上の不均衡よりもいまだ大きな問題になっている

のは税執行上の不公平であるということを描いたしまして、そのために適切な課税当局職員の増員とその待遇について考えなければならぬと私は主張をいたしました。そしてそれに対して本委員会における数次にわたる附帯決議というものを引用してお話をしたことがございまして、その後予算案が組まれたわけでありまして、しかしながら本年を見ますと、課税当局職員は増員数がプラス・マイナス・ゼロでございまして。大蔵大臣に答弁を求めたままです。国税庁長官からこれに対する御答弁を求めたいと存じます。

○小泉政府委員 税務執行の上の問題は非常に厳しい環境が続いておりますことは御指摘のとおりでございますが、一方で行政改革といえますが財政の健全化といえますか、そういった要請も非常に強い要請がございまして。したがって、国税庁といたしましてもやはりその辺の事情を踏まえて、定員削減という要請にこたえつつ、一方で必要となるには適時適切な配置をするということとで乗り切つてまいりたいというふうに考えております。

○渡部(一)委員 あなたは主計局じゃないんだからそういう答弁は適切でないんだ。あなたとしては人数を多数増員を要請した、しかし主計局が削つたんだと言わなければいけないんじゃないか。もう一回、答弁やり直し。

○小泉政府委員 間税関係の税務職員は現在千六百七十四名ございまして、全力を挙げて間税行政の適正化に努めているわけでございまして、やはりいろいろな事情の変化と、先ほども御質問がございましたが、免許行政とかいろいろな面で人手がかかるということは事実でございまして、一方では行政の合理化ということに年々努力をいたしておりまして、そういった努力を積み重ねて厳しい定員状況を乗り切つてまいりたいということでやっております。

○渡部(一)委員 主計局の方、来られていますか。主計局はどうして身内の国税庁の多大の要請に対してこれにこたえないか、そして国会の数次

にわたる決議に対して反対の結論を下されているのか、答えていただきたい。

○吉野(良)政府委員 国税庁の定員の問題でございまして、従来から私も財政当局も税務執行の重要性は十分に認識いたしておるつもりでございまして、五十六年度の定員の査定に当たりまして、国税庁側から事務の実態なり必要性を十分にお聞きいたしまして、厳しい定員事情の中で最大限の配慮はいたしたつもりでございまして。

○渡部(一)委員 最大限の配慮をしてプラス・マイナス・ゼロだというのはとうとうなすけないですね。酒税にかかる前に、もうトローソーサン、クロヨンに伴う国民の怨嗟の声が国中に充満しているときに、酒税どころの騒ぎじゃないわけですね。私も前提として申し上げていようのですが、いまの御答弁もまた私は納得できるものではない。大臣に今後の決意を含めて、その点もう一回お伺いしたい。

○渡辺国務大臣 私は要求する側であつてまた査定する側で、両方持つておるわけなんです。どちらの言い分も言い分がある。しかし大蔵省は財政再建をいまだ大きく掲げて各省庁に極力定員を減らすということで行管と一緒にやっておるという現実もあるわけなんです。そこで、本当は手前みそで手盛りをするということをやるべきかどうか非常に問題のあるところでございまして、今回は内部のやりくりでプラス・マイナス・ゼロということにしたわけでございまして。

○渡部(一)委員 私は酒税のところになかなか入れなくて申しわけないのですが、税金を取りたいのだから取りたくないのだからわからないからちよつと大臣に見てもらおうと思つて所得の確定申告書をいまいただけてきました。大臣、まずこの字が大臣の目じゃ見えないと思うのです、振りがなその他。御承知になつておられるように、主税局長、これは恐らく視力が二・〇でなければ読めないような字が書いてある。よほど目がよくなければこれは見えない。というのは、日本国民の大多数、ここの委員会室におられる方の半数以上

はこれは書けないことになる。それから用語が不適切である。欄が小さ過ぎる。手が少しふるえる方にとっては横の欄にはみ出してしまふ。だから、主税局長にこれを読まして私はいま答弁させたいのです。主税局長、ここの二十七の欄の左側の欄の下を読んでください。

○高橋(元)政府委員 二十七の「上の二十六に対する税額」税額表で求めた金額。平均課税を適用する場合は「平均課税の計算書一般用」の十の金額」を書いてください、こういう意味でござい

ます。

○渡部(一)委員 そのとおりです。これは特殊なめがねをお使いになつていまお読みになつたから……これは普通の目では見えません。こういう実際にまじめに税金を納めようという方が意気を阻喪するような表現と欄が並び過ぎている。これは、私は自分でやってみてわかつたのですけれども、この欄が小さ過ぎる、用語がわからない。それから中には何々の欄に掛ける何とか、それに何々の欄を引く、そして何々の欄を足す、それを何で掛けるなどというのがついておりますけれども、これは数学の試験ではあるまいし、こういうのはどう考えても適切でない。何回か言われているのですけれども、細かく言う必要はないと私は思います。主税局長、日本国民にこれを書かせるというのだったら、少なくとも中学校卒業程度の方は平均いたしましてこれは全部書ける、そして目も相当悪くても字も見えるという程度に書き直されたらいかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 これは所得税法の施行細則で決めておるわけでございまして、実はいま御指摘のことは、くどくなりまして恐縮なのですが、三つの要因からできているのだと思うのです。一つは、所得計算というのが意外とめんどうなものである。これは記帳とか記帳に基づきます会計決算ということがなければできてまいらないわけ

題が起ってくるかと思いますが、これは記帳なり経営の指導ということを通じて、またそういう水準の向上をまつということで国税庁も努力しておられると思います。

二番目は、税制が非常に複雑だということだと思います。いま私にお尋ねのありましたのは所得税でございますから、変動所得の平均課税という制度がございますが、この平均課税をやります場合には、別途の計算書で補足的に計算をしてそこに転記してください、こういうことなのでございます。さらに租税特別措置もございますから、いろいろの不評がございます。そういうものではなく、ただ税制の簡素化を図るべきだという御指摘でありまして、それは私も常々そういう心持ちで税の見直しをやっておるわけでございます。

三つ目の問題は、申告書のまさにその書き方が非常に小さくて、通常の方がお使いになる、一般の方がお使いになる場合に必要なことと、特別の計算をなさり、特別の税制を申請なさる方がお使いになる欄というの並んでおる。そこで、どこへどう書いていいかわからないという問題が起こつてまいりますので、その辺は国税庁とも相談をいたしまして、通常の方の所得申告ということが一番わかりやすくやれる、それ以外の特別の税制、特別の所得計算を選ばれる方のものはまたそれとして、それはそれぞれの税制を御存じの上でなされるわけでございますから、そういうものはそういうものとして組み込むことができないか、その辺の工夫は御指摘もありましたので、ぜひその検討をしていきたいと思ひます。

○渡部(一)委員 大臣、率直に申しますけれども、いまのものをよしとするための御答弁なら、いままさに主税局長言われたとおりと思ひます。善意での納税者にいや気を差さるようなこんなものは本質的に全部書き直す必要がある。ですから、私は大蔵省内にこの書類の見直しのための委員会を設けるなり、適正なメンバーを設けるなりして全面見直しをお願いしたいと思うのですが、いかがでございませうか。

○高橋(元)政府委員 前にたしか作家の方とかそういう方にお願ひをしまして、申告書をもっとポピュラーにわかりやすくするという工夫をいたしたとかございました。いまお話もございませうので、そういう工夫ができるだけやってみるような勉強をもう一度いたしてみたいと思ひます。

○渡部(一)委員 大臣いかがですか。

○渡辺国務大臣 ただいま主税局長が答弁したとおりです。

○渡部(一)委員 だから大蔵省というのは不思議なところで、税金が欲しいのだから欲しくないのだからわからないとさつきから非常にいやな言い方をしているわけであります。わからないことが多過ぎるわけであります。

もう一つ、先日同僚議員の柴田君が多少質問いたしました。社会保障の所得制限に関する問題であります。

社会保障の分野で所得制限の課せられているものについては、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、福祉手当、被爆者手当、老人医療、児童手当、特別児童扶養手当等がございませうが、所得制限によりまして年金などは一円の差で総合収入に非常に大きな格差が生じてまいります。たとえば、もうおわかりでしょうからはしよつて一部を読み上げますが、老齢福祉年金につきましては、二人世帯の場合で扶養義務者の所得が六百万円未満のケースでは、本人の収入が二百二十六万六千円でありますならば老齢福祉年金は二十八万八千円を受け取ることができ、合計二百五十五万四千円の収入となりますが、これより収入が一円多い、つまり二百二十六万六千一円になりますと年金はゼロになります。その差は二十八万七千九百九十九円の減収ということになるわけであります。これはいろいろなケースかございまして、計算をいたしたリストを持つておるわけであります。老齢福祉年金二人世帯で所得制限が二百二十六万六千円以下となっておりますから、逆転の最高額は年間二十八万八千円でありませう。同じように老齢福祉年金の六人世帯では逆転の最大幅は

一万二千元、これは少ないです。ところが扶養義務者所得の六百万以上八百七十六万以下という部分で計算いたしますと、逆転現象は二十七万六千円でありませう。

また障害福祉年金の一級二人世帯、本人所得三百万円以下という所得制限がついておるもので、これに至りますと逆転の最大幅は実に四十三万二千元であります。障害福祉年金の二人世帯の二級、本人所得三百万円以下の制限がついておるんですが、この場合は二十八万八千円でありませう。

これは私の発明した用語ですが、すみ落とす、こういうふうな公的な保障金額によつて収入が上がつているのが極端に打ち切られる。するとこのぎりの刃みたになつていく。この境目のところに、ただいま申し述べましたように一万二千元ないし四十三万二千元のぎざぎざができるわけでありませう。これは税の執行の公平あるいは福祉の公平化の上からいって問題になる金額だろうと思ひます。なぜかと言へば、一円の差で年間四十三万円も収入に差があつたのでは、とうていだれもが納得し得ない金額だからであります。

これらの解消はいろいろな方法があります。いろいろな方法がありますけれども、なかなかむずかしい問題でもあります。しかし、これをほつておきますと福祉全体に対する信頼を失ひ、問題化することはもう明らかであります。今期予算の中ではできないのかもしれないが、こうした問題について、少なくともこの逆転の大きな幅が十万を超すなどということはちよつとぐあいが悪過ぎる。私が十万と仮に申しましたのは、ある一定額以上の逆転現象を起こさないう配慮があつてしかるべきではないか。これは御研究の課題になるべきものではないかと思ひかけてございませう。

税の方から減税でやるのか、あるいは福祉の限界

の幅のところをすみ落とす方式でやるのか、やり方はいろいろあるとは思ひますが、そういうのを含めまして御研究をいただきたい、検討の重大な課題ではないかと大臣に私は申し上げるわけでございませうか、御回答をいただきたいと存じます。

○矢崎(新)政府委員 ただいまの所得制限の基準額の下で可処分所得に逆転を生ずるという点は御指摘のとおりでございます。

問題は、こういった逆転を避けようといつたしますと、所得制限に近い階層についての給付額を減させていくというようなことも一つの方法ではないかと考えるわけでございませうけれども、そういった相当多段階の給付額を設けることになりませうと事務処理上の負担に耐えられるかどうかというふうな問題がありますと同時に、もう一つは、刻んでいきますとかなり少額の給付が出てくるという問題もございまして、社会保障給付の趣旨、目的という点に照らして問題がないわけでもないわけでございませう。こういったいろいろな問題かございまして、実際問題としては困難な面もあるわけでございませうけれども、御指摘の問題は今後の研究課題としてまいりたいというふうに考えております。

○渡部(一)委員 あなたはいま給付者に対して減額するというふうな述べられましたが、確かに角のすみ落とす場合には、減額させる方と逆に上げる方と両方あるわけですね。あなたがわざわざ減額だけを言われたのは大変ずい御答弁でありまして、私はそういう御答弁に余り感銘することできない、同調することもできません。

私が言っているのは給付水準を切り下げろという議論ではありません。給付水準より上回る人が極端に収入がへこむ、その問題をいま指摘しているわけでありますから、減税またはその範囲をちよつと超えた人々に対する何らかの処置というものをとる必要があると私は述べたのであります。

また、そういう意味で、多段階にすることによつ

て事務処理が大変だといま述べられました。確かに多段階にするというような単純なテーマではないと思います。一円刻みにして何十というテーマにするべき問題ではないでしょう。ですから私は、ある大まかな基準を設けて、四十三万というのは余りにも多過ぎる、幾ら何でも多過ぎる、これは不公平というものを通り越している金額ではないか、だから研究してもらいたいと言ったのです。だから、その辺の問題の大きさをとらえて、それに対する果敢な追撃と検討を大臣の所信として述べていただきたいと思いませんか、どうでしょうか。

○渡辺国務大臣 それはかねがね私も疑問を持っておった点なんです。

いままでも所得制限が八百七十六万とかあるわけですから、そこでやはり同じ話が出てくるわけですから。今回初めて出たわけではなくて、いままでもずっとそういふうなぎさぎさは出ておる。しかし、それをあなたの言うように、確かに三百万で一万か二万か違っただけで、それはそれだけの大きな……(渡部(一)委員「二円違い」と呼ぶ)一円というのは取引がないから一万円と言ったのですか、そういう開きが出てくることは問題があると私は思います。それをなくするためには、事務的には細かい刻みを幾つも入れるという話なんです。それが非常に手数がかるかというようなことだとすれば、そんなに四十万も開かなくて十万とか、あるいはもう少し多くてもいいかもしれぬけれども、事務的に何段階かくらいにできるかどうか、そういうことは十分検討させなければならぬ、私もそう思っています。それはやり方で、ともかくふやす場合と減らす場合と両方ございます。しかし、ふやす方はなかなか考えられないという場合は減らすこともあり得ますか、いずれにしても余り差があり過ぎるのは問題だから、これは十分検討します。

○渡部(一)委員 それでは今後の御努力をお願いしておきたいと思います。

次は、厚生省の児童家庭局から資料をもらってきたのですが、児童手当の支給状況を見比べます

と、被用者つまりサラリーマンでございましょうか、この支給率は八二・三％、自営業者、これは九二・八％で、約一〇％近い差がついております。昨年の児童手当の支給状況によりまして、サラリーマンが百五十五万五千世帯で自営業者が百九十九万九千五百七十七世帯となっているわけでありま。対象児童数は、サラリーマンの方が百四十一万三千人に対して受給者は百七十七万四千四百三人、自営業者は百四十二万七千人に対して百三十二万四千二百五十八人、そこで先ほど言われましたパーセンテージが出てくるわけでありま。所得制限がございまして、サラリーマンと自営業者の間では福祉年金や児童扶養手当、奨学金、国民健康保険料、保育料など課税所得というのを基準にして行っているためにこのような不公平が出てくるわけでありま。つまりサラリーマンの方は俗説によれば十割課税されており、そして商工業者については捕捉されるものがそれよりはるかに低い。巷間の説によればクロヨンとかトーゴーサンとかいふものがそのままこういう幼稚園とかその他の児童手当とか、そういうものに全部はしていくることをこの数字は示しているわけなんです。したがって、この数字をこのままにしておきますと課税水準というもので、それが最も権威のある水準というところになっていくわけですから、その課税水準がクロヨン、トーゴーサンなどと言われるような実態で問題になりますと、後、收拾がつかなくなってくるわけでありま。

さて、この問題に対して今後どういふうに処置をなさるか、ます伺います。

○矢崎(新)政府委員 社会保障のいろいろな給付があるわけですが、この所得制限を適用いたします場合の基礎となる所得のとり方にきましましては、給付の対象となる方が非常にさまざまな業態にわたる多数の方でございまして、一々の共通の尺度として課税所得というものをとっていかざるを得ないというふうに考えておりますが、この執行の問題につきましては、これは税務

当局で適正な把握に従来から御努力いただいております。今後ともそういうことで御努力をいただくとしたいと思います。私どももいたしましては、この課税所得を基礎とするというやり方をとらざるを得ないのではないかとこのうに考えております。

○渡部(一)委員 あなたは、悪いけれども、それは御答弁になっていないですよ。御自分でもわかるだろうけれども、はなはだ拙劣な答弁だと思うわけなんです。

たとえば練馬区の場合で見ますと、幼稚園にやってくる人というのは、大きな車に乗ってくる人たちがその公立幼稚園の所得制限のあるところに入つてしまふ。そしてサラリーマンのお子さんというのは課長でもだめなんですよ。所得制限の上から言う収入が高いことになっている。だから自転車に乗っている子供は公立保育園に入れない、車に乗っている商工業者の子供は入れる、こういうふうな町じゅうで言われている。こういう不愉快な状況がある以上は、トーゴーサン、クロヨンの問題に手をつけざるを得ない。あるいは所得制限というのは課税水準でやるんじゃない、課税水準というのはにせものなんだ、うそばかり書いてあるんだから、皆さんこれを基準にしないようにと厚生省に言わなければならぬ。こういうどちらかともなければならぬ。ところが、私が国税庁に対してクロヨン、トーゴーサンの実態はと申し上げたところが、そういう数字はない、調行は公平に行われるというたてまえだから調べることもおかしいんだという御答弁をこの間内々にいただいた。私ははなはだ怒っておるわけでありま。私が、短い時間で何とも申し上げられませんが、ねちねちとやらしていただきますが、きょうはお時間がないようですから、この問題に対する概括的なお答えて結構でございます。きょうのところは入り口ですから、一言いただいで退席していただいで結構でございます。

○渡辺国務大臣 これは農家のことがよく言われるのですよ。問題は確かに――それでは農家の人が脱税しているかという脱税はしていないんです。つくっている物はもうだれにもわかってるわけですから、これだけの面積で何ぼとれるかというところは、法外なものがとれるはずがない。所得は案外低い。低いんだけれども、生活程度が高い、これも事実なんです。というのは、一つは娘が勤めに行っているとか何かで兼業農家が多分。それからその人たちが、娘や息子は税金を払っているわけですね。あとは、食料は、菜っぱとか大根とか、やれ何だとかちよこちよこと自分の家の周りにつくってしまふ。それで家は昔からあるということ。同じ三百万円収入があつたとしても、サラリーマンの方は家賃も払わなければならぬ、何もなければないという新しい世帯の人、片っ方は親の代から住みついているから、一応物は全部持っている、生活費が余りかからない。それで自動車を買つてしまふとか、それからもういい家に入つていふとかいふようなことで、結局所得だけで言うといふ言つたようなことになつてしまふ。では資産制限まで見たらどうなんだ。私、厚生大臣のときに、これは所得制限だけじゃおかしい、資産制限も入れると言つたことがあるのです。ということになれば、今度は農家はすぐわかつてしまふんですね、不動産ですから。それで預貯金で持っている人をどうしてつかまえるんだ。やはり預貯金だって財産ですから、これは卵を生む。これは分離課税制度だからつかまえるやうなということになつてくると、これからグリーンカードでもできて、それで預貯金の額もわかるということになれば、資産制限ということもあるいは考えられるかも知れませんが、いまの段階では非常にむずかしい。

それでは、この所得制限をしなくたっていいじゃないかということになると、これまた別な不公平が出てくるということで、大変むずかしい問題でございますが、今後とも一層勉強させてもらいたいと思っております。

○渡部(一)委員 大臣、結構です。

では、私はこの問題はもう少し研究しなければならぬ問題だと思います。それは、いまフロアの問題とストックの問題を個人の家庭について言われましたが、大蔵省自身にもフロアとストックの問題がごちゃごちゃになっている点がございますから、これはまた後に議論させていただきたいと思っております。

お酒の税金の引き上げの問題に移りますが、先日の参考人の意見聴取の際、清酒業界の皆さん方が四人おられて異口同音に言われたことは、この時期の引き上げというものが清酒の方に打撃があり、ビールの方にプラスであると発言されたことであります。それは酒類間におきまして、需要期を迎えるビールは仮需が発生し、大々的にその時期もかかる。ところが不要期を迎えた清酒の方は、こういう五月なんというあるいは四月などという時期に行われると全く販売が低下して、そしてその低下したものが今度は嗜好の固定化という方に結びつき、毎回値上げのたびにだんだんだんだん清酒は売れなくなるという方向に寄っていく、このような業界間の問題に影響を与えるようなことはしてほしくないという強い要請がございました。これにどうおこたえになるか、御答弁を聞かせていただきたい。

○高橋(二)政府委員 六、七、八という三カ月をとりますと、大体酒は年間の売り上げの一五%ぐらいの割合になると思います。ビールはそれに対して六、七、八で半分ぐらい出荷がされるわけでありまして。そういう意味で、いまお話しのように、酒の場合には不要期、ビールは需要期、こういうことになろうと思います。私直接出ておりませんでしたが、前回の参考人の御意見というものを後からいろいろ話を聞きますと、ビール業界の方はビールが特に有利とは思わないという御意見だったと思いますし、兵庫県の長部さん、それから富山の福光さんの二人はむしろ不要期が値上げとしてはいいんじゃないかという御意見であったやに承りまして、いまのお話、お示しのありま

したとことと私の理解と若干違っておるかもしれませんが、いずれにいたしましても、清酒は秋から年末にかけて出荷されるのが一番多いのでございます。ビールは夏場を控えて六、七、八と出ていくのが一番多いわけでございますが、消費への影響を考えますと、むしろ不要期に行われる方がいいのではないかなというところでございまして。手持ち品課税ということをしてございまして、一・八キロリットル以上の手持ちをやっております場合には、引き上げになります酒税につきまして差額を手持ち品課税として納めていただくわけでございます。従前の五十三年の酒税の引き上げも、今回と同様に五月一日施行ということになっておりますが、そのときの経験で申ししましても、特に酒類間の需要動向に影響を及ぼしていないんじゃないかという考え方もございまして、酒につきましては一級が一五%程度、二級が一〇%弱という引き上げ幅でございますので、小売価格に對する税の引き上げ幅もビールが一〇%ぐらい、清酒一級が三・五%、清酒二級が一%ぐらいというふうに思います。今回の増税の内容からいたしましても、従前の経験からいたしましても、特段五月一日の増税の実施ということと清酒に不利になるということはないものというふうに私どもは考えておる次第でございます。

○渡部(二)委員 それでは時間がもうなくなつてまいりましたので、最後に一つ申し上げておくのですけれども、私はこの質問をするためにちよつといままでに出された通達のたぐいを拝見させていただきまして、実は仰天しているところがあります。これは手に持っているのが酒税関係法令通達集、国税庁でお出しになったものでございますが、このほぼ半分がお酒の問題に対する細かい行政指導の数々であります。これは率直に言ひまして、少しくだらしないが多過ぎる。そしてやかまし過ぎる。これでは私が先日申し上げましたように、国立酒屋に国立バーに国立酒造家と言った方がいいぐらゐのものにならねない。それだからこそマージンの低下について考えてくれ

とか、あるいはびんの大きさについて考えてくれとか、レットルのデザインについて考えてくれとかという要求が業界から堂々と出てくる。そして税金の引き上げの時期というものについても、わが業界は得とか損とかという議論が出てくる。要するにマーケットメカニズムをたん破壊する、最後のどん詰まりまで破壊しなければならなくなることをこのペーパーは示しています。銀行局の銀行に対する通達、もうすごいものですねけれども、その半分ぐらいの大きさになってきたわけですから、この辺でそろそろお考え直しになった方がいんじゃないか。私はこれはむしろきょうは質問ではなく、忠告しておきたいと思ひます。そして酒税の問題が、このような税務執行の不均衡あるいは税に対する不公平感のいや増す中で行われているということ、今後の税執行に對して非常にぐあいの悪い出来事であったと私は感想を申し上げておきたいと思ひます。今後この問題について、先ほどいろいろ何ポイントか指摘いたしました、抜本的な修正のために見直しを御努力いただきます、よろしくお願いしたいとお願いをする次第でございます。

以上で終わります。

○綿貫委員長 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時三十分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。玉置一弥君。

○玉置委員 先日、時間がなかったもので、その続きというところでお伺いをしていきたいと思ひます。

そこで、先日もお話ししましたように、五十三年のアルコール部会の際、あるいは第二臨調という動きの中で、現在専売アルコールのあり方その

ものがときどき話題になってきている。そういう現状から見まして、これからアルコールの方向としてどういう方向をとるべきであるか、その辺をそれぞれ確認をしていきたい、かように思うわけでございます。

現在アルコール専売制度というもののかしかれております。その中の問題点として、官営の七工場、そして民間それぞれの各企業、非常に分野の中のものというところがあるわけでございますけれども、大蔵管轄あるいは通産管轄というふうに分かれておりますその分野の調整について、どのように話し合いをされながらいままでやってこられたのか、それについてそれぞれのところからお答えをお願いしたいと思います。

○小泉政府委員 アルコールの関係でございますので、私どもの方は酒類原料用アルコール関係を所管いたしておりますから、先に答弁させていただきます。

酒類原料用のアルコールは、酒類の原料だけに供給するという原則を貫いております。それに対して専売アルコールの方は、工業用とか医薬用、食品添加用と非常に多岐にわたって用途範囲を支えて供給をいたしておるという関係でございます。一般的にはやはり販売面で専売アルコールと酒類原料用アルコールが競合しないようにということと調整をいたしておりますが、現在のところ競合している部分はないというふうに考えております。

ただ、しかしながら、非常に特殊な製品といえますが、たとえばみりんの中でみりん第二種というのがございますが、これはその企業で蒸留器を持って、アルコールを製造していない、しかもみりんをつくらなければならないという業種でございます。そういうところ、あるいは力キ液抜き用、これまた食品関係で必要な用途でございますが、そういうところにつきましては、やはりしゅうとか原料アルコールを使用したり、あるいは専売アルコールを使用するといったような関係がございます。こういった競合する部分、ごく

一部でございますが、それにつきましてやはり専売アルコールの売り渡しが民営を圧迫しないように、通産省のアルコール事業部と私どもの方で調整を図っているということでございます。

○井上説明員 通産省の方からお答えいたします。

いま大蔵省の方からお答えがございましたとおりでございますけれども、一般的には競合する分野はないわけですが、一部、いま御説明がございましたように、みりんの原料用あるいはカキの渋抜き用に若干競合する分野がございます。いま大蔵省からお答えがございましたように、基本的には民営を圧迫しないようにということで、専売事業の方からこの二分野への販売につきまして、特に御希望がある場合に限って売るということにはいたしております。専売事業といたしまして積極的にその需要開拓といったようなことは一切やってないわけでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、みりんの二種業者に対しては、専売アルコールの買い受けを希望する方に限りまして供給をするということにしておりますし、カキの渋抜き用につきましても、もう新規の需要者にはアルコール専売事業の方から供給いたしません。それから、アルコール専売のアルコールとしようちゅうと両方使っておられる方もあるわけでございますけれども、そういう方につきましては、従来お使いになっておりますし、もうちゅうの量が減らないようにという配慮をいたしておるわけでございます。それで、数量的にはみりんの二種用に使っているものが多いわけでございますが、アルコール専売事業の方から販売しております数量は年々減っております。たとえ昭和五十年で申し上げますと、みりんの二種製造業者にアルコール専売事業から七百七十四キロリットルのアルコールをとったわけでございますけれども、これも最近時点、昭和五十四年を見ますと四百四十三キロリットルということで、この間大幅に供給を減らしているということでございます。アルコール専売事業といたしま

しては、今後とも民営を圧迫することがないように、従来とりました方針にのっとりまして考えてまいりたい、そう思っております。

○玉置委員 いまお聞きしますと、いわゆる通産管轄、国営のアルコール製造については民間を圧迫しない程度にとどめているというお話でございます。これは両方おっしゃいましたけれども、ただ逆に消費者の立場というものを考えました場合に、競合する分野も出てきているのではないかとこのように考えるわけです。

一つは、現在言われておりますのは、食品の防腐剤関係に新しい分野として大変アルコールが利用されてきている。ところが、いろいろ調べてみますと、いわゆる民営のアルコールと官営のアルコール七工場はそれぞれ原料の占める割合が違ふ、こういうことも原価の価格差といえますが、そういう状況になっておるわけです。片方では国産、特に沖縄、奄美大島それぞれを中心にした糖みつの大量使用をやっております。また、サツマイモの利用という面からもかなりの国内農産品の使用ということが行われているわけです。

ところが、官営になりますとその比率が非常に低下をいたしております。糖みつ関係では、この間お話を聞きますと二五％前後であるというお話でございます。そういうところから見ますと、その糖みつの中でもまた輸入糖みつあるいは国内の糖みつ両方に分かれるわけですが、輸入糖みつの比率が約九〇％近い、そういう実態から見ると、果たしてフェアな分野争いができるのかどうか、その辺が非常に問題になってくるわけですね。アルコール専売制という現在枠を課せられた中で自由な争い、それは分野争いではないかというふうに思っています。

そういう意味で、果たして現状でフェアな争い、競合ができるのかどうか、その辺それぞれのお考えをお聞きたいと思っております。

○小泉政府委員 御指摘のように、専売アルコールと酒類原料用のアルコール、ともに同じ原料に

なりますが、最近の情勢ですと原料の大半はやはりいづれも輸入に依存しておるという状況かと思えます。粗留アルコールあるいは先生御指摘のように糖みつ、これがやはり過半以上、八割ないし九割といったような形かと思いますが、占めております。したがって、輸入原料価格はほとんど同じ、アルコールフットینگといえますが同じ状況になるわけでございます。全体の原料価格差も生じていないというふうに私は私どもは考えております。ただ、あるとすればやはり使用国産原料、御指摘のように原料の使用割合が若干異なるかと思いますが、いづれにいたしましても国産原料は数量的には少ないということでございまして、あるとしても原料価格差というのは非常にわずかなものではないかというふうに考えております。

いますか、基本的にはそういうものであるというふうに認識しております。

○玉置委員 この間、アルコール部会の発表といえますか出された内容を見たのですけれども、そのときには民間よりも官営の方が効率は悪いという話が出ておりました。しかし、実際価格格的に、先ほど申しました防腐剤の分野だけを見て新しい分野ということで双方から分野拡大という動きをされているのは事実でございます。いまお話を聞きますと、私がいろいろ調べたところによりまして、国内の農産品の使用ということで、ある程度各民営のアルコール会社に割りつけをされているということも事実でございます。そういう面から見て、ぜひ同じ条件にそろえていただくように努力をお願いしたいと思います。その辺についてそれぞれの回答をいただきたいと思っております。

○井上説明員 いまの点につきまして、通産省の方からお答え申し上げます。

アルコール専売事業で製造しておりますアルコールは、実は発酵アルコールと合成アルコールと両方ございます。それで、民間と競合問題がございましては発酵アルコールの方でございまして、発酵アルコールに限りましてお答えをいたしますと、現在アルコール専売事業で発酵アルコールの原料としておりますものほとんどは、いま御説明ございましたように糖みつを中心にしたしました輸入品でございます。アルコール専売事業といたしましては国産原料の使用に努力はしているわけでございますけれども、やはりどうしても経済性の問題もございまして、現在、国産原料の使用比率は四、五％程度というものとどまっております。

○小泉政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、民間の酒類原料用のアルコール原料事情、実は最近非常に輸入原料の値上がり等で厳しいものがございまして、一方では官営の専売アルコールと協調いたしまして両者がともにそれぞれ特色を生かして発展していくことが望ましいと思っております。そういう点十分留意をいたしまして、この分野の調整と申しますが図られるように期待いたしております。

輸入品でございます。糖みつあるいは粗留アルコールにつきましては、全く国産商品でございまして、輸入価格につきましては民間とほとんど格差がないというふうに私たちが了解しております。

○井上説明員 通産省からお答え申し上げます。

いま大蔵省からお答えございましたように、アルコール専売事業といたしまして、原料面も含めまして今後とも民間のアルコール業界と十分協調して事業を進めてまいりたい、そう思っております。

したがって、原料面での基本的な競争条件と申しますか、これは民間とアルコール専売事業を比較いたしますと、アルコールフットینگとい

いは第二臨調でアルコール専売制のあり方が話題になっておりますけれども、今後この専売制度について大蔵大臣として将来専売制度を残すべきか

あるいはアルコール専売を廃止して自由化に持つていくべきか、どちらにお考えになつておるか、それについてお聞きしたいと思うのです。

○渡辺国務大臣 アルコールの専売制度についてはかねがね議論の多いところでございます。もう時代おくれじゃないのか、何で専売の理由があるんだねと、この議論をなかなかやめさせるということは非常にむずかしい、私はそう思つておるわけでありまして。まあ時期、手順等については混乱があつては困りますから慎重に対処しなければならぬ、そういうことで審議会等で議論をされておりますから、その結論に従つて対処してまいりたいと考えます。

○玉置委員 どうも何回聞いても審議会の結論が出ないし動かない、あるいは先の話はわからないという話ばかりでございまして、ぜひとも大蔵大臣個人の持ち味を生かしていただきたい、かように思つたわけですね。お疲れですから余り聞かないで、食後はちょっとゆっくりしていただきたいと思つたので、まだまだ聞きたいのですけれども、時間の関係で次に移りたいと思ひます。

先ほどから問題になつております級別課税制度の件でございまして、先日の参考人の方のお話を聞きましては現在の品質区分というものが非常にあいまいであるということ、そしてこの級別制度ができて以降環境が非常に大きく変わつてきている、いろいろな意味から見てもそうでございまして、また消費者にとりましては、原価百何十円しか変わらないものが千何百何十の安いものを飲まされるということにもつながるわけだと思ひまして、そういう意味から、この級別課税制度というものをぜひ見直していかねばならぬ、そういう時期ではないかというふうに思つたわけですね。

聞くところによりますと、主税局税制二課の方でいままで二度ほど級別課税制度の内容についていろいろ検討されたというお話を聞いておりますけれども、その検討された結果がどうなのかという話が一向に聞かえてこない。表にも出ない裏に

も出ないというところをございまして、ぜひそれを表に出していただきたいと思うので、その内容について、どういう状況でどう判断をされたか、それについてお伺いしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 四十六年の長期答申の中で、「わが国における酒類産業の動向等に留意しつつ、より一般的に従価税制度を導入する方向をとるべきである」ということになりまして、四十七年当時相当清酒に対する課税制度の勉強をいたしたわけでございます。四十七年の六月に「酒税制度(清酒)の改正私案」というのを当時の酒造組合中央会にお示しをして、中央会を通じて清酒業界の御意見を求めたことがございまして。内容は非常に多岐にわたつておりますが、要約いたしますと、一つは級別をやめてしまふ、もう一つは四段階の価格群別の従価税にいたします。四段階と申しますと、四五%、八五%、一二〇%、一三〇%という従価税率をそれぞれの税抜き販売価格に對して設定をいたしまして累進的な従価税をかける、こういうことであつたわけでございます。

四十七年の九月に酒造組合の中央会からこれに對する「酒造業界の意見」というのが参りまして、要約いたしますとそれは反対であるということでありまして。「まことに遺憾ながら今般提示された本私案に對しましては、次の理由により反対であります。」という答えてございました。反対の理由が幾つかございまして、最初は、従価税でございますから、清酒のように米を使つております場合にはコスト増が起ります、コスト増の都度それに伴つて価格を修正する必要があると思ひますが、その際に、価格だけでなくて酒税の額も一緒にふやさなければいけない、そうすると、消費者に過重な負担にわたるといふことではないかという第一。それから第二が、いま申し上げたこととタブリですが、米の値段が上がりますと、清酒のコストはほかの酒類に比べてより頻繁に上がつてくるということが予想されるので、従価税制度をとると他の酒類に比べて

不利になるというのが第二であります。第三は、長年従量税になじんできて、百年の歴史を持つておるわけでございますから、そういうものに比べますと従価税は複雑であつて、納税手続に困難をもたらすといふことでございます。そのほか若干の理由が挙がつておりますけれども、とにかくそういうことで、公式の機関であります酒造組合中央会から反対であるという御意見が寄せられた、これが従来の経緯でございます。

○玉置委員 それを見てその後どういふふうに考えられましたか。

○高橋(元)政府委員 たゞたび申し上げておりますように、従量税を中心とします酒の税金というものは、これはやはり世界じゅうそういう制度でございまして。従量税でございますから、コストが動かない、したがつて販売価格が動かない場合には当初設定をいたしました消費税としての適正な税率が保たれるわけでございますが、コストが上がつてまいると、自動的に隠れた減税と申しますか、言葉がよろしくないのかもしれませんが、税負担率が下がつてまいります。それを価格なり所得の状況に応じて随時訂正をしていくという必要があると思つてくる。その過程では適正な税負担が求められるといふことがございまして。また、特、一、二級、こういうふうな級の格差に応じて税率を設定しておきまして、それぞれの級の中で、価格が上がりますと税負担率が下がつてまいりますから、たとへて申しますとこのごきりの歯のような税負担率になるわけでございます。消費税の理論からするとそれも問題がある。そういうことで、従価税に移つた方がいいという意見がいまの四十六年の税制調査会の答申に出ておつたわけでございますけれども、いま御説明申し上げましたような経緯を経て、最近の、昨年の十一月に出たまいりました税制調査会の中期答申の中では「税務執行上の問題、酒類の生産、流通の実情等も十分考慮する必要がある。」「従価税制度への本格的な移行については、現実的な観点をも踏まえて酒税制度全体のあり方とともに検討を行うこと

が適當である。」「当面は、税負担の公平の観点から従価税率の適用範囲を拡大していくことを検討する」こういうような御趣旨の御答申をいただいておりますのでございまして。

(委員長退席、大原(一)委員長代理着席)

消費税でございますから、たゞたび申し上げておりますように、生産者への影響、消費者の選択に与える影響、酒税の課税方式との関連、そういうものを十分見きわめながら、中長期的にと申しますか、抜本的に検討を続けていきたいというのがたゞいまの私どもの考えでございます。

○玉置委員 五十五年十一月の税調の答申に書いてあつた——書いてあつたというのはおかしいですけれども、あつたといふことで、これから検討されるわけですね。

○高橋(元)政府委員 検討を積極的に進めてまいりたいといふふうに考えます。

○玉置委員 現在の業界の実態というのを見た場合に、先日の参考人のお話でも、いまの級別制度のあり方についてやはり疑問を持つておられます。そしていろいろな改善策をやつておられますけれども、そういう中でいまの制度そのまゝにしておいたのではなかなか構造改善が進んでいかないといふのが実態ではないかと思つたわけですね。そういう意味から、ぜひ級別制度の見直しについてこれからいろいろな方々と積極的に進めていただきたい、かように思ひます。

きょうは時間がないので本日のさわりだけやりました、また別途……

○高橋(元)政府委員 積極的にお答え申し上げましたけれども、その意味はいま委員から御指摘のありましたようなそういう趣旨でございまして、従価税制度という答えを予定をいたしてそれに向かつて進めていくといふふうに御理解をいただかないようにぜひお願いを申し上げます。広範に消費、生産両方の事情を考えながら抜本的に取り組んでいく、こういう気持ちでございます。

○玉置委員 いや、私もどれがいいというものを

持っているわけじゃないので、本当に困るのですよ。検討していただくという言葉で十分だ。あとはたとえば中期答申のときに、非常に分野の広いどこかに課税するなんという話がありまして、少なくともその時期が決まるならば、同じ時期には検討していただきたい。同時進行ですね。それは、ぜひお願いしたいと思います。それがいいか悪いかは別にしましてですね。

それと、先日の参考人の方のお話の中に、酒米について強い要望がありました。きょう農林省の方もお見えになっておられると思いますが、先日のお話では、ほかの工業米との関連で酒米だけについて値を下げるのは大変むずかしいということでございます。現在の特に清酒業界の実態、中小零細企業にとっては、純米酒というお米だけで清酒をつくる、そういう中に持ち味を生かしていくという傾向が非常に強いわけでございます。そういう実態を考えた場合、あるいは現在清酒がほかのお酒との比較で見ると年々原価が大きく上がってきている。これは主に米の値上がりによるものでございまして、そういうことから考えて何らかの処置をやらなければいけないと思うわけですが、そこでこの間のお答えをはい、そうですかというふうに聞くわけにはいかないのか、今後大蔵省と相談をされてどういう措置をとるか検討されるかどうか、いまやらないという話だけじゃなくて、現状では、他の比較でできないだろうと思えます。ただ、やはり政策的に何か加味していかねければいけない。古米処理についても同じようなことが言えるわけです。古米処理を何でやらなければいけないのか。これはやはりいまの農家を維持していくためにしようがないからやっているのだ。同じような考え方でこの酒米についてもお答え願いたいと思います。

○松山説明員 お答え申し上げます。

先般の当委員会におきまして私からお答え申し上げた趣旨は、酒米の需要というのが米の需要先として重要だということ、アルコール添加の減少を通じて米の需要を拡大していただくと、

こういう基本線に立ちまして、従来から自主流通米が主体の酒米でございすけれども、一部消費拡大という点から自主流通米よりも割り安の政府米を売却しておる、こういうことを申し上げたわけでございます。すでにその売却率はたしか二割を超えておるはずでございます。今後ともアルコールの添加というものが少なくなつてまいりまして純米酒の方向に進んでまいり、こういうことになりますれば政府米の売却量もおのずからふえていく可能性が出てくる、このように思っておりますが、その際の価格につきまして現在主食用と同じ価格で売却いたしておるわけでございますけれども、これを主食用よりも安い価格で払い下げていくということについてはなかなかむずかしい問題がある、このように申し上げた次第でございます。

ただ政府米の世界におきましても、いろいろな類別に価格が違つておる。現在のところ酒造業界の御要望もございまして、原則として三類よりも上の三類以上の米を売却しておるわけでございますけれども、品質格差によりまして、主食用でありましてそれよりもある程度低い価格の米もあるわけでございます。そういうものはコスト軽減という点から利用する可能性はないのかどうかといったようなことにつきましてはすでに関係方面にもいろいろ問題は提起させていただいております。こういうふうな考えておる次第でございます。

○玉置委員 では大蔵省にお伺いします。

農林省としてはほかのお米との関係でいまのところ限度ではないかというように感じでお答えいただいたわけでございますけれども、いまの構造改善の進み方を見ていると、本当に年間七十件ぐらいつぶれていくのを待つだけだというふうな感じがするわけです。ただ先日の参考人のお話にもございましたように、酒米を下げたさいにたければまだまだ生きる道がある、そういうニュアンスで私は受け取っておりますし、また現在の酒

造業界の体質から考えても、そういう面での措置というものを何かとていかなければいけないのではないかと思うわけです。そういう面では、この酒米についてあれだけ強い要望があつて、先ほど渡部委員の方から、いろいろな通達によりがんにめにした中でやつておられたわけでございますから、当然の責任として大蔵省はとらなければいけないというふうな思ふわけです。そういうのを考えた場合、そして前農林大臣ということで、いまの農政を考えた場合に、大蔵大臣ひとつお答え願いたいと思います。

○渡辺国務大臣 私は、お酒をたくさん消費してもらった方がいいのです、一方で米の生産調整をやっているわけですから、ですから今度の酒税等の値上げの場合も、そういうことも頭のすみっこにどこか入つていますということはこの前申し上げたとおりです。しかしながら、値段を古米で安くしたから大量にお酒がふえるかどうかということも問題がございまして、主食用よりもさらに安くするということについては、嗜好品の原料をおれたちの主食用より何でそんなに安くするんだという問題もありません。古米米とか古米とかいうもので酒がつくれるんだとしても、結局酒の量がふえなければ今度は新米を買わないという話になりますから、それでは同じことになつてしまふ。そういう点をいろいろ勘案して、いつも適正な価格での払い下げということをやっておるわけでございます。

○玉置委員 本日に聞きたいのは、いまを固定した場合に、ではふえた分について安くしてくれるかという話を聞きたいわけで、いま言つていませんけれども、この間言つたのはそういうことなんです。

そういうことで、業界をがんじがらめにするならばやはり業界の要望も聞いてほしい。逆に言えば、消費者としては、これからお米が上がつたからお酒が上がるということは非常に困るわけであります。そういう面で、つぶれないように——ざつぱ

らんに言いますと、いま二千八百五十というのは絶対に多いとはくは思ふのです。お酒をつくつているところが二千八百五十社もあるということ自体大変多い。多いからつぶれていくんだ。そしてそれなりに二千八百については、残りの四〇％のシェアを食っているにはかならないわけでございます。そういう面から構造改善としてもかなり大きなことを考えて対処していかなければ、本当に自助効果を待つだけであるというようなことになりかねないので、いままではいけないことをぜひお考え願いたい。その一例として挙げているわけですが、これが非常に業界からの要望が大きかったということでございます。

時間も参りましたので終わりたいと思ひますけれども、最後に先日お話ししましたみりんについて一言だけお願いしておきたいと思ひます。

先ほどアルコールの話の中で通産、大蔵ともに、みりん第二種について出しておるということがございまして、これは家庭用調味料という立場から、通産側からも出ている。これは酒類でないというふうには私は解釈をしたわけですが、事実、こういうふうに通産の、飲まれないものの中に入つておるわけですが、そういうことも考えて、これからの酒税の見直しの際にはぜひとも家庭用調味料に課税をしないという立場をとつて検討願いたい。これは希望でございますから言うだけに終わりますけれども、そういうことで今後の検討をお願いして終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

○大原（一）委員長代理 正森成二君。

○正森委員 それでは私から若干の質問をさせていただきます。

大蔵省は今年度、本年度で二千八百億円ほどの酒税の増税をされるわけですが、飲酒人口をほぼどのくらいと見ておられますか。

○小泉政府委員 人口問題につきましては厚生省所管でございまして、私ども直接責任を持つてあれではございませぬけれども、一応私ども、飲酒というところで御質問でございますので、調査を

いたしまして調べました結果、昭和五十四年の十月に厚生省の調査がございました。それで昨年の十二月に発表いたしました保健衛生基礎調査概況というものがございしますが、それを拝見いたしますと、二十歳以上の男子成年につきましては、全く飲まないという方を除きますと八三・二%、それから成年女子につきましては四二・六%というものが一応飲酒をしているということになるわけでございます。飲酒人口がどういふ定義になるか、これは御議論あるところだと思ひますが、一応この率を前提にいたしまして最近の、昭和五十五年十月の成年人口にこの率を乗じますと、成年男子としては三千三百万人、女子で千八百万人、合計いたしますと五千百万人が飲酒人口ということに一応はなるのではなからうかというふうに考えております。

○正森委員 大蔵大臣、いま何うと、約五千百万人が飲酒人口。二千八百億円余り増税しますと、結局割りますから一人当たり五千五百円前後の増税になるといふ計算になると思ひます。——そうですね。

そこで大蔵大臣に伺いたいと思ひますが、昨年に大臣に就任されましたから増税の必要性を国民に納得していただくために大分あちこち行脚をされたようでありましたが、そのうちの幾つかがテレビで放映されたことは御存じですか。

○渡辺国務大臣 知っております。

○正森委員 私はそのうちの一つを非常に興味深くテレビで拝見しておりましたが、大臣はなかなか演劇の才能もあらうようでありまして、私が見たテレビでは、酒を増税して、おれは、酒で税金を何十万も払っておるといふのがおるがそんなことはないという論旨で、たまたまそこにあります。たまたまコップが何かをぐつとお飲みになりました、ビールを皆よくお飲みになると思ふけれども、ビール一本で税金は大体百二円足らずだ、だから平均ビールを一本飲むとすると税金は一月で三千円だ、そうすると一年で三万円ちよつとだ、だから何十万円も税金を納めるといううなことは

あり得ない、そんなに税金を納めるぐらい飲めば、酒やビールを飲み過ぎて腹を壊して命の方が先に亡くなってしまうわなと言つたら、みんながわつと笑つて効果満点であつたという印象を受けたのですが、覚えておられますか。

○渡辺国務大臣 そのとおりであつたかどうか知りませんが、そういうような趣旨のことを申し上げたことは事実です。

大体二級酒を例にして、一升で百五十円だ、したかつて毎日一升ずつ飲んで一月で四千五百円、そんなにはとても飲めないという話をいたしました。

○正森委員 私が聞いたのと違つてゐるかもわかりませんが、何十万円も酒税を納めるといふようなことをすれば、先に体が悪くなつてしまふという趣旨の話でありました。

それで、私は、そこから逆に大臣にこの酒税といたのが逆進性の強い税であるといふことを申し上げたいのです。つまり大臣のおっしゃつた意味をある意味では逆にとりまして、松下幸之助さんとかあるいはブリヂストンタイヤの石橋さんとか年収何億何千万ある人は十億円を超える人でも、何十万円も酒に關する税金を納めようと思へば、先に体の方がまいってしまふ。つまりそういう億単位の収入がある人でも何十万円はなかなか普通の酒を飲んでゐる限りは納められない。ところが、普通の庶民でも、晩酌一合あるいは夏の暑いときにビール一本を飲む庶民といふのは多いわけですから、そういう人はやはり数万円程度の税を納めるといふことになるので、ある意味では国民全体にはほぼ同じく税額がかかつてくる。したがつて、所得税といふのが担税能力のある人からは多く税金を取り、担税能力の少ない人からは少なく税金を取るといふたてまえから見れば、これは、財政の必要上やむを得ないけれども、必ずしも一から十まで好ましい税制とは言えないといふ面を持つてゐるのではないかと感を持つたわけでありまして、大臣の御所見はいかがですか。

○渡辺国務大臣 この間接税といふのは往々にして

てそういう傾向が皆ございます。売上税でもあるいはガソリン税でも何でもそういう傾向があるわけでありまして、そのことを私は否定するものではありません。しかし、その中で何とか配慮をしたといふのは、たとえば一級なら一合十七円でも二級なら一合五十円だ、そういうところで配慮はしておるわけですが、あなたの指摘するような点は、これは否定はいたしません。

○正森委員 同僚委員から多分質問もあつたと思ひますが、たしか今回の手持ち商品の限度額は、表現は悪いかもしれませんが、千八百リッターだつたと思ひます。五十三年は千五百リッターで、その前はたしか千三百リッターだつたと思ひますが、今回千八百リッターに上がりました、おおよその根拠をお聞きしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 前回の限度数量千五百リッターでございしますが、今回増税の対象とさせていただきます。五十三年度当時の数量が、五十三年度当時の数量に比べて二%伸びております。ところで、その間に小売の酒屋さんが二%ばかりふえておりますので、その千五百リッターに二%を掛けて一〇二%で割りますと一七九九・一、ちよつと千八百リッターになります。これが今回の手持ち品課税の課税最低限度数量を決めた根拠でございまして、

○正森委員 私はお正月に何軒かの支持者のうちへ行きましたが、そのときに小売店も相当ありまして、一様に言われたことは、五月一日なら五月一日に値上げということになると、その日の朝早く税務署の職員が来て、酒を銘柄ごとに全部並べておかなきゃならぬ。そして検査をされて、以前から千五百リッターが一リッターでも多ければ全部に対して新しい税率が課せられるということになるので、非常に手間も多いし、それからめんどろである、また記帳の關係でもややこしいことがある。そういう点について、国のために税金を賦課した高い値段で売つて国に納めるわけだから、その点をできるだけ簡素化するようになさうかという意見が非常に多うございまして、

主税局としては何かお考えかございしますか。

○高橋(元)政府委員 執行の問題は、後ほど庁からお答えをさせていただきますが、昭和五十三年の増税の際の経験で申しますと、納税義務者が全体で一万三千業者ぐらいてございまして、免許者に対するウェイトは八%ぐらいてございまして、つまり十二件に一件ぐらゐる手持ち品課税をさせていただきます。それで手持ち品課税をする場合に、一千八百リッター、当時は一千五百リッターであつたわけでございますが、それを超えまして、これは一千五百リッター全体について手持ち品課税をお願いするわけでございます。往々にして増税によりまして値上げがあります場合に、見越しの取引がございまして一時的に仮需が発生をする。それで、それを低い税率で仕入れた方が増税後高い値段で売られると、そこに不当だと申します。余剰な利益が発生をする。それがやはり流通業界の混乱といふことにも相なるであります。資力の大きい販売業者なり飲食店なりが多量に手当をいたしまして、それによつてウインドフォール・プロフィットが発生をする。そういうことは公正の観点からも税収の観点からどうも望ましくないといふことでありまして、手持ち品課税をさせていただきます。酒屋さん全体について手持ち品課税をやるのは容易ではございませんので、大体一〇%足らずのところに手持ち品課税が行きますような形に調整をしておるわけでございます。したがつて、これはいわば少額不追求と申します。税法上の言葉では少額不追求といふことをよく言ひますが、そういう考え方では限度数量を定めておるわけでございます。恐らくそれは千八百リッター、出つ張つた部分だけかけたらどうかという御意見かと思ひますけれども、そういうのとちよつと趣旨が違ふといふ点を御理解いただきたいわけでございます。

○小泉政府委員 執行面から補足して申し上げますが、千八百リッターという非課税の限度をいただきますかなり簡素化されておるといふことでございまして、納税義務者としては、大体見

込みになりますが、前回が一万四千人程度ということになっております。したがって、今回もその前後というふうに心得ておりますが、執行上はいろいろ御指摘がございましたように、その手持ちの数量がどのくらいであるかということややはり厳密に一応その審査は必要があるということとでございますので、この増税が確定いたしますと、五月一日というその施行日のしばらく前から、記帳については御協力をいただくということでできるだけ簡素化したしまして、前五日、後十五日ということで二十日間の問題を処理する。実際の調査はもう五月一日、二日の非常に短期間に簡単に終了いたしまして、それを越えるものについてこの課税をお願いすることになっております。

○正森委員 前回の議事録を拝見しましたが、前回もほぼそういうような御答弁のようでありましたが、やはり小売業者にとっては増税期日の前後、特にその当日に税務署の調査があつて、奥さんと一緒にもう酒を種類別に全部並べてというのは大変な負担らしいと思われまして、さりとてその一定の前から蔵出しのところでつかまえて後はフリーにするというの、聞いてみたら徴税上なかなかむずかしいようですね。だから何かいい方法が見つかるまではいたし方ないかもしれませんが、できるだけ酒類の小売関係に大きな迷惑のかからないようにこれからも考えていただきたいというように思います。

そこで別の方を聞かしていただきますが、たしか五十三年度の酒税法の改正のときには同時に清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正というのと一緒に行われたように私は聞いております。そのときには、この改正法律施行の日から昭和五十六年十一月三十日までの間に清酒製造業を廃止する者に対して給付金を給付するという制度があつたようでありまして、いまは五十六年の二月ですから、あと九カ月ほどになります。この制度は将来どういうようになさるおつもりか、お見込みを伺いたいと思います。

○小泉政府委員 御指摘のように清酒製造業等に関する安定措置法の改正が五十三年度ございまして、それ以来五十六年度までこの構造改善のために転業ないしは廃業される方について構造改善給付金というものを給付する制度ができております。現在までその制度によつて転廃をなさつたという方は二百社を若干超えるという状況でございますが、この制度は、御指摘のように五十六年の十一月三十日までに法定されております。しかしながらこの制度自体は、業界の負担もかみ合わせまして行つておるといふ状況でございますので、延長するかどうかという点の問題点につきましても、やはり酒類業界の意向といひます。さらに盛り上がる雰囲気というものが大前提になるというふうにも私ども心得ておりました。業界の一致した同意があるかないかということが一つのポイントになるというふうにも心得ておるわけでございます。

○正森委員 いま間税部長から答弁があつて、業界の方が必ずしもこれを存続してほしいという要望が現在のところないで検討中であるという趣旨の答弁ですが、たしか特別措置法で日本酒造組合中央会に信用保証事業及び給付金給付事業の二つの事業を行わせる、こういう内容で措置法ができたと思ひますが、この基本財産として信用保証基金というのを設けるわけですが、それはどういうぐあいにやるかと言へば、一部は業界から出させ、一部は国から出さす、その運用益と、さらに転廃業者が出したときには新たに業界からも一度金を出さして、それで給付を行うというようにたしかかつて思つておるわけでありまして、ですから、もともと運用益をつくる信用保証基金も業界が出さなきゃならない。その運用益で全部賄えるかと言へばそうじゃなしに、改めてまたもう一遍業界から徴収してそれを足さなければならぬという二重に業界の負担になつてゐるので、なかなか業界の方から、便利なものだと思ひながらこれを続けてほしいという声が出てくいのじやないかというように思われるわけでありまして。

（大原（一）委員長代理退席、委員長着席）
五十三年の法律などを見てみますと、基金の総額が、政府が予算案で五億円を追加しまして、これにその半額相当の二億五千万円を業界が出捐いたしますので、基金の総額は四十三億五千万円に当つたようでありまして、それが現在幾らになつておるかということ、及びその給付金をもととして貸し付けの保証をしてもらつたりしておる業者がたゞさんおると思ひますが、その業者の数並びに最近二、三年の保証限度額といひますが、その推移を簡単に述べていただきたいと思ひます。

○小泉政府委員 計数の御質問でございますので、お答えさせていただきます。

基金の総額は、本年の二月現在でございますが、保証原資としておりますが、五十億四千万円。御指摘のように政府補助金三十億六千万円のほか、業界からの二対一の拠出金というものが内容として含まれております。

それから、それに基つきまして保証限度というものが設けられておりますが、これが千二百十億円。これは酒造いたしました場合の酒造資金というものが時期的に集中しているわけでございます。これについて、借りに参ります場合の債務の保証をこの信用基金が行うということでございます。その保証の対象は、清酒の製造資金の債務、こういうことになっております。その保証料は年〇・二五％ということになっております。

それから転廃業の関係でございますが、これもまたいたしまして、たとえば保証料等を徴収いたしますので運用益が実には出るわけでございます。これは構造改善の近代化の原資として活用するといふシステムになつておりますが、そのうちの二つに構造改善のために転廃した方々に対して給付金を給付する、しかしながらその金額がやはりもう少し高い方がいいという御議論がございまして、半額については、構造改善のために転廃する場合には残られる方は同時にまたこのメリットが結果的には生まれるわけでございます。した

がいまして、その方々が負担するといふ趣旨で半額はそういった方々の拠出になつておる、こういうことでございます。

○正森委員 時間ですから大臣に行つていただきますが、いまお聞きになりましたように——これからまだもう少し後で聞かれますが、大臣が行かれるので先に大臣にお聞きします。

中小酒造業者というのとはなかなか大変なんです。参考人と呼ばれましたが、参考人が家業を引き継いだときは四千件ぐらゐあつた、それがいま三千件を割つておるといふような苦渋、苦衷も述べられたわけですが、そういう中小企業に対する補助を考へる場合に、いまも言ひましたように、もともとの信用保証基金自体が政府の出資が少ない。そこで運用益が出ましてもそれにさらに業界からお金を足さなければ給付金を交付できないという関係になつておりますので、政府の出資関係を二対一でなしにもう少しふやすとか、あるいは給付金を出す場合に業界から出す割合を二対一にやなしにもう少し業界に有利にするとかいふような改善が行われれば、もう少し業界の方からこの制度を存続してほしいとかあるいは利用度が高まるのではないかと思ふのですが、そういう点についての御意見を承つておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 私、大蔵省は取るばかりで働きバチの醸造屋さんにもう少しめんどう見たつていいじゃないかという意見はかねがね持つてゐるのです。持つてゐるのですが、何せこれは時期が悪いですね。財政再建であつちもこつちも切らなければならぬといふような状態の中で、大蔵大臣自分の所管ばかりふやしちゃつたといふことになるとはかたしがつかないといふようなことであつて、そういう気持ちにはありますが、いまのところひとつ御容赦を願ひたい、そう考えております。

○正森委員 政務次官もおられないようですけれども、時間の関係がありますから、主税局長が主税局長、いま時期が悪いと大臣おっしゃつた

のですけれども、時期の点で言いますと、性質は違ふとおっしゃるでしょうが、今度法人税が二%上がります。それでエネルギー関係の投資減税をやる。これはもちろんエネルギーのために非常に有用な政策減税である、こういう御主張だと思いますが、巷間言われておるのは、法人税で二%取るからそのお返しに、こしは締めて八百億ぐらになるのですか、それぐらゐの減税のお返しをするという説が非常に多いのですね、そういう受けとめ方が、そつだといひますと、酒の關係で、もちろん最終的には消費者の負担になるのですが、酒造關係にも相当な増税額になる。それで本年度二千八百億余りの増税になるというように考えますと、法人税の場合には平年度で五、六千億程度の増税で八百億見返りがあるということになれば、二千八百億あれば二十億、三十億程度の出資を出して信用保証基金をふやすということだつてそれほど絶対に時節柄でできないということでもないと思うのですが、いかがですか。やはりむづかしいですか。

○高橋(元)政府委員 私も正確に記憶しておりませんが、保証基金の限度と申しますのは、保証の必要額に保証倍率を掛けてそれが満杯になつていくかどうかということとさらに資金を追加するかどうかということの判断の上に行われるのだと思います。そういう点からいいますと、酒造の債務の保証に要する限度というものは格別五十五年度または五十六年度年度について天井につかえておるといふことは必ずしもないのではないかと、本年四月一日以降終了年度から引き上げさせていただくことを予定しておるわけですが、その際にエネルギー対策促進税制をつくりましたのは、決してこれは法人税の増税見返りという意味ではございません。昭和六十五年までに輸入エネルギーに対する依存度を、いま御案内のように七五でございしますが、全体の五〇%まで下げていく、そのために産業が使いますエネルギーの原単位、これを設備投資の更新な

いし新しい投資によってどんどん減らしていくということはどうしても必要でございしますので、それに対して、たとえば現在やつております省エネルギーでございしますとか代替エネルギーの設備投資の特別償却率を引き上げる。あわせて若干、選択によりまして七%の投資税額控除制度を三年間に限りやる、こういう趣旨でございします。その原資が八百億と伺いましたけれども、その中で特別償却で使います枠が三百五十億ございしますから、これはいすれになるかチョイスでございします。そこは従前からの特別償却の枠の中でございします。残る四百五十億が産業構造転換投資促進税制でございします。それが従前行つておりました投資税額控除として私どもが減取計算をいたしました四百五十億の枠の中にはありますように対象設備をにばりまして、いわば持ち出しが起こらないように、六千三百億円の二%の税率引き上げに伴います増収は確実に一般会計で使用できるようにという配慮も加えたわけでございします。エネルギー対策投資促進税制の中で七割ぐらゐは中小企業によつて利用される。四百五十億だけ取り出しましたこととでございしますから、決してそれとつり合いから今度の安定基金に対する追加出資または補助率の引き上げが要請されるということではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○正森委員 いま一応御説明を聞いたのですけれども、ここに衆議院大蔵委員会の調査室がつくつた資料報告書がありますが、この中にも「酒造原料米の割当制度を通じ、永年にわたり事実上の生産調整を続けていた清酒製造業界は、自主流通米制度を導入した昭和四十四年の食糧制度の改正に伴い、新たに生産の自由化への一歩を踏み出すこととなつたが、これはまた、それまで、原料米割当の主要な基準とされ、この結果、一種の財産価値を有していたいわゆる造石権的な基準指数が、酒造資金調達の際の担保たり得る機能や転換業時の譲渡価値を失ふことを意味していた。このよう

な環境の激変に対処するため、業界は、いわゆる酒類業組合法に基づき、五年間の過渡的措置として生産数量の自主規制を行い、一方、この間、第二次の近代化を実施し、完全自由化に備えて企業体質の強化を積極的に進めることとした。清酒製造業の安定に関する特別措置法は、業界のこのような実情等を背景に、清酒製造資金融通の円滑化と清酒製造業の整備合理化に資するため、日本酒造組合中央会に、信用保証事業及び給付金給付事業の二つの事業を行わせることを内容として、昭和四十五年に制定されたものである。云々、こういうぐあひになつてゐるのです。

ですから、酒造關係は最初は割り当て制ということで固定されて、それが一定の時期にぱつとほり出されて、造石権的な財産価値を事実上失ふことになつたというやうな苦衷があつたわけで、ある意味ではそれに対する手当て、見返りとして行われた制度でありますから、五十六年十一月の末に一定の制度がなくなる可能性があるということに際しては、やはり業界の意見をよく聞いて、業界がこういうことであれば存続してよろしいということであれば、十分配慮を示していただきたい。いかがですか。

○高橋(元)政府委員 先ほど大臣からもお答えがありましたように、こういう一種の補助制度でございしますから、その用を失つたものはちゅうちよすることなく廃止をして、常に新しい有効な用途のために財政資金を使うということが原則であらうと思ひます。

いまお話のありましたような点もございまして、酒造業の現状については、先ほど来国税庁また私どもの方からお答えしておりますやうな状況でございしますけれども、なおよく業界の実情を把握したいといふに考えます。

○正森委員 それから、御承知のように下請中小企業振興法というのがあるやうであります。それで、酒造關係はこの指定業種にはなつていないやうですが、先ほど承りましたら、振興基準という

のはすべての業種に適用されることになつておるやうであります。ところで酒造關係の中小業者は、この間参考人に聞きまして、三千件ほどあります酒造業者のうち約二千件ぐらゐは、自分のところでつくつたものを独自の販売ルートを持たないでおけりをしてゐる。つまり大手の方におけりそのまゝ売つて、大手がそれに一定の加工をしてびん詰めにして販売ルートに乗せるということになつてゐるやうです。

ところが、このおけり関係の業者が、それぞれの親事業者との間で明白な契約書を持ち、そして親企業から長期的な発注計画を提示してもらつておるかどうかが、あるいは単価の決定方法その他が下請の振興基準に合致しているかどうか、あるいは下請代金の支払い方法が、少なくとも労賃に見合うものは現金で、そのほか短期の手形でもらつてゐるかどうかが、この点については、非常に疑問があるのです。わが党がアンケート調査を実施しましたときにも、価格が経営をやつていくにはいささか低過ぎるとか、代金の支払いが遅延するとかいふやうな苦情といひます。要望をされた方が何件かあるわけでありまして、そういう点についてまず通産省はどう考えておるかということ、大蔵省が税金を取る母体でありますから、その点について何か調査なりお考えがあるかどうか、あわせて承つておきたいと思ひます。

○横堀説明員 ただいま先生の御質問に對しまして、下請關係の中小企業業の立場を御説明させていただきます。

ただいま先生が御質問になられましたやうな類型のものは、製造委託といふことで下請關係にあるといふことでございまして、これは法律といたしましては下請代金支払遅延等防止法それから下請中小企業振興法の二つがかかつてくると思ひます。

まず下請代金支払遅延等防止法でございしますが、この法律は考え方として、独禁法の不正な取引方法の一類型として不正な下請關係の是正を図るという観点でつくられておりまし

て、これにつきましては公正取引委員会と私も中小企業庁が協力いたしまして立入検査等の規制をやっておるところでございます。そしてこの具体的な進め方につきましては、大体毎年末ごろ、下請取引の適正化ということにつきまして、親事業者及び親事業者団体等に対しまして通達を出しております。

それから、下請代金支払遅延等防止法の内容に、親事業者がやってはならないということがいろいろ書いてあるわけでございます。たとえば割り引き困難な手形を出してはいけない。具体的に申し上げますと、繊維では九十日、その他の業種では百二十日を越える手形というものは違反になる。それから不当な値引きとか買いたたきはいけないということになっております。それで、特に昨年四月二十四日に、不当な値引き、返品、買いたたき、これらに關しましては運用基準を定めまして具体的な例示をつくり、こういうことが違反するということ、これも親事業者団体等にも内容を周知しているところでございます。

それから、下請中小企業振興法でございます。これは下請中小企業の振興を図るということで、規制というよりもむしろ自助努力の助長をねらいとした法律でございます。これにつきましては、「下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」を定めるところで、振興基準というものが定められております。そしてこの中におきまして、先生がおっしゃいましたような長期的な発注計画の提示等を定めておりまして、これにつきましては主務大臣の指導及び助言ということで普及徹底を図っております。

○小泉政府委員 未納税取引の継続的な安定ということ、国税当局といたしましても重視いたしております。いま御説明ございました支払遅延防止法等の趣旨に沿って指導いたしております。具体的には昭和二十八年から注文生産制度というものを活用いたしまして、中央会を指導いたしております。これによりまして、あらかじめお取引

を、未納税取引をやる前にその内容等について、あるいは支払い方法等について明確な契約を結ぶということをお大前提にいたしまして、それに基づいて未納税の取引を認めるというような指導をいたしております。御心配のようなケースは現在のところ私も聞いておりません。

○正義委員 これで質問を終わらしていただきますが、おけ売りの価格についても中小の酒造業者が成り立つように、行政指導を目を光らしておいてほしいというふうに思う次第です。

○綿貫委員長 ただいま佐藤参考人が出席されております。

この際、佐藤参考人に一言申し上げます。本日は、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下酒税法の一部を改正する法律案を審査いたしておりますが、佐藤参考人には忌憚のない御意見を述べたいと思っております。なお、御意見は、委員からの質疑にお答え願うことといたしたいと存じます。

これより参考人に対する質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順序これを許します。戸田菊雄君。

○戸田委員 まず初めに、きょう個別参考人について委員長初め関係各位の皆さんに大変御配慮いただきまして心から感謝をいたします。また、参考人の佐藤さんには大変遠いところ、御多忙なところ、私の日程上事前連絡もなく大変不十分のまま参考人に来ていただきましてありがとうございます。

それで、時間が往復で二十五分なのです。ですから、非常に短い時間なものですから、項目的に疑問点について若干質問してまいりたいと思っております。事前の通告がありませんから、いろんな面であるいは不十分な点があるかもしれませんが、そういう点については後刻資料等を通じてお願いをしたいと思います。

それで第一点であります。いまお渡しをいたしました「日本酒入門」という資料の中に「酒ができるまで」といういわば酒造の製造工程があるわけでありまして、初めて粉末酒が出現するわけでありまして、その製造工程はどういう工程でつくられていくのか、その概略についてひとつ御説明をお願いしたいと思います。

それから同時にまた、粉末酒の年間の製造見込み量ですね。これはどのくらいお考えになっておられるか。酒税法第七十一条ですと下限が制定されております。六キログラム以上、こういうふうになっております。でない製造免許がいただけない。それ以上になることは当然でしょうが、どの程度見通しをされておられるか。

それからもう一つは、製造後のシェアに占める割合は酒税法の第九条の小売業者、その免許を得た者を通じて大体市販をされるというふうになるかと思うのであります。そういう面についてはどういうふうにお考えになっているか、まず三点について御説明願いたいと思っております。

○佐藤参考人 最初に、粉末酒の製造工程ということでございますが、大体粉末酒というものはお酒を乾燥いたしましたものでございまして、お酒自体をつくるわけではございませんので、乾燥します。お酒は、現在の市販の既存のお酒を利用いたしまして、これをアルコール分とかそういう水以外の成分をほとんど飛ばさず、水だけをほとんど飛ばすという、実はそういう一種の乾燥技術によつてできるということでございまして、そういうことで酒造工程図というふうなものとはちよつと毛色が変わつてしまふわけでございますが、一応そういうふうに申しますと、乾燥しうす。たとえばしょうちゅうならしょうちゅうのよう、一番単純に水とアルコール、大体のお酒が水とアルコールからできています。その水とアルコールがある溶液でございます。その溶液の中に、アルコールには溶けないけれども水には非常によく溶けるという固体の被覆力のあ

る食品をあらかじめお酒の中に溶解するわけでございます。たとえばそれは一般的にはデキストリンというものを使っておりますけれども、そこにあります酒のアルコール分に対して倍量前後のデキストリンをあらかじめそのお酒の中に溶かして溶液にするわけでございます。その溶液をスプレッドライヤーと申します瞬間乾燥機でございますが、一般に粉乳なんかを乾燥いたします、そういう乾燥機でございますが、それは霧状に熱風の走っております乾燥室の中にそういうデキストリンを溶解しましたお酒を噴霧するわけでございます。噴霧いたしますと非常に表面積がふえますので、瞬間的に乾燥する。瞬間乾燥のためにそのデキストリンがアルコール分を包んだような形になります。そのときに、瞬間乾燥のために、水とアルコールの若干は飛ぶのですけれども、表面に水は通るがアルコールは通らない、いわゆるアルコールよりも水の方が分子が小さうございまして、水だけ通つてアルコールが中に残つて、次の瞬間に全体が乾燥いたしまして、そのデキストリンの中にアルコールとかその他の成分が閉じ込められて乾燥されてしまふ。そういうような形で粉末のお酒ができるということでございます。

次に量でございます。大体現在アルコールを含んだ粉末製品は飲料用途には販売を私も自粛しておりますけれども、ただ、いわゆる業務用、調味料用でありますとか、加工食品の添加用といったしまして、従来から業務用の素材として販売をいたしておりますけれども、その量は大体年間二十数トンくらいは売つておりますので、お酒の免許に出てきます下限よりは現時点におきまして十分超えておると思ひますので、免許の下限以上の量は確保できると予想いたしております。

粉末酒が酒として認められた後、お酒の中のもののようなシェアを持つのであるかというような予想でございます。

○戸田委員 その点はちよつと説明を加えますと、付表の第二ですが、この資料によりまして、政府の説明によりまして粉末酒そのものが有して

いるアルコール分は三十九・六度、こう説明されている。しかし、現在のところその他の主成分の内容については全く粉末酒の場合はわれわれはわかっていないわけです。したがって、その付表二に見られますように、清酒の場合は糖質がグラム当たり何ば、たん白質グラム当たり何ば、それからカルシウムはミリグラム当たり何ば、カリウムは百cc当たり何ばと、こういうように主成分として一定の規格が出ているわけですね。だから、粉末にした場合にこの主成分がそのまま持ち越されて、資質としてそのまま維持されていくのか。もちろんそうだと思うのですが、その辺の見解についてぜひお答えを願いたいと思います。

もう一つは、商品ということになりますと、そういうものはラベルとしていろいろ表示をされると思う。どの程度まで商品価値になってこれからシエアの対象になるときはお考えになっておられるのか。もちろんこれから制度化されてこれが決定されれば当該主税局なり、大蔵省等とそういう許認可条項についていろいろ検討されることはそのとおりでと思うのですが、そういう点に對するお考えはどのようにお考えになっておられるか。

時間がありませんから、こちらで一応説明を受ける点はお話しします。

次は、清酒の場合は付表三によって「宮水分析結果」とかあるいは「醸造用水各成分の比較」これは単位ppmですが、これも詳細あるわけですね。御存じのように灘の生一本などというのはえらく伝統が今日までありまして、あの夙川の、西宮のああいふものの燐酸系の多い鉱物質、そういうものが非常にいいとか、六甲山から流れ出てきたもののがいいとか、あるいは海岸の塩分が若干あるもののがいいとか等々、大麥水に対して——酒をつくる場合米と水、そういうものを中心にして今日までやってこられたと思うのですが、そこが民族酒として主軸をなしていると思うのですが、そういう面についての醸造用水の各成分に對するこの問題になりますと、結局粉末です

から、利用する、愛用する、そういうた人たちが自己判断で場所を選定して水を選ぶ、そういうことになるわけですね。そうすると資質がそのまま維持されていくのかどうかということが一つ疑問なわけでありまして。その点について化学的に分析されているのでありまして、ひとつ御説明をいただきたい。

それから第四点は、この粉末酒のメリット、デメリットです。いろいろあると思うのです。たとえば清酒を原材料とするわけですから、どうしても私の判断でいきますと製造が高コストになるものじゃないか。いまの清酒以上に粉末酒というものは値段が高くないのかどうか。あるいは材料購入について現在流通センターでいろいろ——この間参考人の皆さんに来ていただいていた一般業界の意見も聞きましたが、お買い取りとかそういうことで非常に困難な状況もあるようでありまして。そういうところに割り込んで、酒をお買い取りでやっていくのか、自己製造でやっていくのか。そういう材料はあくまでも酒なわけですから、そういう点の材料購入その他の問題についてもどういうことを考えておられるのか。あるいは包装はビニールになるわけでしょうか。あるいは非常に簡便であるとか輸送に便利であるとか等々が一面で考えられることもありまして。そういう面でのメリット、デメリット、それぞれあるのではありませんか、この辺についてどういうお考えをお持ちでしょうか、その点についてひとつお答えを願いたいと思います。

それからもう一つは、粉末酒の基準税率、これはリキユール類その他の税率を適用するというところになっておりまして、今回基準税率が二十九万何がし、こういうことになって、いわば清酒で見ますと一級酒よりもちょっと上回る、ウイスキーで見ても二級酒より若干上回る、こういう状況ですね。そのかわり第三条の用語意義の解説にいきますと、リキユール類からは、雑酒として取り扱われるから除外するというところになって、この辺は私も若干疑問を持っておるのですが、そ

ういう面についての税率、課税体制について制度上一体どうお考えになるのか、時間がありませんから一応この辺まで。

○佐藤参考人　まず最初に、粉末酒の成分的なものがどのようになるのかという点のお答えでございしますが、粉末酒はお酒を二次加工的に乾燥したものと先ほどの製法から御推察いただけるかと思いますが、お酒にあらじめそのお酒のアルコール分の倍量前後のデキストリンを添加するわけでございます。そのデキストリンでもってアルコールを被覆、包含させるということでございますので、このような原料のお酒は、たとえば非常に甘味の強いエキス分の異常に多いようなお酒の場合には乾燥技術的に非常に困難なものも例外的にはあるかと思いますが、一般的にはそういうものが大体この原料のお酒の成分のアルコールの約倍量前後のデキストリンが加味されたような結果になる、そういうふうなお答えで大体大きな間違いはないかと思っております。それで大体よろしゅうございましょうか。

その次には、値段の件ということになりますが、大体お酒を粉末化しますときには当然デキストリンというものがアルコール分の約倍量前後余分に要ります。それからそれを乾燥する経費、たとえば一種の熱風乾燥でございますからそういうエネルギーとか加工費、加工の人員費を含めまして、そういうったようなものが当然加わります。それから若干、たとえば一割前後のロス分が生じます。そういうことで少なくとも一割ないし三割ぐら

い、レキユールの酒に比べましてコストアップになるかと想像いたすわけでございます。しかしながらただそういうものが今度は容器の点で、酒質にもよりますけれども、たとえばお酒なんかの場合ですと約二・五分の一とか、そういうふうな目方になるわけでございます。水のかわりにデキストリンが入ったような形になるわけですが、そういう形になりますと容器が袋でよろしいということ、それから全体としての重量が二分の一ないし三分の一に減量いたしますので、輸送費

とかそういうたようなものはダウンするのではな

いかと思ひまして、その辺で幾らかは高いということとはつきり言えると思ひますが、あとは量産とかそのスケールとか、そういうことによつてもかなり違ふのではないかと思ひます。

それからその次ですが、私どもまだはつきりとそのことにお答えできるようなポリシーそのものも明確には持っておりませんけれども、いろいろ用途に應じまして既存の製造メーカーからその目的によく合致した酒質のものを購入するということだと思つております。

それから、雑酒、リキユールのな税率というこ

とに關しましては、私どももいたしましては国税

当局の方でよく御検討いただいた上お定めい

ただいたのでございまして、無論異存があるわけ

ではございせんし、結構だと思つておるわけで

ございまして。

メリット、デメリットということでございます

が、粉末酒と申しますと、ただそのまま水だけが

飛んだお酒の粉末化ができれば非常に理想なんで

ございましてけれども、そのお酒のアルコール分に

對して倍量前後のデキストリンがどうしても本質

的に入らなければならぬわけでございます。そ

ういうわけでございまして、たとえばお酒の場合、

清酒を粉末化したもの、これはアルコールに

對して約倍量のデキストリンが入っておりますの

で、これを溶解いたしますと約三分の一がアル

コールで三分の二がデキストリン、大きく言いま

すとそういうものでございまして。どのような酒

にかく私は、そういう点から申しますならば、粉末の清酒は清酒とは比べるものじゃないと思います。余りにも大きな差がございまして、アルコール分に対して倍量のデキストリンがある、このようなお酒が日本酒と言えるかどうか、私は大変疑問に思っております。ただ用途によりまして、私

が思いますのはそれはデメリットだと思いが、登山家であるとか大変な僻地に旅行をするとか、そういう普通の酒が飲めないような人は、それでも酔うことは酔いますので、欲しいという要望は大変あります。一般的な清酒、まともな酒があるような場面では恐らく利用されないだろうと私は思っております。ただし、登山家とかそういう特別な人には使ってもらえるのではなかろうか。だからせっかく水を取った酒を溶かして飲むというのは特殊用途にしか使われないと私は思っております。ただし、水を取ったお酒というのは、現在のお酒では水があるために使えないような潜在のニーズというのが今後たくさんあるかと思っております。そういうアプリケーションを開発したときに粉末酒の本当の社会的意義があると思っております。

○戸田委員 非常に少ない時間で申しわけなかったのですが、なおわれわれもこれを契機にしていろいろ検討いたしまして、大蔵省と今後詰めていきたいところの最終立法に誤りのない判断をしていきたいと考えておるわけですが、きょうは本当にお忙しいところありがとうございます。

○綿貫委員長 鳥居一雄君。

○鳥居委員 どうも遠方から御苦労さまでございます。

引き続きまして伺いたいと思うのですが、従来の日本酒というのと全く概念の違う、強いて言えばお酒でないお酒ということになるだろうと思うのです。たとえば酒税法の二条の中に、薄めるという表現で、それで一度以上だから酒であるところ、薄めるというの濃いモルトを水をもつて薄めるという、すでに液体であるということだ

と思うのです。それで参考人御自身がこれをお酒だと思えなくなっていらっしゃるのかどうか。粉として料理に使う調味料である、こういう規定をした場合には全くとお酒ではないわけなんですけれども、この点いかがでしょうか。

○佐藤参考人 私、この十数年来、いろいろな調味料の粉末化を業としてしております。みそ、しょうゆを初めといたしましていろいろなものを粉末化しておりますが、その辺なかなかむずかしい御質問でございます。ただ、それは定義をどういふかに考えるかということだと存じますけれども、ミルクでも乾燥したもののは粉乳としましてこれをミルクに入れておるのが当然で、入れない方が何か不自然な気がいたしまして、そんな点からただ従来のお酒の粉末というものはアルコールも水を飛ばすときには大体同時に飛ばしてしまします。で、当然酔いという効果が非常に薄れたものしか得られなかったのですが、私の方法でありますと、ほとんどの水は飛びますか、ほとんどのアルコール分は残るといふ乾燥方法でございます。それで、酔いという効果、そういう点は十分。それからそのほかの成分もほとんど残存しております。ただそういうデキストリンといったような被覆材が酒精、アルコール分の少なくとも倍以上、倍前後入るといふことで、その辺ちょっとひっかかるらないでもないのですが、私としては粉末の酒というものはこの粉末化の技術が大分進んでおりますので、粉末酒は確かに酒である。また酒でないとする方が非常に無理があつても、もうしばらくすれば、私は自然にそれほど抵抗なく酒である、このように立法もしていただくかそういうことになると思います。それほど不自然でなく酒には液状、粉状あるというようになるのではないかと個人的には思っております。

○鳥居委員 まだ酒造業として免許がおりたわけじゃありませんから、大蔵の行政指導など全く受けられないお立場にいらつしやるわけですから、言いたいことを率直にお話しただきたいと思うのですけれども、いまの、少なくとも酒税法の規定か

らいきますと、粉末酒というのは規定にはないわけですね、粉の状態ですから。ですから、それを水に溶いた状態であれば、一度以上でお酒ということになるわけですから、さつきも申しましたとおり、薄めるという表現からいっても、新しい概念であろうと思うのです。

率直にお尋ねするのですが、デキストリンというのは何ですか。

○佐藤参考人 デキストリンと申しますと、でん粉を加水分解した、一変形したものでございまして、でん粉というのは、大変高分子、ブドウ糖の分子がたくさん重合したものでございまして。御飯とかそういうものも主体がでん粉でございまして、それが少し酵素とか薬品でこなれますと、非常に水溶性になりまして、だんだん甘くなつて、よく普通水あめになつて、さらに糖化しますとブドウ糖になるわけですが、その水あめとでん粉の状態の中間ぐらいの状態の、一種の水溶性のでん粉質と言えらるかと思います。

そのほかいろんなタイプがございまして、そういった、まあ簡単に言いますと、でん粉を水溶性にや加水分解した、消化したというふうなものと書いていいと思いますが、それでわかりかたでございまいしょうか。これも大変専門的に申しますと、一日ぐらしかかるかと思ひますけれども……。

○鳥居委員 実は試飲したのですけれども、皆さんのいろんな御意見の中に、とても甘過ぎて純粋な日本酒とはちよつと比べようがないぞと。つまり、お酒として国税がかかる対象としては、全くとお酒とした場合に酒税がかかるわけですが、利用の仕方については、いま調味料として利用の方法がありますし、それから、たとえば僻地においてお酒として飲む。

もうすでにマーケティング等をおやりだろうと思うのですが、生産計画あるいは見通し、これをどういうふうにお持ちになつていらつしやいますでしょうか。

○佐藤参考人 もう先生の御指摘のように、私自身も溶かして飲むお酒としては、これは特殊な場

所における特殊な用途はあるだろうと思ひますけれども、一般的にこれを溶かして飲料にするという用途は、そんなに皆さんが話題にされるようなものはないかと思ひます。

ただ、非常にアルコールの濃度の薄いソフトな、たとえば甘口の、甘くてもいいようなお酒もいろいろございまして、清酒のものではこれはちよつと通らないかと思ひますけれども、少なくとも通人の方に言わせれば、これは酒じゃないとおっしゃるかと思ひます。私も同感でございまして、しかし、甘口の、新しいソフトなカクテルのようなものには大変向いてゐるのではないだろうかというふうには私は思ひます。

それで、これをもし飲料用途にするならば、つくるのが大変めんなかなかカクテルとか、それも少なくとも十度以下のソフトな、いわゆるフレッシュジュースの中に少しアルコールの酔いの成分があるといったような、そういうような新しいソフトなドリンク、ハードドリンクとソフトドリンクの中間のジャンルのような、新しいそういうニーズというのは、今後開拓すれば、非常に愉快な、楽しい飲み物として、ひよつとすれば案外商品としておもしろいのではないかと考えております。

○鳥居委員 時間の制約で最後になつたのですが、需要の動向、この生産計画、これはどうでしようか。

○佐藤参考人 何分にも初めてのことでございまして、私もまだよくわかりませんが、何しろ飲料用途というものはこの十数年間一切販売を自粛してまいりました。そのデータも持ち合わせておりませんけれども、とにかく、たとえばいわゆる飲酒家が期待をするようなものとしては、レギュラーの酒が得られないような山の上であるとか、特殊な場所以外ではまずないであらう。しかし最近、すべての食品も大変多様化のニーズがございまして、現在の、酒と酒でないという新しい分野というところに、粉末酒の取り扱いの便利さであるとかいろいろな特徴を生かした用途、

潜在的なニーズが今後いろいろあるのではないか。

そういう形で大変マスコミに取り上げられて、話題性といったようなものが——確かに私自身も大変驚いておるような現在でございまして、海外からまで、いろいろな用途で非常に興味がある、そういう技術が知りたいとか、いま大変興味を持たれておるさなかでございまして、私としては、何か水のない酒として、それはすべて実績のない、現在では潜在需要こそないわけでございしますが、そういったもののアプリケーション。

だから、液体の酒と競合するものではないと私は思います。しかし、液体の酒では使えないような用途で、ただそれは潜在された用途がかなりあるような気がしております、今後じみちにその辺の研究、品質改良、そういったものに努力したいと考えておるわけでございます。

○鳥居委員 終わります。ありがとうございます。

○綿貫委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 大変御苦勞さまでございます。

いまお聞きをしておりますと、従来のお酒よりも大体一割から三割ぐらいコストアップになる、そういうお話でございまして、それは製造段階ですね。

小売段階になりますと、容器費あるいは輸送費、そういうものを非常に安くする、そして在庫スペースが要らない、このメリットはかなり大きいと思います、特に小売店の場合には、繁華街といいますが、非常にいい場所です。それと、それから、長期在庫がきく、そういう面から考えると、現在の酒類メーカーにとつては、かなりの脅威な品物ではないかというふうに思うわけです。

そこでまず、いまでの程度の意気込みでこの粉末酒にお取り組みになっているか、そういう意味で、現有設備の中から、いまの粉末酒、特に、調味料として主体としては出しておられるというお話でございすけれども、そのウエートは何％ぐ

らいか、それから、これからさらに、お酒として認可を得たならばどうされるか、その辺についてお伺いしたいと思ひます。

○佐藤参考人 お答えいたします。

先生の御質問に、私もこれは初めてのことで、確たるデータとかそういうものも何にもございせんので、全く私自身の感じだけでございしますが、とにかく、先ほどから申し上げる通りに、私としましては、これは水をとお酒でございまして、水をとお酒のために水のかわりにデキストリンをアルコール分の約倍量も入れたというもので、

そういう意味では、これはもう従前の酒とは全く違った酒でしかあり得ない。しかし、だからといって価値がないとか、そういうものでは決してない。私は思っております。粉末酒の社会的意義というものは、その用途というものは——酒というのは単なる飲料だけではないと思っております。いろいろな食品に入れますと大変風味がよくなる

とか、また吸収性もいいとか、いろいろな効果もありますので、いわゆる溶かして飲むというのは、液体の酒がそこにはないような場所でのみ代用品的にあり得るものであろう。ただしアルコール分が非常にソフトで、薄く溶かすとデキストリンの害とか、そういうものが非常に薄れたような酒質だとかそういうようなカクテル、甘いカクテルといったようなものにはおもしろいかなと思ひますけれども、いわゆる通人が飲むお酒というものとは全く異種の酒だと私自身は思っております。

○玉置委員 現有設備で、たとえば五％を粉末酒に割っているいまの分野を七、三にするとかいう可能性はあるのかないのか。それと許可の話ですけれども、今回粉末酒として税金をかけようということですね。原料のお酒には税金がかかっていないですね。

○佐藤参考人 現在は市販のお酒を、だから当然税金のかかったお酒を購入してやっております。

○玉置委員 税金のかかったものにまた税金をかけようというシステムが今回ですね。

○佐藤参考人 いえ、今度もし酒として認可をいただきましたときには、原料の酒は未納税というのですか、それで、できた粉末に粉末酒の税金がかかるというふうに理解しております。

○玉置委員 その課税のときに、どういう理由でかけるのだという話を聞いておりますか。お酒だからということですか。売るのは粉末ですね。粉末で売ればお酒じゃないですね、いままで言う。そういうことなんですね。買った人がお水を入れるとそこで自家醸造になるという話をされましたか。

○佐藤参考人 現在私どもとしましては、お酒は当然税金のかかったお酒を買いまして、そしてこれを乾燥して粉末状にいたします。前に当局の御見解も承っておりますが、現在の酒税法上からいいますと、粉末状のものは酒類に該当しない、そういうことで酒ではない、だから自由に製造販売してよろしいという形で私どももやっております。しかし、それを買った消費者が水で溶かしますとこれは酒類になる。だから溶かす用途、飲料用途は自認してほしいという御見解でございましたので、それは物が物で確かにそうだと私も思ひまして、以来、非常に要望はございますけれども、飲料用途、いわゆる溶かして飲むという用途はすべてお断りしてきたわけです。ところが、それでは溶かさないとはいわれないのかと言われまして、ほおばりましてつばに溶けまして、酔うのは一緒でございまして。ただ、酒は液体でなければならぬというのは、粉末状の酒がなかったからそういう概念しかなかったのではなからうか。粉末のミルクとか粉末のしょうゆで

も現在は大変な量がいろいろ利用されております。粉末酒というのは決して万能のものではございませんが、そういったある種の酒であることは間違いないからう、またそれを否定することの方がどうしても無理があるんじゃないかと私は思っております。

○玉置委員 もう時間がありませんので終わりますけれども、いまのお話を聞いていますと、それは

では、水割りをつくったらそのたびに課税をするのかという話も出てまいりますし、逆に言えば、そういう理論でいくと、しょうちゅうというのはアルコールと水ですから、水割りが課税されないとなれば、それではしょうちゅうも課税されない。要するに、アルコールをつくっているところから買ってきて水を加えて出すということになれば、これはつくることにならないわけですね。そういう問題点もありますので、がんばってください。

○佐藤参考人 そういう問題がいろいろございまして、粉末酒がお酒ということについて先生方も何か不安なようなものもお感じになっておるのではないかと思いますけれども、確かに粉だからお酒でないという考えの方が非常に無理がございまして、この際御当局がいろいろ御検討いただいて、これは酒だということになりました。酒はお菓子用にも調味料用にも使われておるのですから、粉末だともっと使いよいと思ひまして、そういう方面もお酒として扱っていただいて、お酒となれば、先ほど水割りと言われましたけれども、たとえばウイスキーの水割り、これはウイスキーを乾燥しまして、ウイスキーのアルコール分の倍量のデキストリンが入っておりますので、

から、現行の酒税法の解釈からいっても、これは水に溶かしましたら一種のリキユールであらうと思ひます。エキ스가二度以上あるとリキユールですが、アルコール分の倍も入っておるものですが、一種のリキユールだと思います。そういう意味で、ウイスキーを粉末化したものは決してウイスキーじゃないし、清酒を粉末にしたものも正確に言ったら決して清酒ではない、一種のリキユールのなお酒であらう。承っております、いわゆる粉末酒というものはやはり粉末酒であるというふうな御解釈のようでございますので、よく御検討いただいた結果であらうと、そういうような課税方式すべてに私は大変ありがたいと思っております。

○綿貫委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

佐藤参考人には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

引き続き、政府に対する質疑を続行いたします。

戸田菊雄君。農林省呼んでおったのですが、来ておりませんので、若干順序を変えて質問をいたします。

きょうは小売商免許制度等については一切触れさせられども、若干その点について大臣の見解を承っておきたいのでありますが、現在の酒類行政についての政府の態度、大蔵省の態度、これは一つは財源としての酒税の重要性というものに着目した立場をとっておるのだらうと思うのです。第二は、既存業者の営業を維持しようあるいは酒類業界の立場、もう一つは、利用者の必要に応じてより安く、より簡単に必要品を仕入れることができる、こういうことになっておるようですが、そういう見解には大臣、お変わりありませんか。

○渡辺国務大臣 私はそのうことだと思いません。

○戸田委員 それで確認をしておきたいことは、これは大蔵省からもらった資料なのですが、「現行の酒類販売業免許基準等」昭和三十八年一月十四日付閣議二の二、改正が四十六年七月一日、こういうことになっておりますが、この資料はいまでも変わってありませんか。

○小泉政府委員 変わっておりません。

○戸田委員 これを私もしさいに検討したのですが、いま前段で大臣が見解を述べられました第三点の利用者の利便提供の問題、もちろんこの中には社会秩序その他の問題がありますから、いまの販売許可の中にも、たとえば店舗の前に自動販売機を置く、店舗を閉めた場合には未成年者が買わないようにその自動販売機も閉鎖するというようなことになっていますが、それは当然だと私も思います。いまの流通体制を見ましても、醸造、卸、小売、

こういう三段階になっています。しかし、流通体制の中の状況を見ますと、この間各参考人の意見等もいろいろ聞きましたが、大分アンバランスがありますね。たとえば醸造がおおむね二千八百件、そういう中でたの売りをしなければいけない業者が何と八五％あるというのですから、大部分ということになりますね。私も地元でもって醸造その他皆さん知っていますから、いろいろ調べてみますと、いわば給料取りと同じような状況です。マージンはどのくらいですかと言うと、それはやはり余り詳しいことは言わないのですが、そういう業者間のアンバランスというのは解消して、経営安定方式というものをとらなくちゃいかぬのじゃないかというふうに考えるわけでありまして、この辺の見解についてひとつ大臣にお聞きしたい。

それからもう一つは、卸の場合も一定のマージンがそれぞれあるわけですが、その中にも大小ありますから、こういう面に対する経営安定措置というものの、ことにいまの景気はこういう状況ですから、これは決して酒ばかりとは私は言いません。総体的な販売、そういうものが影響していると思うのであります。国民の消費も減っていますから。ですから、そういう問題についてのアンバランス解消というものも必要じゃないだろうか。いま十七万店近い小売販売店等があるわけでありまして、その中には従前の小売、店舗を構えてやっているのが十三万店程度。これは国税庁の調査でそうなのです。だからこういう面の経済安定というものも当然考えなくちゃいけませんから、そういうものを育成強化すると同時に、店舗の機械近代化、いろいろな融資制度はありますけれども、なかなかめんどうなことを言っているのは融資が相当おくられているという状況がございませぬ。だからそういう問題についての改善措置をやるべきではないだろうか。その上に立って、たとえばこの基準案でまいりますと、大都市、中都市、そしてA地域、B地域、C地域、D地域と細分化をやっておられるのですが、最近では都市周

辺はどこでも同じだろうと思うのですが、団地造成その他が非常に急速に進んでいるのです。たとえば仙台のような場合は、人口からいっておむね大都市の三十万人以上、こういう地域に入るわけですね。しかし開発造成した地域に団地地帯が一万五千人の人口が住むとか、あるいは三千世帯が一週にできていくということになると、そこには一店もない。卸業なり小売業なり希望者なりというものがいろいろなことを相談をして、結果的に幾つかはふえているようでありまして、その辺は既存の小売その他の流通体制を壊さずに堅持しながら、安定体制をとりながら、そういう問題について配慮していく必要があるのじゃないだろうかというふうな気がいたしますので、その辺の見解をひとつ大臣にお伺いしたい。

○渡辺国務大臣 規則はありますが、問題は現地のケース・バイ・ケースだと私は思うのです。たとえば一つの既存の町があって、そこでは戸当たりの売上量は大体この程度だ、だから新しい団地が三キロも遠いところまできたけれども、町の中に入っているのだから、全体平均すれば新しく許可する必要はないとか、よく言うのですよ。しかし、そういうように全然離れたところに団地ができたんじゃない場合は、町の中の平均のものがどうだというようになくて別に考えた方がいいんじゃないか、私はそう思っています。したがって、それは実情に応じて、要するに業者の組合の言いなりに税務署がなる必要はないわけでございますから、常日ごろ業者との関係は協力関係を持つていたが、そういう面では極力権利もかばつてはやるが、しかし、だからといって行き過ぎたことを認めるわけにはいかない。そのときどきの判断で処置すればいい、そう思っています。

○戸田委員 時間が二十分なものですから、すでに半分近いのですが、農林省まだ来ておりませんでしようか。——それでは一応私が持っている資料で大蔵大臣の見解を確かめておきたいと思うのでありますが、現在酒類全部に米を使用した場合の必要数量、これは私の計算ですが、酒米使用量

としては五十五万ないし五十六万トン。五十四年のライスイヤーでいけば、自主流通米が四十四万トン、政府米が三万トン、合わせて四十七万トン。その他、栽培契約その他が恐らく入っていると思いますが約九万トン。五十五年が、自主流通米が三十八万トン、政府米八万トンで四十六万トン。その他七万トン。五十六年の見通しであります。自主流通米四十二万トン、政府米その他含めると五十二万トン、こういうことなのですが、いま農林省に確かめまして、農林省は、年度ごとに計画をして酒米の使用状況をずっと計画を立てます、五十六年度はまた秋口にいつて立てます、いまのところはまだやっておりません、こういう状況なわけでありまして。したがって、さしあたってアルコール添加をやめた場合に、その使用量増加は約四十二万トンございまして、こう言っているのです。そうしますと、いま古米在庫が大体六十五万トン程度あるわけでありまして、この解消のためにいろいろ農林省としても努力しているようでありまして、大蔵省としても過日特別会計等を設置してその解消政策についてもいろいろやっているようであります。こういうものに對する酒米増量、米消費の拡大、こういう点に大蔵大臣は努めていくべきではないかというふうに考えますが、いかが考えておられますか、見解を聞かせてください。

○渡辺国務大臣 私は酒米がうんと消費されることは大変いいことだ、そう思っています。酒の消費拡大に努めてきたし、今回の税法改正におきましても十分に配慮しておるつもりでございます。

○戸田委員 農林省の企画課長が参りましたから、ちよつと数字的なものについてお伺いしたい。古米在庫がいま六十五万トン、これは後で、間違いないかどうか回答願いたいと思います。五十五年度六百六十七万トン。五十六年度、見通しがないうのですが、これはどのくらいか。それから五十四年度より第二次過剰処理六百五十万トン、これをやりますということで、五十四年から

五十八年度で解消していくという計画を持っておって、五十四年度に特別会計法の改正に伴って売り渡し年度以降七年間で、大体一般会計から食管特別会計国内勘定への計画的損失補てん、繰り入れていく等々を含めて解消します、これは大体その計画でまいますかね。この点が一点。

それから、過剰米量の処理計画であります。これは五十四年度から五十八年度ということになります。工業用、輸出用、飼料用——時間がありませんから数字は読みません。総計でまいりますと、工業用が百六十万トン、輸出用が二百八十万トン、飼料用二百十万トン。ことに輸出用の場合は、韓国、インドネシア等が非常に多いということでありますが、これはアメリカ等の関係もいろいろあります。うからなかなか容易じゃないでしょうけれども、今後の見通しとしてはどういう見通しを持っておるのか。その辺の見解をひとつお知らせを願いたい。

それから財政負担の問題でありますが、大體財政負担総額一兆三千億、こう見ておるようですが、これは間違いないのかどうか。大體ピーク時、五十八年二千億程度の赤字ということになっていくのですが、それからすばまていくと思うのであつていくりますが、そういう面に対する調整資金の五十四年度から五十六年度の数字的な問題、それから過剰米処理を含むこれらの残額処理の金額の問題について、時間がありませんからこれも読みます。調整資金は、五十四年度七千二百億円、五十五年度六千六百億円、五十六年度五千六百七十億円。それから過剰米の方が七千五百三十八億円、六千五百二十二億円、五十六年度が六千五百二十億円、こういうことになっておりますが、この内容については間違ひありませんか。

以上四点についてお願いをしたい。

○松山説明員 過剰米に関するお尋ねでござい
ます。

過剰処理対象数量、五十四年度から始めておりますが、六百五十万トンの予定で進めております。なお、五十五年十月末の古米在庫は、過剰処理以

外の主食用の古米も含めまして六百六十六万トン、こういう数字に相なっております。

それから輸出の見通しについてのお話でございましたが、一応いまのところ全体といたしまして二百八十万トンの予定で進めておりますし、大体その予定どおりにいくのではないかな。あるいは今後の状況いかんでは若干あるいはふえることになるかもしれない。あるいは大抵その線ではないか、このように考えております。

それから財政負担についてはお尋ねのとおりでございしますが、過剰処理に伴う損失負担分として御指摘になりました五十四年度七千五百三十八億、五十五年六千五百二十一億、五十六年度六千五百二十億は、調整資金への繰り入れプラス過剰剰米処分の損失繰り入れを含めた合計額であるというふうに承知いたしております。

○戸田委員　そこで、大臣ぜひ検討願いたいと思うのは、いま仮に私の計算でいきますと、百万トン酒米用に消費拡大していく、需要拡大ということになりますと、この購入価格が大体、自主流通米でもって五十四年ベースで一万七千三百七十九円でありまして、それから政府米が一万五千三百九十七円、その差約二千円ですね。これをト

ン当たりで計算いたしますと、仮に百万トン消費するということになると、おおむね三千億見当の、いずれにしても財政の収入ということになってまいります。これを税収の方に回すかあるいは食糧の方の赤字解消に回すかどうかは別にしても、それだけの財政再建ができるということになると私は考えるわけであります。ですから、さらにそれ

をふやしていくという努力になっていけば、これは何も古米にしてえさ米や何かでもって低コストで売らなくなっていくわけでありますから、そういう面に対する検討をぜひ大臣お願いをいたしたいというように考えておるわけです。

それから第二点は、いまやはり、この間参考人の意見を聞きましても、酒米をもう少し安く何とかできないか、こういうことです。四十七年以降自主流通米でやってきたわけですが、こ

それは政府米の方がやはり低いわけですね。しかしそれは新米でなければだめだということですか、なかなか困難性はあると思うのでありますが、そういう面でできるだけ低コストのものでこの需要拡大をやつて、それを原材料にしていくような事業経営の安定を含めた対策を幾らかでもやつていく必要があるのではないだろうか、こういうふうに考えているわけですが、その辺の見解が一つであります。

それから、いま粉末酒について、わすかの時間でありましたがいろいろと参考意見を伺いました。結局はまだ酒としての商品価値としては考えられないということでありまして、制度上は雑酒の部類に入れておりますから、その点では私ははやや納得いくといいますが、そういう状況だと思えますが、ただ、その課税体制の問題ですね。例の三条の用語意義の問題については、これはあくまでもリキユール類からは排除する、しかし税率の課税対象にすれば、それはリキユール類のその他の税率を課税する、こういうことですね。何か、こう私はちよつとまだ理解できない状況なんですが、この課税対象について御説明をいただきたい。

以上三点。

○小泉政府委員　たくさんの御質問でございますので、整理いたしまして一つ一つお答え申し上げたいと思いますけれども、最初の御質問はお米の問題でございます。飯に全量米で酒をつくった場合云々というお話でございます、これは現在

アルコールを添加してつくっておりますが、その値段と、それでアルコールのたとえば値段で申し上げますと、現在アルコールはキロリッター当たり二十一万七千九百円、こういうことになっておりまして、概算いたしましてアルコールの値段は二百三十一億、それを仮に全量米にいたしますと、トン当たり三十万円でございますので千二百四十五億、こういうことになりまして、差し引き一千億の財政負担、こういうことになるわけでございまして、現在つくっておりますお酒に仮に全部これを転嫁いたしますと、一升百五十円程度ぐらいい

のコストアップ要因になるということで、なかなかこの負担をどこで負担するかという問題、非常にむずかしい問題があるかと思っています。

それから第二点、それでは酒米価格を引き下げるといふことで考えたかどうか、こういう御指摘でございますが、これも現在の制度ですと酒米は先ほど食糧庁の方からお答えがございましたように、食管制度の枠内で運用されておりますので、特別に価格の措置を講ずるというのは食管制度自体からは非常にむづかしい、こういうことがあつたわけであります。したがいまして、現在は自主流通米より若干主食としてコストの安い政府管理米のウエートを次第に払い下げの枠を広げていたんだいて、現在二〇％を超しておる、こういうような状況で順次措置をいたしておるといふことでございませう。

○矢澤政府委員　ただいま粉末酒の技術的な問題について御質問がありましたのでお答えいたします。

　まず最初に、なぜ雑酒に分類をしたかというところでございます。現在、委員からお話ございましたように、どこに落とすかとすればリキュールに一番近いわけですが、ただ、リキュールと若干微妙に違っているところがございます。ただいま酒税法でリキュールの定義は、酒類と糖類その他の物質を原料としたもの、酒と砂糖その他の物質、この中にはほかの酒も入りますが、それを原料としたものであるというのが第一の定義でございます。第二の定義は、エクス分か二度以上であること、この二つの定義がございます。

ところで、粉末酒でございますが、これは先ほど参考人からお話ございましたように、酒に砂糖が入っております。それから香料が入っております。アルコールが入っております。さらにデキストリンが入っております。それからエクス分でございますが、これは平均で二十・三度という数字でございます。この二つがまさにリキュールの条件に合うものでございます。しかしながら、なぜそこで雑酒としたかということでございます。

が、条件としてはリキールの条件に合うわけ
でございますが、先ほど来参考人からお話がござい
ましたように、原料に多量のデキストリンを含む
とか、それから製造方法が従来の酒をスプレーで
乾燥したものであるというようなことで、従来の
製品とは非常に製法が異なっております。それか
ら生産数量が少なくて、出てきたものが一体ど
ういうものであるかということもなかなか認定が
つきがたいということで、雑酒の中のまたその雑
に分類をしたわけでございます。

それから、税率の点でございますが、雑酒の中
で雑で分類をいたしますと、ただいま改正をお願
いしております税率表では、雑酒の中の②の「そ
の他のもの」の(1)「アルコール分が十三度未満の
もの」というところに該当するわけでございます。
これが九万五千円でございまして、ただ、この粉末
酒は度数が平均三十九度でございまして、それ
に度数を加算いたしまして二十九万四千三百円と
なっているわけでございます。

それで、リキールとの比較でございますが、
リキールの税率は二つございまして、「アル
コール分が十五度以上で、エキス分が二十一度以
上のもの」それから「その他のもの」というふう
に分かれております。それでその場合に、ただい
ま申し上げました雑酒の一キロリットル当たり九
万五千円というものがたまたまりキールの「その
他のもの」アルコール分が十三度未満のもの「九
万五千円」というものに該当するわけでございま
す。粉末酒はその上に度数加算を行いまして二十
九万四千三百円としている次第でございまして、

○戸田委員 これが最後になりますか、いまの説
明で分類の方式については私も、リキール類の
特徴は香料の入った強い洋酒ですから、そういう
面では若干、今回の粉末酒も香料を入れる、それ
から度数も三十九・六度程度は確保する、こう
言ったのですから、やや無理があってもその点は
了承するのです。ただ問題は、課税方式では、こ
の大蔵省の資料によりまして、雑酒に比べて二分
類をしていることは御指摘のとおり。しかし、そ

の他の雑酒については十二度でしょう。だから加
算方式をとるわけでしょう、三十九度ですから、
一度ずつ超える場合に。そういうことだから二十
九万何がしになる、こういうんでしょう。だから
私は、従前の分類方式と課税の態様について若干
どうもすっきりした理解をしていないんですよ。
その辺が一つ。

それで大臣に最後に質問いたしますが、いまの
ような状況でございますと、酒米の早期需要拡大も
なかなか無理だということになれば、やはり農村
に対しては減反あるいは生産者米価の凍結等々の
問題で、一向に改善されない。国の財政としても
入るべきものを、何かやはり政策のないところに
そういう停滞をしている内容なきにしもあらず、
こう私は判断をしているわけなんです。そこで、
大蔵大臣は経済閣僚会議の一員でもありますから、
これはいま鈴木総理が提唱している総合安保
政策、こういうところにはなかなかいろいろ
対策があるわけですから、そういう面を含めて総
体的に国としてびしっとした政策を立てて、食糧
そういう個別的な課題についてどう対処してい
かということ、各委員会、問題になったらず
ひやるべきじゃないかというふうには私は考えま
すけれども、その辺の見解を聞いて、私の質問を
終わります。

○渡辺国務大臣 酒で米の消費拡大をやれという
ことについてはかねてからの議論でございまし
て、私もそういう論をなしたことがあるんです、
過去、もう十年ぐらいい前に。やはりいろいろ研究
をさせてみたんですが、全体としてやっても、むし
ろかきり負けしてしまふ。また、純米酒というも
のをつくってみて——現在もう出ているものがあ
りますからね、必ずしも大衆受けするとは限らな
い。ともかく、べたつくとか、やれ重いかんなん
とか、酒はやはりいろいろ好みがありますから、
いまはむしろさうとしたようなお酒の方が若い
人に好まれるような時代なんです、純米酒というよ
うなものはやはり現実には趣味の酒以上にはな
かなか伸び切れない状態ですね。それを無理してつ

くると、いま言ったように要するに一千億円もよ
けい掛かりがかってしまふ。とてもだめだ。そ
れを今度は値引きして半値で米を売るといふわ
けにはいかないということでございます。やはり
限界があるんじゃないか。

それから、やはりお米の問題については、もう
価格政策を導入して、売れないお米は安く、売
る米は高く、そうすれば一番簡単明快じゃないの
か、私は農林大臣のときからそれは言ってきた
わけなんです。私は一部実行したわけですよ、ずい
ぶん騒ぎはありましたが。そういうことを最初か
らやっておればこんな過剰問題は起きなかつた
と私は実際思っております。ですから、二百万ト
ンなら二百万トンという限度を設けて、それにお
いての備蓄ということ——備蓄というよりも、現
実にそのうち百万トンぐらいいしか食べません
から、あとの百万トンぐらいいどうしたって、えさ
工業用とか何かに回っちゃうんですよ。しかし、そ
の程度の損失は、やはり国全体の政策の問題だか
ら、これは安全保障的な物の考え方でもがまん
できるんじゃないか、自衛隊だって、鉄砲を持た
せて撃つか撃たないかわからぬけれどもやはり備
えているんだから、その程度のものはやはり食糧
点においても、むだ遣いと言えどもむだ遣いだ
が、まあまあ仕方のない最小限度のものかな、こ
ういうふうに思っております。

○綿貫委員長 午後四時に再開することとし、こ
の際、休憩いたします。

午後三時三十七分休憩

午後四時四分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

引き続き質疑を続行いたします。佐藤観樹君。

○佐藤観樹委員 私に与えられた時間は四十分
程度だそうでございますので、今日までたくさん
の問題がありましたから、その部分は抜きまして、
日本の酒とも言うべき清酒の業界の中でいま大変

大きな問題になっております問題につきまして、
許された時間少し質問をしたいと思ひます。

とりわけ清酒の問題というのは、直接消費者、
国民に関係してくることでございまして、その
意味では、国民の皆さんに納得をしていただける
ようなものでなければならぬと思うのでありま
す。

それで、私も何度か酒税法について質問したこ
とがあるわけでありまして、私の地元にも清酒業
界の方もいらっしやいますし、いろいろ教えても
らっているわけでございましてけれども、いま二千
八百五十に製造業者が大変減つてしまつていまわ
けであります。これは何も醸造業、酒造業に限ら
ずどの業界でも、基本的に一番弱い者もそれなり
の努力をすればやっています、ましてや清酒につ
きましては税の財源であるわけでありまして、
一番中小零細の業者も、ある程度行政指導に伴
てやっています、これはやはりわいとしてやって
いける、こういう政策でなければならぬと私は思
うのでございまして、大臣、その点はいかがで
ございますか、常識問題です。

○渡辺国務大臣 商売のことでございまして、
上手下手もあります。しかし、大部分の人は普通
のことです。

○佐藤(観)委員 確かに商売である限り上手下
手がありますが、いまの酒税法が、大のものを擁
護し小のものを大変苦しめるということがあつて
はならぬと私は思うのであります。きょうは
ちよつとそういう問題についてやりたいと思ひま
す。私の出身は経済の方でございまして、そう
そう化学について詳しいわけではございせんけ
れども、私の頭で考えてみて常識的におかしい
なと思はれることは、恐らく大臣も一緒だろうと
思いますので、細かい点は、そんなことは大臣知
る必要はないと思ひますが、常識的な点でこれは
確におかしいんじゃないかと思はれる点につき
ましては、そのポイントだけで結構でございま
すから、率直にお伺ひします。

逐次お伺いをしていきたいと思うのであります。御存じのように、酒をつくるときには玄米全部を使うわけではなくて、精米をするわけでありましても、特級酒、一級酒、二級酒、大体これは玄米のどのくらいの割合を使つておりますか。

○小泉政府委員 お酒をつくり出す場合は、御指摘のように玄米を精白をいたしまして、白米といたしまして仕込みに入る、こういうことになるわけでございます。その精白度と申しますか、削る度合いは通常大体七〇％から七五％というふうなことが言われております。

○佐藤（観）委員 そうしますと、残りの二五％から三〇％程度というのは、元来は副産物として破砕、碎米もありましても、通常言うところのぬかです。ぬかといつても、赤ぬかを除けば中ぬか、それから白ぬか、まあ上ぬかとも言いましても、これは大変きれいなもので、いわゆるつけものをつくるぬかとはイメージが違つてあります。皆さんの方では、これは米粉とされいかに呼んでおられるようでございますけれども、従来は白米以外のこの米粉あるいは赤ぬかを除いたぬかというのは、これは清酒の原料にはしてこなかったわけですね。そう理解してよろしいでしょうか。

○小泉政府委員 技術的な点でございますので、引き続きお答え申し上げますが、玄米を精白いたしまして過程で、御指摘のように副産物としてこのぬかが出るわけでございます。これは御指摘のように白ぬか、私の方では米粉と言つておりますけれども、粉の状態の米でございます。もともと米でございます。これが粉になったということでございます。清酒の原料の定義の上では米に属するというふうな解釈になつておるようでございます。

○佐藤（観）委員 したがしまして、清酒というのは、酒税法の第三条の三に、清酒とはということで「米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものの」「米、水及び清酒かす」云々とあるわけですね。そしてそれを補足して酒税法の施行令の第二条に、清酒の原料といたしましては「米、水及び米こうじとともに清酒の原料とする場合に限る。」というふうな書いてあつて、「一 麦、あ

わ、とうもろこし、こうりやん、きび、ひえ若しくはでんぷん又はこれらのこうじ」「二 アルコール」云々とあるわけですね。だから、清酒である限りは、ここに定義をされた以外のもの、つまり米、米こうじ、それから醸造用のアルコール、醸造用の糖類、これ以外のものが入つてゐる場合には、これは清酒と言えない、こういうことになるわけですね。よろしいですか。

○高橋（元）政府委員 そのとおりでございます。○佐藤（観）委員 ところが最近、技術が大変進みまして、そのこと自体は大変いいことだと私は思うのでありますけれども、皆さん方が言うところの米粉——もちろん米粉でありまして赤ぬかは除いてあるわけでありまして、普通の用語でいいますとぬかの赤ぬかを除いた部分、米で言えば白米以外の、一〇％から二〇％ぐらいの部分ですね、この周りでイオン交換樹脂を使つて酒ができるという技術が開発されてきたわけですね。これを清酒に入れるということ、いまの酒税法上は許されておりますか、どうですか。

○小泉政府委員 清酒を製造いたします工程の問題にも関連いたすわけでございますが、御指摘のようにな米粉をもとにいたしまして糖化液をつくるというのは、清酒の仕込みの工程の別に、米粉をもとにいたしまして、これに酵素剤を入れまして糖化を促進する、しかもてき上がりはイオン交換できれいにするという形で、米粉糖化液と申しておりますが、糖化液を精製するというところでございます。したがしまして、先ほど申しました米と解される米粉を加工いたしまして、その結果は米粉糖化液になる、その間に米が本質的な変化を来した、こういう判定になるわけでございます。

○佐藤（観）委員 ということは、いまの御答弁ですといわば米を原料として清酒ができるまでの過程でそれが生まれたから、したがつてそれはいま

の酒税法上でもそのまま読めるのだ、こういう解釈だと思つていいですね。

○小泉政府委員 ちよつと御説明が不足かと思いますが、清酒を製造いたしますために、同一の製造工程の中で米粉を使いましてこれを糖化して使用するということは何ら問題ないわけでございます。てき上がりました糖化液を製造場外から持ち込みまして、これを仕込みの工程の中に投入するということになります。これは別の問題が出てくるわけでございます。

○佐藤（観）委員 その問題についてはまた後からお伺いしたいのでありますけれども、私がお伺いしたいのは、酒税法の施行令に、清酒の原料として糖類というのはブドウ糖と水あめということになつてゐるわけですね。ところが赤ぬかを除いた部分からできるものというのは、これは糖化液といふことを言われましても、酒税法上はでん粉質物分解物というきわめて舌をかきそうな名前のものであつてゐるわけですね。私が疑問に思ひますのは、いまの御答弁のように清酒をつくる過程でそれができるといふことでございますが、第一の疑問というのは、清酒の原料といふ中にはそのぬかの部分からできましてでん粉質物分解物といふのは酒税法上入つていないのです。ところが、合成清酒の原料の中にはでん粉質物分解物といふのはちゃんと入つてゐるわけですよ。入つてゐるといふことは、従来の酒税法からいけば、このぬかの部分から、技術が進歩してきたでん粉質物分解物、通称糖化液といふのは、これは清酒の中の、清酒の原料とは認めてこなかった、こういう酒税法の体系で今日まで来ているのじゃないのですか。

○小泉政府委員 そのとおりでございます。○佐藤（観）委員 そうしますと、いま間税部長から御説明があつたように、だんだん技術が進んでこつてゐるものができるようになったこと自体、私は技術の進歩というのは人間の勝利だと思ひます。で、このこと自体は否定をしないのであります。ただ、いま御説明があつたように、従来、つまり

これだけのイオン交換樹脂を使えない段階で酒税法ができていた時期には、それは使われないでほかのところに、業者に売つたりしてゐたわけですね。この赤ぬかを除いたぬかの部分、米粉というのは外に出してゐたわけでありましても、技術が進んで今度はそれが使えるようになって、お酒の原料といふか、糖類の部類に入るものとして使えるようになってきたわけでありまします。

そうしますと、私は非常に問題だと思ひますのは、酒造組合中央会でラベルをつくつてゐるわけですね。製造過程で、でん粉質物分解物といふのを含めてお酒をつくつた場合には、これもこの原料名といふ下のところには米、米こうじのままでいいとされてゐるわけですね。そうしますと、従来のように、悪く言えば米ぬか、きれいに言えば米粉、これを入れないでつくつた清酒も、それからそのお米の周りの部分、もちろん赤ぬかは除きますが、周りの部分でこれをイオン交換樹脂でつくつて、糖化するか、アルコールにするかは各段階で別といたしましても、そういうものを入れたものも、原材料名は米、米こうじで済んでゐてしまふといふことは、これは飲むわれわれ消費者、国民の側から見ますと、一体これが一緒でいいのだろうか、これはちよつと消費者をごまかすことにならぬだろうか、酒税法自体がいまの新しい技術に沿つてゐないのじゃないだろうかといふ、大変素朴な疑問を持つわけでございます。

大臣、話はむずかしい話じゃないので、いわは米粉、きれいなぬかから技術的につくつて、それを米のしんだけでできた清酒、これと、いまやまぜることも技術的に可能になつてゐるわけでありまします。まぜないものとまぜたものをこの米、米こうじといふ表示でやつてしまふといふのは、消費者から見れば大変ごまかしたことになるのじゃないだろうか。私は、技術が進むことも、限られた米をなるべく有効に使うことも、これはそれなりに、その面ではいいことだと思ひますが、飲む側から見ますと、従来使わなかつた米ぬかの部分をまた技術的に進歩させて、そしてアルコール

ルとして使うかあるいは糖類として使うかは別といたしまして、もう一回入れるというのと、従来の米のしんの部分だけ、白米だけを使つてつくれたものと同じ、米、米こうじの原料名として国民の皆さん方に飲んでくださいというのは、これは酒税法が少し技術の進歩におくれているのではない、消費者をごまかしていることになるのじゃないだろうか、こう思うのでございます。

きわめて常識的な問題だと思つてますが、大臣、いかでございませうか。

○渡辺国務大臣 私は知識がないので、何でそれなら粉をつくらすに、まるまる酒にしちやつた方が手取り早くいいんじゃないか、私はそう思うのですよ。

そのことで、あなたの言わんとするところは、これは二〇％までみがかれたお米だけの酒です、これは米粉と酒のまぜ合わせたもので、どこかで表示をしろというような意味かなと思つてばくは聞いておつたのですが、それも一つの考え方でしょう。しかし、それを言つと、それじゃ灘あたりで売っている酒は、田舎の酒をみんな、栃木県の酒も灘で売っているわけ、いわゆるおけ売りというやつで、あれはみんな何種類かまぜるそうですね。どこそ産何％、栃木産何％、神戸産何％と言つたら、灘の酒は商売にならなくなつちやうのかどうか、そういう問題にも発展するんじゃないか。灘の酒と言へば、灘でつくつたものと思ひますからね、みんな。ところが實際は、自分のところで作るのは、もう三〇％、四〇％しかないというところもあるらしい。けれども、やはり灘の酒で、逆送されてくるわけですね。それで、まぜた方がいいとか何とか、私はわからぬが、そういう問題との関係はどうなのか、だから私は調べないで、ここでそれは米と米粉とを分けた方がいいですと、いますぐ残念ながら――気持ちにはわかるんですよ、あなたの気持ちと私も同じ気持ちだが、技術上いろいろという問題があるか、検討してみたいと思ひます。気分

は本当に同じでございませう。

○小泉政府委員 恐縮ですが、補足して申し上げたいと思ひます。

先ほども、御説明がちょっと不足でございましてたけれども、同一製造工程内で米粉を使いまして糖化液にいたしまして清酒に入れるといった場合は、これはもとが米でございませうので、米であるという解釈で米ということになるわけでございますが、先ほど御指摘の、しからば表示はどうなるか、こういう問題になるわけでございますか、表示につきましてはやはり業界の考え方というものが大事でございまして、たとえばそういった糖化液を使ったものをまぜた純米酒というものがあつて、得るかというところになりますと、これはかなりそれぞれ考え方が変わるといふこととございまして、業界では現在、その糖化液を利用した、あとは米といたした場合に、これは純米酒という表示は避けようじゃないかというふうな議論が進んでいるといふふう聞いております。

○佐藤（観）委員 いま間税部長が一番最初に言つた話は、確かに酒税法を読んでみますと非常に不思議なのは、米こうじだつて米なんですよ、原料はそれはちゃんと列挙するようになってゐるわけですね。この法律のたてまえの掲名主義といふのは、非常に米の原料かいろいろ製造過程で変わってくるものだから、そして清酒にまでなると、むずかしいといふか、なかなか法律に書くときに御苦労なさると思ひますのであります。

そこで、なぜ私がこの問題を問題にするのかといひますと、いま申しましたイオン交換樹脂を使つて、この米粉あるいはぬかの部分からこういった糖分なりあるいはアルコール発酵までさせたものを使うと、一体コストはどのくらい安くなるんのですか。

○小泉政府委員 経済的なメリットを考えますと、これはやはり合理的なものといたして、たとえば米二五％に精白の一キロの値段は千六百六十円といふこととございませうが、それに対して

米粉を使う場合にはかなり安くなるというようないふことは言へると思ひます。

いづれにいたしましても、もとは米粉でございませうが、先ほど御指摘のように、その過程で変化をいたしますが、同一工程内における変化といふのは、そもそも酒の醸造についてはいろいろな形に変化するわけとございまして、その中間過程を糖であるか米であるかといふふうな議論は私どもは避けておるわけとございませう。

○佐藤（観）委員 私はもとが米であることを何も否定してないのですよ。ただ、それは従来、いま大臣がいみじくも言われたように、米をみかいで、その部分は使わないで、おせんべいにしたり、飼料にしたりしてそちらへ回していたものですよね。これを今度技術が進んで、糖化したりあるいはアルコール発酵させたりして、イオン交換樹脂といふものを使って清酒の中に入れることが出来るようなものまでできるようになつたわけですよ。ですから、それをごっちゃにしちやうといふのは、まず一つは表示の面からおかしいのではないかと。

それで、もう一つ私が指摘したいのは、いまはつきり言われませんでしたけれども、私の聞いたところでは、これを原料として入れますと、最大見積もつてコストが米だけの場合に比べて二十分の一ぐらいになるというのです。それから、これをブドウ糖のかわりに使うと約半分ぐらいになるといふのです。この米粉なり白ぬかなりを原料としてイオン交換樹脂を使う機械といふのは、安いもので大体一千万ぐらい、大きいものになると五千万ぐらいするわけですよ。そうすると、これを使えば二年か三年ぐらいで完全にこの機械はペイできるといふ、こういうしろものなんです。ですから、大臣聞いていただければわかるのであります。

か、だれでも、それじゃひとつこの糖化液を全部有効に利用していきたい、とどんどん中小零細の酒造業者もぜひこれを使いたいといふふう考えるのはあたりまえだと思ひます。

ところが、いま間税部長から言葉の端々で出て

おりましたけれども、この一千万から五千万するような機械を備へつけて自分の工場の中につくる場合には、これはちょっとおかしいと思ひますけれども、現在の酒税法で許されて、略称この白ぬか糖化液といふのは使えるわけとあります。ところが、この白ぬか糖化液をよその工場から買つてきますと、先ほど私が読みましたように、清酒の原料にはこの白ぬか糖化液といふのは入つてないわけですよ。正式に言ひますと、先ほど申しましたように合成清酒にはでん粉質物分解物といふ名前が入つていなければならない、清酒の場合には、これを他の工場から買つてきて、そして自分の工場に入れてコストを安くしようとするこれは使えない、こういうことになつてゐるのです。間税部長、間違ひありませんね。

○小泉政府委員 そのとおりでございます。

○佐藤（観）委員 大臣、いまお聞きのように、中小零細にしてみれば、おけ売りにいたしましてでもどうしても大メーカーの方にたたかれるといふこととでありますから、できる限りコストを下げたいと思つてゐるわけとありますけれども、いま申しましたように大企業は機械を入れて、そうして二、三年でペイできるぐらい大変なコストを下げるのとがこれによつてできるわけです。ところが中小零細の方は、これがまだ近代化資金の方に入つてないといふ点もいろいろありますけれども、よその業者がつくつたのでん粉質物分解物、略称白ぬか糖化液といふものを使おうとしますと、使えないんですよ。これは大臣おかしいんじゃないですか。

弱い中小零細の企業こそこういったものも使つていいというならば、表示はどうするかはまた別といたしまして、使つていいというならば、これだけの機械を備へる業者にも税法上ちゃんと備へるようすべきだと思ひますが、どこか私たちの言つてゐることが違つてゐるのだったら、ひとつ大臣がお答えになる前に、主税局長でも間税部長でも結構ですから、もし私の見解がどこか事実として違つてゐるのなら説明していただいて、ひと

つ大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○小泉政府委員 その前にもう一点触れさせていただきますが、おっしゃる様に制度的には同一工程内で米をみがきまして、その米粉にしたものを今度は糖化してきれいにし、それで前の米と一緒に酒をつくるといった場合は、これは当然認められるわけでございしますが、その量を、出たもの以上は外部から糖化液として購入いたしました追加するといった場合には、その製造場外から入ってくる状態では糖化液でございします。これは非常に糖分の多いもので、糖類に近いものになるわけですから、そこではやはり米ではないという解釈になるわけでございまして、使用はできないということになるわけでありますが、問題は糖化液を使用してできた酒質がどういふものになるかということも関連いたすわけでございまして、実はやはり製造管理を注意して行えば酒質は特にならぬものではないというふうな技術的な見解も出ておりますが、この製造管理を行うことについてやはりかなり注意をしいかないと、できる酒質というものについても問題が残る場合もあるというふうなことでございしますので、外部から糖化液をふんだんに購入して追加してこれが米の酒であるということについては、かなり一般の理解が得られるかどうかという点について問題が残るのではないかとこのうふな感じもございします。

○佐藤（観）委員 品質の維持については、これはまた技術的な問題があつて、いろいろなことができる、私は可能だと思ふのです。問題は、これはいわばブドウ糖と水あめがまじつたようなものとしても使うことができるわけですから、したがつてこれは糖類として使うこともできるわけですね。ですから、いすれにいたしましても、同じ過程で、自社工場の中でそれができた場合にはいまの酒税法上できるけれども、同じようなものをつくる専門家がたとえあつたとして、専門工場があつたとして、同じような品質のものが安くできて、それを自分の工場ではなくて他の工場でできたものを買つてきて入れるということは、たと

えば条件が同じ品質だとすれば、これは酒税法自体をそれに合わせてやるということにしなければ、これは酒税法上、大企業のもう一つの機械を設置できる力があるものはやれるけれども、力のないものはできないということはおかしいことになると思ふのです。大臣、どんなものでしょうか。

○渡辺国務大臣 私は、いまこれは初めて聞いたので実態がよくわからないし、あなたの話を聞いている限りでは全くそうだなという気がするのです。しかしながら、問題点もあるのではありません。ういふものがあるか、それによつて二十分の一のコストが安くなるということになれば、米の量が少なくて済むという話にあるいはなるのかどうか。今度は米が余り少なくなつては困るわけですから、米が余つてしまふわけですから、それならそのようにしようといふのはつくらせないと認めないとか何かしなければ、われわれとしてはお米の問題、これは非常に酒と米というは密接不可分の関係ですから、そこらの点をどういふふうにするにメリット、デメリットが両方出てくるか、これは真剣に検討します。私はいますぐ結論は申しませんが、あなたの言うことも聞く限りでは全くもつともだして、しかし私も知識がないからもつともだと言つていて、知識があつたら違つていたなんてまた後から言えなくなりまして、どうぞひとつ……。

○佐藤（観）委員 そう御謙遜なさらずに、私は、冒頭言いましたように、常識問題としてそんなむすかしいことを聞いているつもりはないので、確かにそこで品質が非常に著しく悪いということになればこれはまた問題だと思ひますけれども、原則的には自社工場であつた他の工場から入れたものであつたら、同じものができる可能性が十分あるわけでありまして、これはひとつ酒税法施行令の第二条の二のところに「ぶどう糖」と「水あめ」とある、いわばこの混合でありますから、ここに合成清酒の原料にあるでん粉質分解物といふのを入れることができることになるわけでありまして、ひとつ十分検討してもらいたいと思ふのであります。

であります。

あわせて、いま大臣はさすが農林大臣をやられただけに絶えず米の問題が頭にあるわけでありまして、すけれども、まさに大臣が言われたとおりなのです。この方向へいくということは、一面では大変御苦労なさつてつくつた米を大変有効に使うという方向からいいますと、これは逆行するわけですね。

もう一つは、きょうは詳しく触れる時間がありませんけれども、清酒業界の安定ということから言いますと、いま何といつても過剰生産なのです。

（委員長退席、大原（一）委員長代理着席）

しかし、これをやりますとますます過剰生産になる可能性があるわけですから、同じ一トンなら一トンの米からつくれる酒の量というものは大変多くなるわけでありまして、大変過剰生産になつていくわけでありまして、ですから、これは現場の中小の清酒業者から言わせれば、何だ、いままで行政が指導してきたことと違つていふやないか、なるべく米の消費を拡大しなさいと言つたのに、一つの米からより多くの清酒ができるようになってしまつた。それからなるべく、量を少し少なくして、ある程度生産者にも、いま二千八百五十の業者ですから、だんだんおかつ減りつゝあるわけですね。というところで、そのためにはある程度生産量をお互いに、いわゆるカルテルを結ぶという意味じやなくて、なるべく減らしていかなければならぬというところで今日まで行政指導で来たものが全然逆方向を走つていくわけですね。その面では大変重要な課題なわけでありまして、どうぞひとつその面からこの問題について考えてもらいたい、こう思ふのでございしますが、もう一言大臣の御見解をお伺ひしておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 ただいまお話があつたように、これは場合によつてはもう刃の剣になる可能性もありますから、これは使わさるべきものなのか、使わさるとすればやはり競争かできるようにして

やらなければならぬ。同じ競争条件をそろえなければならぬ。だからそうした場合にどうなるか、そうした問題も含めて真剣に検討します。

○佐藤（観）委員 まさに競争条件を一緒にすること、それから現場から言わせれば、一体これでもちろん先ほど品質表示の話がございましたので、その点も十分検討してもらひますが、日本酒といふものが何か味が悪くなつたじやないか、やはり表示だけはつきりしませんが、国民、消費者を欺瞞することになるので、ひとつその点も日本酒といふものは本場に国民の酒として品質がいいといふようなものにしていくために、そういう観点から一体これがどうなるのだろうかということも十分考えてもらわなければならぬと思ふのであります。

最後にもう一問は、先ほどちよつとおけ売りの話でございしましたけれども、大臣の御見解を聞いてみますと、どうもおけ売りといふものにはちよつと否定的なようなお言葉遣いで、ございしましたけれども、私はいまの中で原料から最後の商品まで一貫して自分の工場をつくつていけるものはないので、自動車だつて全部部品はおのおのの工場の下請でつくつていくわけ、いわゆるおけ売りと言われるものは一つの灘なら灘の酒ができるまでの協力工場だ、生産協力体制だといふふうに考えればいいのであつて、これを何か全然別のものでプレンドしてゐるというのは大変知識が薄弱なもので、杜氏もそれなりの指導があつて、それに合はぬものだったら買つてくれないわけでありまして、から、いわばこういふ下請体制といふのでしようか、あるいは一つの清酒ができるまでの協力体制だと考えれば、何も清酒だけに限つたことではないわけですね。それはそういうふうな理解するのが正しいと私は思つているのであります。

もう時間がなくなりましたので、そこで問題なのは、いわゆる未納税業者と申しますか、一般用語で言うおけ売り、こういった人々はどうしても大メーカーにおけ売り価格が大変支配されやすいということが生産の不安定を招くし、今後の維持

の体制にも大変苦しいわけであり。きょうは
余り時間ありませんので、余り細かいことは言
いませんが、こういう指導はどうなのだろうか、
これは業界の中でも意見があるようでありま
すけれども、御存じのように、いま各一年ごと
に生産量というのを買い方と売り方が契約を
してやっています。一年ごとでは売方にして
みて、生産体制をいろいろな意味で整えてい
くのも大変長期的に物が見えないわけであ
ります。したがって、ここでひとつ三年契約
ぐらいの、もう少し長期の契約ということを
指導してみたらどうだろうか。ただし、経
済は動くものでございまして、消費に直結
するものでありますから、しかもとっておか
れないというものでありますからなかなか三
年まではむずかしいということでは、主契
約と補助契約というのでしようか、一定量
の大きな量というのは主契約にしておいて、
あとは、端数程度の細かい部分はサブ契
約のようなものにしてつくる方がもう少し
長期的に生産体制が組めるような体制とい
うのを考える必要もあるんじゃないだろう
か。一体これをやった場合という弊害が出て
くるんだらうか、国税庁の方でもいろいろ
と頭を悩ましておることは思うのでありま
すが、若干その点について御意見をお伺い
しておきたいと思つております。

○小泉政府委員 未納税取引の御指摘で
ございしますが、私も行政の立場から、売
る側と買う側ともに特色を出して日本酒
の品質を高め、しかも取引が安定して継
続していくようにということをお願いいた
してございします。その一つとして御指
摘のような注文生産制、注文生産契約とい
うものを買い側と売り側で結んでなるべく
長期的な契約のもとに両者安定した取引
が行われるということが基本でございま
す。それが、一年が二年、二年が三年と長
ければ長いほどいいわけですが、それを期
待したいわけですが、実は逆に申しますと
酒類の需要というものが意味では変動期
に参つておりまして、特に清酒に關しま
しては市場の状況もなかなか厳しいとい
う状況もございします。生産計画が必要
にマッチするということも大切でございま
すので、そこら辺も留意しながら今後も
検討していきたいというふうに思ひます。

○佐藤（観）委員 確かに言われるよう
に、インフレの度合いとか何かによりま
す。逆にもろ刃の剣になつてしまふ可
能性なきにしもあらずなんでしょう。な
かなか検討を要することだと思ひます
けれども、いすれにしろ、お互いここ
で審議している者は日本の酒を發展さ
せていくようにという共通の意識があ
ることは間違いないと思つてゐる。そ
のためにはどういふふうにしていくか
というのをわれわれも具体的に考えな
がらいかなければならぬと思つてお
りますので、今後とも、酒税法の審議
のときのみ清酒なりウイスキーなり
のあり方を考えるというのでなく、常
時こういつた問題も議論するといふ
ふうにしていきたいと思つてゐるわけ
であります。きょうの質問はこれで
終わります。

○大原（一）委員長代理 沢田広君。
○沢田委員 わずか十分であります
が、さきに宿題になりました問題につ
いて大臣からひとつお答えをいた
だきたい。忘れましたか。――補
助金の整理の問題について検討して
いただくというところで時間を与
えたいと思つてゐるわけでありま
す。きょうの質問はこれで終わ
ります。

○小泉政府委員 酒造組合の御指摘
で、私どもの方からお答えしてござ
います。酒造組合等は政治献金は
いたしてございせん。これは酒税
の保全及び酒類業組合等に関する
法律に基づいて設立されてい
るわけにございまして、政治
的な献金はいたしてございせん。た
だ清酒製造業者あるいは小売業者
有志の方々が政治団体をお
つくりになつて、そこで政治
献金というふうな行動はあるや
に何つておられますが、これは
自治省に届け出て政治活動を行
つておるというふうにしてござ
います。

三三

○渡辺国務大臣 財政再建を
実行していく上におきまして補
助金問題はやはり一番大きな
問題の一つでございします。十四
兆五千億もあるわけですから、
やさしいが現実には非常にむ
ずかしい。私も千七百億
円近く補助金整理をやつた
わけですが、結果は六千五百
億もふえちゃつたといふこと
であります。しかし、その
ふえたものの大きいものは
何だといふと社会保障と文
教といふことになつてくる
わけにございします。したが
つて、そういうような問題
も含めまして補助金の見直し
、中身の理解がどこまで得
られるか、こういうものも含
めて根本的にひとつ洗い直
しをやつてみたいと思つて
おります。

○沢田委員 短い時間な
ので、さきに申し上げました
自衛隊の退職予定者の就職
援助業務補助に一億四千
六百四十万も出てゐる。ほ
かの公務員やほかにはない
ぞ、そういう問題も挙げた
ら、ダンブカーの補助も五
千二百二十四万も出てゐ
る。これは、問題は選
択なんですか。問題は、酒
によって庶民が負担をする
のか、がまんをしろといふ
ところはがまんをしろとい
ふところはがまんをしろとい
ふところはないのか、だか
ら、千六百八十億補助金
を切つたけれども結果的に
はふえちゃつた、しかも
もつとやればできるところ
もあるのではないのかとい
ふ問題について実は明確
にお答えをいただきたい
なかつた、こういうこと
なつてゐる。

○沢田委員 すから、全
国小売酒販政治連盟の方
の御関係はあります。た
だし醸造の御関係は陰に
隠れてしまつております。こ
れは法律的にできない
から実態的にはそれぞれに
割り当てて、割り当て
られたものをそれぞれ処理
しておる。今度のダブル
選挙の場合も内容はな
かなか私の手元には、
まだ締まつてないから
出せないといふことで
ありますけれども、三月
三十一日といふことで
最終的にはそれが取り
まとまつてない、こ
ういふことではござ
いします。後でこの
点は御報告いた
だけるというふう
に解釈をしてよろ
しいですか。

三三

○小泉政府委員 申し上げ
ましたように、酒造組
合等は政治献金をいたして
ございせんが、自治省
に届け出られた範囲
での献金額といふ
ものは、これは自治
省の所管でござ
いますので、自治
省の方から御説明
があらうかと思
ひます。

○小泉政府委員 申し上げ
ましたように、酒造組
合等は政治献金をいたして
ございせんが、自治省
に届け出られた範囲
での献金額といふ
ものは、これは自治
省の所管でござ
いますので、自治
省の方から御説明
があらうかと思
ひます。

○小泉政府委員 申し上げ
ましたように、酒造組
合等は政治献金をいたして
ございせんが、自治省
に届け出られた範囲
での献金額といふ
ものは、これは自治
省の所管でござ
いますので、自治
省の方から御説明
があらうかと思
ひます。

三三

○沢田委員 それは当然自治省の方ですが、私の方が質問をするに当たって自治省の方に申し上げた限りにおいては、いまの答弁のような段階で未熟であつたわけですね。ただ、私の質問に対して大蔵省が酒造組合あるいは小売店というものの、小売店には現実にはこうやってあるわけでありまして、その内容を——当然公表されるべきものから、守秘義務の範囲にはこれは入らないと思うのです。その公表された結果について当委員会に、あるいは私にということになりますか、提示する用意はあると解釈してよろしいかどうか、こういうことであります。

○小泉政府委員 酒造業者あるいは小売業者の方々の個々の政治活動については、私ども所管外でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

○沢田委員 それはそのとおりの返事しか来ないだろうと思うのです。しかし、内容的に見ると、そういう問題を起ししやすい条件を持っている、こういうことを考えて、われわれは判断をしていかなければならぬ、こういう立場ですから、あなたの方で答えなければ、三月三十一日になれば一応全部書類は届くわけですから、あなたがいやなら私の方で調べてやりますから結構ですが、ただ、そういうものによつて酒税は動かされてはならない、そういう懸念で申し上げたということでありまして。とにかく大臣、もう時間がありませんが、酒税は日本が五・四、アメリカは一・八、イギリスは四・八、フランスは一・五、イタリアは〇・四。酒税の占める割合から見ますと、いつも大蔵大臣が挙げる例を今度は逆に私が持ってきたわけでありまして、日本は酒税の占める割合はきわめて高い。それだけ国民生活に与える影響は大きい。特に、実質賃金が低下をしている、景気も停滞をしている、こういう状況の中で、私は値上げはするべきではない、こういう判断に立つわけですが、先ほども述べたように、せめて大衆酒と言われるようなものについては再考されることを望んでやまないわけですが、そろそろ時間が

参りました。

以上で私の質問は終わりますけれども、先ほど述べた補助金の整理統合等での程度金は生み出される。これだけぐらになつていただいたら、こんなにもむだがあるのかなというのを感じられると思う。時間があればこれを皆読んで大蔵大臣に説明してあげたいのですが、それができないので、それから残念ですが、この中からその程度の金は出してくるということをご理解をいただきたいと思います。問題は、選択の場合の優柔不斷が結果的には国民大衆に迷惑をかけて増税に走る。もつと思ひ切つて、いわゆる小さな政府、むだな特殊法人というものに対して厳重な審査をやつていくという中から、これくらい金は生み出されるのではないかと。もつと大蔵大臣は勇気があつた。実は私は信頼してゐたのでありますが、官僚の圧力に負けたのか、あるいは自民党の族、族に負けたのかわかりませんが、その点はきわめて残念な極であるということをお願いして、私の質問は終わりたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 先ほど自衛隊の就職の補助金、それはどういふわけであつたんだ、大体私が言ったのは間違ひなかつたようですが、もつと詳しい担当者がおりますから説明させます。

○沢田委員 次の時間の方に申しわけないですが、追つてまた別の機会にお伺いさせていただきます。終わります。

○大原(一)委員長代理 堀昌雄君。

○堀委員 資料をちよつとお配りをして、皆さんにも見ていただいて議論をさせていただく方がよろしいと思ひますので、ひとつ資料を配らしてください。

先般の大蔵委員会に酒類の参考人をお招きをしていろいろとお話を伺いました。その席でちよつと取り上げた問題ですが、そのときは大臣も主税局長も御不在でありましたから、もう一遍その中の問題点のおさらいを少しさせてもらいたいと思ひます。そこで、きょうは農林政務次官にも入つていた

いただきましたし、渡辺さん、かつて農林大臣経験者でもございますから、少し酒の基本問題をやつてみたい、こう考えているわけでありまして。

さつき同僚の佐藤観樹議員も申しましたけれども、その国々でその国の酒というふうな考へていく酒類があると思うのです。そういう式の酒というのがわりあいはつきりしないのはアメリカではないかと思ひますが、イギリスはやはりスコッチの国、ウイスキーというのはいまイギリスだとわかれわれ考えますし、ブドウ酒となれば、世間各国あるわけでありまして、これはやはりフランスとかドイツとかいうふうな考へます。ビールとなると、これも世界各國ありますが、これはドイツかなと思ひます。日本酒というのはいまはナショナルブランドの酒というものはおのの国がそれなりの配慮をしている、私はこう見ているわけでありまして。

さつき沢田さんから、税の総額の中に占める酒税の割合の話も出ましたけれども、私は日本の場合には酒税は決して諸外国と比べて安い国ではない、こういうふうな考へるわけですね。

その中で非常に問題があるのです。その問題は、さつきあなたも佐藤観樹議員の質問に答えて、競争関係にあるものは競争条件が等しいことが必要だ。私もこれまで長く国会で議論をして、私の経済的な基本の立場は、市場メカニズムを生かすことによつて経済がスムーズに動くべきである。だからそれは競争原理だ。競争原理というのは常にイコールフットイングで競争をやるといふことになければ不公正な競争になるというところは間違ひない事実なんですね。大臣、そういうふうなさつきもおっしゃいましたが、ここだけはちよつと確認をしておきます。

○渡辺国務大臣 その方が望ましいことは間違ひありません。

○堀委員 大変慎重な答弁ですが、それでよろしいでしょう。そこで、実は今度酒類の問題を少し細かく調べ

てみました。細かく調べてみて象徴的に一つだけきょう皆さんのお手元に資料をお配りしたのですが、これは大蔵省の資料でありますけれども、昭和四十年の清酒の原料米価格、六十キログラム当たり六千九百二十六円、これを一〇〇として、昭和五十四年の原料米価格は一万七千三百七十九円ということで、指数が二五〇・九、二・五倍に実は原料米が上がつておりますね。

それから今度は、最も近いものがビールなのでありますが、このビールは、国産麦芽は昭和四十年にトン当たり八万四千円であつたものが今日では——横との比較の都合で五十四年で比較しますと、トン当たり二十七万七千円になつておるわけですね。これは三三〇・三・三倍になつておる。

次に、輸入麦芽はどうなつておるかというところ、昭和四十年にトン当たり六万六千円であつたものが、これを一〇〇としますと、五十四年が八万四千八百円、指数では一二八ですね。わずかに約三割しか上がつていない。これはいま日本の農産物はすべて実は大変高い農産物になつて、原料を海外に求める者は非常にコストが安く、こういうことなんですね。

横に生産者価格、税込みと、その税抜きのもあわせて出していただいて比較をしてみました。特級、一級とありますが、二級とビールを比較をいたしてみますと、この括弧の中に入つておるまところの税抜きの生産者価格、これが二級酒は昭和四十年に二百五十四円七十六銭でございまして、それが今日五百九十一円五十六銭になつておるのであります。三百三十六円八十銭の間に清酒の生産者価格は上がつておる。これはもちろんいまの米が上がつておるものだから、こういうふうにならざるを得ない、こうなつておるわけですね。それでビールはどうかといひますと、昭和四十年に生産者価格が四十二円四銭だつた。それが今日六十八円八十三銭で、その差は二十六円七十九銭しか上がつていない。ですから、大抵いまの清酒は確かに税率の点ではビールよりは低いのですけれども、これだけ片一方は原料米が上がる。

ビールの場合でも、国産麦芽を使えばいま米以上に上がっているですね。昭和四十年からの十五年間に三・三倍になっているのですよ。ところが、片一方はわずかに三割しか上がっていないから、輸入麦芽を大量に使用しておるビールというのは余り値段が上らないで済むのだ、こういうことになるのです。この現象は、単にビールだけでなく、ウイスキーにもブドウ酒にもあるのです。ブドウ酒というのは、私は、大体バルクで輸入したブドウ酒とまぜるだけかなと思っていて、国税庁の方に来ていただいて詳しく話を聞いてみると、いや、なかなかそうではなくて、これはもう干しブドウで輸入をしたり、搾汁で輸入をしたり、濃縮搾汁で輸入をしたりして、それにバルクも加わってできている。ウイスキーも、原料麦芽が輸入をされている、モルトも輸入する、こういうことですね。輸入をせずにやっているのは、実は清酒だけなんです。だから、私は、この間その問題で参考人に伺いましたら、大関酒造の長部さんが、私はいまカリフォルニアで清酒をつくっておりまして、カリフォルニアでは米が三分の一の価格で入ります。そこで、その清酒をつくっておるが、国税庁からはそういう酒は輸入しないようにしてくれ、こう言われている。どうですか国税庁、この事実をちょっと伺っておきたいのだが。

○小泉政府委員 国税庁ではそういう指導は行つた覚えはございません。参考人の御意見のお話は農林省の方のお話かと思いましたが……

○堀委員 酒の輸入はあれでしょうが、農林省に発言力があるのかしら、大蔵省に発言力があるのかしら、どっちがこれは主管ですか。

○小泉政府委員 事実を申し上げておるわけでございまして、私もはそういうものを輸入してはいけないというような指導はいたしております。

○堀委員 そうしたら、農林省どうですか。

○志賀(節)政府委員 私も農林水産省は全く発言権ございません。

○堀委員 わかりました。それではこれは今度長部さんにぜひ一遍輸入をしないかということをするてみようと思つたのです。ということは、私は、それでは安い酒の米を割り当てたらどうかという話が出てくるかもしれないけれども、これはもう現在それでなくても逆ざやになっておる米にさらに価格差補給金をつけてそして国民に飲んでもらうというは財政上いかがか、こういうふうにするのです。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、私はきょう農林政務次官に入つていただいたのは、あなたも政治家として、酒がこういう競争条件が全然違う。片一方は原料をほとんど輸入できる。多少国産も使つてはおりますけれども、主たる原料が輸入になっておる酒類と国産の米しか使えない清酒が、これから競争していつてどうなるか。私は大体この生産量の経緯を見ております。これはもうついに峠を越した、こう見ているのです。

私はかつて、昭和三十五年に当委員会であつた酒の問題を取り上げて論議をしました。そうして当時は酒類業界はともかく縮小再生産、酒をできるだけつくらないで、そのことによって自分たちがうまく売れるようにしよう、こういう時期だったのです。それを私は、とんでもない、米はいっぱいあるのだ。いまのそのシステムは米がなかった戦時中のシステムではないか、システムを入れかえろ、とどん米をやりとすることで、欲しい人にどん米を渡すようにいたしました結果、清酒の数量はかなりふえてきたわけです。それは私はなぜそう言つたかという、清酒だけの競争じゃないぞ。ビールやウイスキーとこれから競争だ。その競争にともかく縮小再生産で勝てるか。ともかく米をしっかりと出していい酒をより安く国民に売ることによって、清酒が生きていく道はこれしかないと言つて、しりをたたいてずいぶん米を渡しました。結果的にはずいぶんふえてきて、いま私が資料で拝見しておるところでは、昭和四十五年からの資料しかここにはないのだけれども、四

十八年には四十五年の使用数量を一〇〇とすると一四・六までは米の使用量がふえたのです。が、五十四年は一〇〇を切つて九六・三とダウンしている。このダウンは私はもう回復できないダウンだと思うのです。これから年々このダウンは先に行く。なぜそうなるかという、世代がどんどん変わつてきていますから、いま日本酒を飲む世代はやや老齢化へと、それからだんだんと減つていくという方向にあるわけです。若い人は日本酒を飲むもうなんという人は大体余りないのです。

ビールを飲むウイスキー飲むか、あるいはしょうちゅうの変わったのを飲む人もいふでしょうけれども、これはリキュールのようなやつにしないで飲んでいくわけで、清酒は若い人にはなかなかなじまない。だからこれはよほど考えておかないと、これから急激な下降線に入るといふのが私の見通しなんです。この清酒業界の見通しなんです。それならこれは基本的に清酒に対する対策、要するにナショナルブランドの酒がともかくいろいろ農産物価格が高過ぎるとか税率が問題があるというふうなことだけでとどん米とどん米だめになつていいのかどうかということ、これは私は大変検討しなければならぬ問題だ、こう思うのです。大蔵大臣どうでしょう。

○渡辺国務大臣 これは非常に重要な問題です。酒を飲まなくなつたといふのはいろいろありますが、一つは、値段がもろとどん米の値上げで上がつてきたということで、競争に負けてきたということが一つ。そこへもつてきてビールのようなものがほとんどが麦芽ですから、長い間値上りしなかったわけです。そういうようなことでビールが非常にふえた。ウイスキーもふえた。若い人はあなたのおっしゃるような傾向だということですから、私は今後の問題として、やはりナショナルブランドとして酒を残すことはいろいろな面で非常に重要なことです。いま米の生産を制限をさせたり何かもしていますが、やはり日本の酒というのは外国人も、最近アメリカなんか行つてもサケなんという英語がでちやうついているくらいです。

から、私はやはりこれは量が余り減らないように、政府としてもいろいろな面で考えていくことは真剣に考えていく必要があるんじゃないか。あなたと同じ考え方です。

○堀委員 そこで大臣、選択の道は非常に狭いのです。いいですか、要するに原料を上がらないようにしてやらない限り、競争はますますむずかしいですね、これはまだ上があるのですから。上の方が少なくなつてきたけれども、まだ上がある非常にむずかしい。これが一つありますね。

もう一つ、それを抑えるだけでなく少し下げてやるということになれば、これはまた大変プラスが出てくるわけですね。酒の値段がこで百円下がる、増税になつたけれども百円下がるということになれば、これは一つの大きな話題になつてくるわけですね。そうするためには、私はさつきちよつと申し上げたけれども、いまの国産の米を使つてそれに価格差補給金を出すなんという話はどうにもならないのですよ。

片一方、御案内のように対米貿易は非常にいろいろ問題があるわけです。そこで、どうぞひとつアメリカで酒米をつくつてください。アメリカでつくつた酒米を輸入する。これは三分の一の値段だから格段に安い。全部輸入するわけにいかないから、とりあえず日本の生産量の三分の一ぐらいをひとつカリフォルニアでつくつてください、それをひとつ輸入しましょう。アメリカは喜びますよ。何しろアメリカのものを買うということはアメリカにとつて大変いいことだし、喜ぶ。しかし、それは日本が米が余つておるのにおかしいじゃないかと言われるかもしれないけれども、これは競争原理の問題を目的に当たらに全体の人に見てもらふためには大変いい機会だと私は思っている。そして、これは財政資金が全然要らないのだ、要するに輸入すればいいのだから。だから、いまアメリカに非常にいろいろ問題のあるところアメリカに喜んでもらつて、財政資金を使わないで安い酒ができるということなんです。

農林政務次官、私は農林省で政府委員を入れるというからだめだと言ったのです。こういう話は政治家同士の話でなければ、役人の発想でこんな処理は絶対にできないです。ですから、あなたにここでそうしますという答弁までしてもらおうとは思いません、大臣もここにいないから。だから、ひとつ真剣にこの問題を大蔵大臣と協議をしてもらうて、それで三分の一ぐらい入れなければ値段に影響しませんから三分の一ぐらい入れる。いますぐというわけにいかない、アメリカだって米はそう余っているわけじゃないのだから。それで、米農務省が何かに日本ではひとつアメリカの安い米を輸入して安い酒を国民に飲ませたいと思います、ですからひとつつくってください、輸入します。これは伊東外務大臣、大喜びだな。これは今度アメリカへ鈴木さんが行くにはいい手みやげができたということになる。そうして、これはどこも問題なのです。

主計局長に入ってもらっておりますのでちよつと伺いたいの、米が余ってしまつて、一体過剰米の倉敷料だけは幾らですか。過剰米でオーバーランニングしている米の倉庫料、財政が負担している倉庫料は幾らですか。

○吉野(良)政府委員 突然のお尋ねで的確な答えはあるいはむずかしいかと存じますが、うろ覚えで恐縮でございますが、過剰米の年間の保有経費、つまりこれには保管料と金利両方ございまして、トン当たり大体二万円ぐらゐであつたかと記憶をいたしております。

○堀委員 それで量は幾らですか、二万円で金額の方を聞きたいのですよ。

○吉野(良)政府委員 現在処理の過程にございまして、いまゆる過剰米の総量は約六百五十万トンでございますから、これは年々少しずつ処理の結果減つてはございますが、五百万トンといたしますれば、トン当たり二万円でございまして千億円ということになるかと思ひます。

○堀委員 大蔵大臣、いまの話聞かれて、片一方では財政は大変むだなことをやっているわけ

ですよ。これはもう私はずっと昔に予算委員会でも、まだこういうふうになる前に米の問題を実はやったことがあるんです。そうしてそのときに飼料にでもしたらどうかなんて言つたら、農林省の人はとんでもない、もつたない、そんなことにするために米はつくつておりませんなんて言つていたけれども、いまそういうことになつてしまつたんです。当時私にその農林省の人は、先生そのうちにミカンがこうなりますよということを書いてきた。もうわかるんです、早くから。わかつていて手が打てないんだ。過剰になつてしまつたんだ。私は日本の農業政策というのは全く何をやっているのだからと思つて不思議でならないけれども、きょうは何も農業政策をやるつもりじゃないんで……

だから、ひとつ志賀政務次官、これ真剣に一遍考えてくださいよ。それは食糧をどうさわるかといつても、温室のまゝにして食糧をさわるかといつても、競争の問題がここに出てきて、それが事実になつてはね返つてきたときに、これは何とかしなければいかぬという形になるんですよ。要するに何かの圧力が入つてこなければ、長いかたいシステムを変えるなんといふことはできっこないのです。私も一遍に変えろと言つていないんじゃないんです。しかし、徐々になんとかしなければ、これでは財政再建なんて言つて、ともかく国民に減税は御勘弁願ひたいなんてことを渡辺さん言つて、そうして一千億円といふとかくむだな米の保管経費を使つていふなんといふことでは、私は自民党・政府は国民に顔向けできないという気がしてならない。だから、それは一遍にいかないから、そういうことのためにひとつ輸入を真剣に検討してもらいたいと思うが、大蔵大臣、政務次官いかがですか。

○渡辺国務大臣 これは理屈はそのとおりなんです。私もこういう議論が国会で行われるようになったということは大変な変わりようだと思つてゐるんです。ただ問題は、それが社会党の中でもうまくまとまるかどうか。自民党の中は現実の問

題としてなかなかまとまらない。ですから、本当に社会党の政審で決定をして持つてきてくれれば私はそれは真剣に取り上げますか、現実の問題としては外国からは輸入するなと、農産物の輸入はふえてけしからぬけしからぬとみんな言つてゐるわけですよ、各政党とも。したがつて、自給力を上げろ、国内でつくれ、しかしつくつても過剰は困りますよ、だから生産調整、水田利用再編をやつてください、それはけしからぬ、つくりたいのにつくらしたいじゃないか、それで米価は守れ、こういう議論が実際問題として横行しているわけですね。ですから私は、本当にあるべき姿というのは、日本の経済というのは世界全体の中にあるんだから、堀先生のようない意見が正論だと思ひます。しかし、なかなかその正論がいろいろな条件の中に実行できないというのも現実なんです。

そこでわれわれとしては、せめて競争条件というものを同じくするために、米の値段と生産者価格というものはブレイクをかけるというこれは事実ですね。消極的である、こういう御批判もあるかもしれないが、現実といふものはなかなかそう——正論どおりいけば一番いいんですが、それが残念ながらそこまで手が及ばない。したがつて、ここで臨時的に生産調整、これも何千億という金をかけて米の生産をやめさせておるといふ状況の中で、たとえ五万トンでも十万トンでもカリフォルニア米を持つてこい、売らしてみろと言つてもこれはちよつと御勘弁、これこそ御勘弁をいただきたいと思うのです。

○志賀(節)政府委員 お答え申し上げます。ただいま大蔵大臣がお話しになられましたとおり、堀先生の御意見もここに傾聴に値する御意見であると率直に存じます。従来の日本の農業政策のあり方はやはりそろばんを——〇〇％度外視してゐるような傾向がございまして、そのツケが徐々に回つてきておる、こういう気持ちで私は痛切に思つてございまして。今後の世界的な経済基調はいままでの上昇力のスピードが大幅にスローダ

ウンしていく、そういう中では特に考えていかなければならないこととございまして、私は非常に傾聴に値する御意見として拝聴いたしました。これからの日本の農業を取り巻く環境は事ほどさように厳しいのでありますが、同時に一方におきまして、国会決議をもつて行われまして自給力の確保ということもございまして、そのような競争原理を働かせることをも考慮に置きつつ日本の農業の適正化、合理化を求めるといふ、いわば二律背反的な状況の中で、しかしこの二つながら達成しなければならぬ、こういう狭間に立つておりますので、どうかそういう面からも、堀先生からの今後の特段の御指導を仰ぎたいと思ひます。ありがとうございます。

○堀委員 確かにいま渡辺大臣おっしゃつたように、党内にもちろん問題があると思つておるわけですが、私はこの前から戦後のシステムを変えようといふことを、どれもこれも言つておるわけですね。それを変えなければ財政再建はできないと私は思つてゐるんだ、いま申し上げたように。過剰米の倉敷料に金利を含めて千億も金を使つてゐるなんといふことをしながら、そして——それでは農民で税を納めている人は一体どのぐらゐですか。いま専業農家と一種兼業農家でどれだけの人が所得者で、どれだけが納税者で、その納税者の一人当たりの平均納税額がどうなつてゐるか、ちよつと主税局長答えてください。

○高橋(元)政府委員 農業でございまして、五十四年度の数字で申し上げます。

所得者数が百四十四万人、納税者数が二十一万人、その割合が一四・六でございます。営農業……(堀委員) いや、ほかはいから、給与所得だけ……(とつぶ) 給与所得者三千八百七十六万人中納税者はその八〇・七％に当たる三千二百二十八万人、これが五十四年度の計数でございます。

○堀委員 はい、結構です。平均納税額は、農業と給与……

○高橋(元)政府委員 恐縮でございます。

そこで渡辺さん、これはそんなにむずかしい話じゃない。税金を減らせという話でもないか。要するに、合理的にひとつやろうじやないか。いまの制度がある以上すぐ清酒だけ一本というわけにいくまいから、ひとつこの際は清酒と上級清酒と二つのランクに分けて、いまの二級は清酒にして、特級、一級を上級酒にして、税率は、ことし決まったものはしょうがないけれども、できたらこの国会の酒税法の中でこれを修正案にして特

級、一級のもの、平均税率にして処理するといふ
 くらいのことやってもいいんじゃないかと私は

思っているのです。ひとつ大蔵大臣の御見解を承りたいと思います。国税庁、時間がありませんからもう結構です。政治家の話を聞いておきたい

○渡辺国務大臣　それも一つの案だと私は思います。ただ、一挙にそこまで踏み切れるかどうか。

特級と一級というのは値段が違う。税率も違う。したがって、税金が減らなくするためには一級を皆特級の税金をかけてしまう、これはとても上が

り過ぎてため じや特級のものを一級のとこまで持ってきちゃつたらこれまた税が足りなくなる。だから真ん中にしたらどうだという御意見だと思

う。一級はさらにいまよりも増税になる。そこらに矛盾があるわけですね。また、二つにすると、いまの二級酒と三級酒の間の各差が一級二級の

今度の上総沼と二総沼の間の格差が一挙に開くわけですね。現実の問題として本当に酒の値打ちにそんなに差があるのかどうなのか。ここらも問題

意見ですが、ちよつと結論を出すのには時間が足らない、そう思っております。

（城委員）いまここで灌漑法を改正しようて言
てもそれは無理だからあれですけれども、私も参
考人の意見を聞きながら——大体舌先三寸でこん

な利差をつけるなどというのは全く合理的でない
 と思っている。そういうことをしているから実は
 酒がますます売れなくなってくるので、だから、

三十一

めだと思つてゐるのです。そういう意味で、きょうは二つ宿題を出しますので、これは本場に真剣に検討してもらいたい。

三つ目は、これは国税庁の方です、大臣よくわからなと思うから。私がかつてここで酒の問題をやつて二十年になるのです。当時泉閣税部長のときに当委員会で酒の問題を取り上げました。それから二十年。その二十年の間ちつとも変わらない問題が幾つかあるのですが、生産者は酒の場合多数にあつて弱いものですから、競争が働きますとともかく一本つき、二本つきというのがある。一箱十本の箱に一本つきます、二本つきます。それは現実にあるのです。現実にあるということ为国税庁は承知していますか。

○小泉政府委員 景品の問題につきましては、從來から業界自体が公正競争を実現するということが公正競争規約というものをつくりまして公正取引委員会の認可を受けて実施いたしております。その実施状況になるわけでございますが、そういった景品につきましては、過大な景品は業界としても差し控えるというふうな公正競争規約になつておりますので、現品でもって景品をつけるということはないような雰囲気醸成されつつあるということ、私どももいたしまして、個々のケースについてはまことに申しわけないのですがつまびらかではございませんけれども、一般的情勢としてはそういった現品つきというものはなくなりつつあるというふうと考えております。

○堀委員 役所というところはもう二十年前も同じようなことを言つてゐるのだ。私は本当はそういう答弁が大体気に入らないのだ。調べておりませんからわかりませんがいいのだけれども、調べるのなら調べてもらわなければ、そんなだんだん減つてゐるなんて言つて、具体的な事実を答えられるのですか。実は何本つきがあつたけれども現在はここまになつたといつて国税庁答へられますか。答えられないでしょう。

○小泉政府委員 一般的なそういう現品がついた景品というものはないものと考えております。し

かしながら、いろいろな事情がございまして、たとえば新製品を出すといった場合にこれを見本として出す、そういったような場合はあらうかと思ひます。

○堀委員 閣税部長、それじゃ私が事実を挙げたらあなた責任とりますか。こういう事実がこここでこういうふうにある。あなた、ないと言つたのだから、国会でないと云つたら、私は事実を挙げるから、それじゃ責任とるといふことになりませんか。ちよつとそこところ、あなた、はっきりしてください。私は何にも証拠をつかまないのでこんなことを公の場で言わないですよ。いいですか。証拠を持つてゐるから言つてゐるわけだ。それを、あなた、いま、ございませんと云つたのだ。そんなことないですよ。証拠があるのだから。きよは時間があつたからこれでこまめにしておくけれども、ともかく、大蔵大臣、私は景品つけたつてそんなに悪いと思つてゐない。それはつけることは競争原理で仕方がない。それを消費者に還元しろということをや委員会でも何遍も言つてきてゐるわけだ。二本つけたといふことは要するに二割引きになつてゐるわけだから、二割全部出せとはいへない、一割引きにして消費者に渡ささい。そうするのなら私は二本つけようと思つてゐるのだ。だけれども、つけない方がいいけれどもそれは無理だから、つけるのなら消費者に還元しろということは何回も言つてゐるけれども、小売市販は全然そういうことをやらないのだ。だからこれも実は競争原理の問題が働かない仕組みになつてゐる。私はかつてから小売市販の免許をどんどん出せ、しっかり競争をやらせろと言つて、いま小売はすいぶんふえてゐるのですよ。にもかかわらずこの問題がまだ消費者に還元がない。第一点。

もう一つの問題は、マージンが酒類業務の中であつて日本酒が一番多いのですよ。国税庁、それでしよう。

○小泉政府委員 清酒とほかの酒類と比べてで

ございますか。

○堀委員 そうです。

○小泉政府委員 率としては高いと思ひます。

○堀委員 だから要するに清酒はそういう意味では非常にうまみのある商品になつてゐる。そうして業者数が多いものだからまあそこそこいろいろやつてゐるのりべつとがどんどん出てきてゐる。私はかつて直税と間税とで両方一遍調べてみるよといったことを提案してみたけれども、大蔵省はやれないのだな。これもおかしいです。だから、私はそういう意味でもうちよつと酒類行政というのはフェアにやつてほしいという気がするのです。リベートを出したらそのりべつのうちの半分は消費者に還元しますということがきちんとなるなら、私は別にリベートを出していかぬと言われないわけだ。それは競争だから仕方がない、競争力のないところは出さざるを得ないのだから。そこまで出していかぬと言われないのだけれども、全然消費者に還元がなくて全部小売の末端のところへ集積されるということではどうも公正な欠くと思うので、その問題もひとつ大臣、政治家の立場で――質問したらあつた回答しか返つてこないわけだ。私は、何も間税部長に恨みがあるわけでもないからどうこうする気はないけれども、しかし、私の立場からしたら、ばかにされた答弁だなどという気がするんですね、率直に言う。だから、そういうことのないようにするためには、大臣、この際この流通問題を真剣にひとつ――これは、ナショナルブランドをわれわれがいろいろと配慮してやろうというのかかわらず、そういう末端の小売機構があつたのでは、ここでストップして、われわれのそういう、大変勇気が要ること、いろいろやろうとしたつて生きてこないので、これはやはり上からさつと流れるようにいかに限りこの問題は画面点晴を欠くということになりますので、これも含めて、大臣、ひとつ真剣に対応を考えてもらいたい。お願いいたします。

○渡辺国務大臣 確かに、卸屋から小売がおまけ

をもらつても、酒を安く売つてもらつた人は余りないかもしれない。ただ、料理店なんかの場合かなり競争があるんですよ。私のところには那須とか塩原、観光地がいっぱひありますから、やつぱり、聞いてみると直接卸屋でなくて小売屋を通して買つてゐますが、そこではサービス競争がある。ただ、それじゃ旅館とか何か、ただでもらつた酒だからその分だけ安くして売つてゐるかどうか、そこらのところは疑問ですね、これは。しかし、末端でやつぱり競争はされておるといふことは言えるだろうと思ひます。しかし、小売屋がそういう料理店の競争がなくてその分もうければ、当然帳簿の上で売り上げただけ立つて仕入れがないんだからよけい利益が出る、そうすると税金で半分いたたく、そこらのところになつてしまふわけですね。だけれども、どういふふうにしたら何とかうまく還元できる方法が実務的にあるか、非常にこれはややこしい話ですが、せつかくの御提案ですから、検討させていただきます。

○綿貫委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、明二十五日水曜日午前十一時理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

昭和五十六年三月三日印刷

昭和五十六年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局